

平成 2 8 年舟形町議会
第 3 回定例会会議録

舟形町議会

平成28年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 平成28年9月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇 9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成28年9月6日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

平成28年舟形町議会第3回定例会第1日目

平成28年9月6日(火)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長	伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長	太 田 二 三 男
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長	齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長	叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸一	農 業 委 員 会 会 長	加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長	齊 藤 洋 一
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	中 山 進
税 務 福 祉 課 税 務 班 長 大 場 正 江	税 務 福 祉 課 福 祉 国 保 班 長	須 貝 孝 子
税 務 福 祉 課 健 康 介 護 班 長 伊 藤 誠 宏		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 主 任 石 川 忍

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成28年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。4番佐藤勇君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されています。その結果を叶内議会運営委員長より報告をお願いします。

8番 平成28年8月29日開催の議会運営委員会において9月定例会の会期について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。平成28年9月定例会の会期は、本日9月6日より13日までの8日間とすることに議決いたしました。以上報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、ただいま叶内委員長報告のとおり、本日から13日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日より13日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成28年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、議員中央研修に同行

させていただき、台風9号の豪雨による舟形町の甚大なる被災状況を県選出国會議員に報告、その対応について要望することができました。議員各位に心から御礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、台風10号の豪雨災害により亡くなられた方々に心より哀悼の意を表します。また、甚大な被害を受けております北海道、岩手県の被災者に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈っております。

舟形町では、台風10号の被害はなかったのですが、台風9号の豪雨により葉山山系の松橋川流域、堀内川流域で甚大な被害が発生しております。幸いに人的な被害はなかったものの、22日は22時15分に避難勧告を発令して、西又、横山、瀬脇、本堀地区9世帯24人が避難しました。被害状況は現在調査中で、これから詳細が明らかになってまいります。現時点で把握しているもので、道路などの公共施設災害11件、4,320万円、農地20件、6.8ヘクタール、2,300万円、農業用施設14件、3,100万円、冠水などによる農業被害10.8ヘクタール、601万4,000円が出ております。また、補助災害に該当しない小災害や住宅関連被害の復旧に係る補助制度も現在検討しておりますので、その分の予算措置あるいは災害査定等で復旧に係る予算が判明した場合は、臨時会の開催をお願い申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、参議院選挙が7月16日執行されました。有権者の年齢が18歳まで引き下げられて初めての選挙でありましたが、県全体の投票率が62.22%で、舟形町は75.35%と小国町、金山町、大蔵村に次いで4番目の高い投票率となりました。このことは、政治に強い関心のある町民性をあらわしていると感じております。

選挙結果は、自民党が54議席、公明党が13議席と改選前よりそれぞれ議席数をふやし改選議席の過半数を大きく上回り、政府与党としての圧倒的な力を見せました。

一方、県選挙区では無所属の舟山泰江さんが自民党の月野薫さんを大差で勝利しました。これは、TPPの問題やアベノミクスの効果が地方まで行き渡っていないことをあらわしていると思います。これから舟山議員が山形県発展のために精励されることを心からお願い申し上げます。

また、新しい参議院議員が誕生するということは、古い参議院議員が道を譲られるということでもあります。前岸宏一参議院議員につきましては、参議院予算委員会の委員長の大要職を務めるなど、3期18年にわたり山形県の発展のため、とりわけ新庄最上地域の発展のため国政と地方の太いパイプ役となってお尽力賜りましたことにつきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

自身も金山町長を経験なされ、山形県の町村会長の要職を務められたので、とりわけ山形県町村会の要望活動に対しては、一方ならぬご指導、ご支援を賜りました。重ねて敬意と感謝を申し上げます。これからも健康に留意され、政治活動50年の実績のもとに新庄最上地域の地方

自治発展のため、ご指導いただきますよう心からお願い申し上げます次第です。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 元衆議院議員近岡理一郎氏告別式について。

6月9日木曜日、元科学技術庁長官の近岡理一郎氏のご逝去され、18日に真室川中央公民館でお別れの会が開催されました。県議会議員として6期24年、県議会議長の要職につかれた後、昭和55年から衆議院議員として7期連続当選され、山形新幹線の新庄延伸や東北中央自動車道の整備促進にご尽力いただきました。なまりが味わい深かった近岡節と言われた先生の話はまだに忘れることはありません。これまでの近岡先生の新庄最上地域発展のためご尽力いただきました功績に、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

(2) 縄文文化発信サポーターズの設立総会について。

7月12日火曜日東京千代田区ホテル「ルポール麹町」において、縄文文化発信サポーターズ設立総会が開催されました。このサポーターズは、世界に誇る日本固有の縄文文化を2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、国内外に広く発信していくことを目的に組織されました。設立総会には、全国から縄文文化に縁のある40の市町村長が一堂に会し、私もそのメンバーの一人として参加しました。会長には國學院大学名誉教授小林達雄氏を、代表幹事に全国市長会長である新潟県長岡市長、幹事に全国町村会長の長野県川上村長、ほか3名、顧問には俳優の津川雅彦氏を選任し、今後連携を強化し活動していくことを全会一致で確認しました。

(3) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定について。

8月26日金曜日、障害者支援施設光生園、指定介護老人福祉施設えんじゅ荘、地域密着型福祉複合施設ほなみ並びに介護老人保健施設舟形徳洲苑からのご理解とご協力を得て、町と各福祉施設等が連携し、大規模災害が発生した際にご自宅で介護を受けている高齢者や障害者、特別な配慮を要する妊婦や乳幼児を受け入れていただくための福祉避難所を設置、運営をしていただけることになり、その協定の調印式が行われました。

この協定により、大規模な災害が発生した場合、一般の避難所で生活することが困難で特別な配慮を要する方々が、より安心でより安全な避難所生活ができるようになります。

(4) リングロー株式会社との契約、記者会見について。

7月26日火曜日、豊島区池袋にあるリングロー株式会社本社で、旧長沢小学校校舎の無償貸し付けの契約を受け、今後「長沢集学校」として事業展開していくための記者会見が行われました。参加マスコミは8社ほどあり、リングロー株式会社の碓社長みずからプレゼンテーションを行い、その後、町として町の概要とこのたび同社の事業展開への期待感を述べさせていただきました。その後、埼玉県新座市にある工場に案内され、業務内容を視察させていただきました。

した。校舎利用については、まだ利用計画段階ではありますが、計画どおりの事業展開ができることを期待しております。

(5) 県中学校総合体育大会の結果について。

7月23日土曜日、24日日曜日に、県中学校総合体育大会が行われました。柔道女子個人の部では、2年生の溝口葵さんが優勝、3年生の沼沢真緒さんが準優勝し、二人とも東北大会に出場しました。東北大会の結果は、溝口葵さんが準優勝、沼澤真緒さんが5位というすばらしい結果でした。溝口葵さんは、新潟県で開催された全国大会に出場し2回戦まで進んでおります。

相撲は、個人3年生の部で斎藤大夢さんが優勝するなど、出場選手全員が好成績をおさめ東北大会に駒を進めました。団体の部では、決勝リーグ4戦全勝で堂々の優勝、東北大会でも準優勝となり、石川県で行われた全国大会に出場しました。予選リーグは2勝1敗で決勝トーナメントに進み、1回戦で高知県の強豪校から1勝2敗で惜敗しましたが、その健闘は称賛に値すると思います。

野球部は、春に行われた選抜中学校野球大会で全県制覇し、ことしも優勝候補に挙げられていましたが、準々決勝で敗退となりました。

ソフトテニス、水泳、陸上競技、バドミントンは残念ながら東北大会へと勝ち進むことができませんでしたが、子供たちの活躍を保護者の方々と一緒にたたえたいと思います。

これから3年生は受験勉強となりますが、これまでの各種大会で培った精神力と集中力を受験勉強に生かしていただきたいと思います。

以上、5件について行政報告を申し上げます。

なお、6月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

5番 おはようございます。

それでは、通告書に従い今回は2点について一般質問を行います。

まず、最初に「協働のまちづくり条例の制定の経緯を問う」と題して行います。

私は、まちづくりの礎となるよう、町民と町、または町民同士が協働してまちづくりを進めるためのルールを示すものとして、昨年9月定例会で「協働のまちづくり条例の制定」について一般質問を行いました。その際の回答は、協働のまちづくり条例は協働のまちづくりを進めるためのルールであると理解しており、今後ますます重要となる協働のまちづくりを発展させるためには、条例制定は効果的であり必要と思います。今後、条例をつくるに当たり、第1に、内容をきちんと記述する。第2に、どういう町にしていくかについて町民の意見を反映させる。

第3に、それぞれが努力して具体的に実行できる内容にする。この3点に注意しながら進める必要があると考えている。

このことを具現化するために、（仮称）協働のまちづくり条例検討委員会を立ち上げて、協働のまちづくりについて住民の理解を得ながら進めることが重要であることから、この事業は来年度から段階を踏んで進めるとの回答でした。

1年経過の中で、新しく森町長が就任し、担当課長もかわり、このことについて森町長の考えや経緯等について質問します。

次に、「若あゆ温泉大規模改修工事を問う」と題して行います。

若あゆ温泉は、町唯一の温泉施設として町内外から毎年14万人から15万人の多くの方々から利用されています。若あゆ温泉では、これまで利用者の声を聞きながら一部改修工事を実施して対応したことが利用者の増につながっていると考えています。また、景観もよく、清流小国川、月山、葉山など多くの山々と町内が一望でき、すばらしい施設と思っています。来年度から実施予定の大規模改修工事の中に、温度が高いのも好む方、また反対にぬるめを好む方がいますので、風呂を男女とも2カ所にして対応したらどうかというふうな提案であります。

大規模改修工事の内容と、風呂2カ所設置について質問をします。

よろしくお願いたします。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の「協働のまちづくり条例の制定の経緯を問う」についてのご質問にお答えします。

昨年9月の定例会において、前町長が答弁した内容については、おっしゃるとおり協働のまちづくり条例はそれを進めるためのルールであると理解し、具現化のために（仮称）協働のまちづくり条例検討委員会を立ち上げて住民理解を得ながら、平成28年度から段階を踏んで進めると回答しておりました。

協働のまちづくりは、これからの行政運営に欠かすことのできない重要な視点であり、自立していくための必須条件でもあると思っております。そして、その実現のために、名称は別にしても協働のまちづくり条例的な条例の制定は、方法論の一つでもあると認識しております。

このたびの質問を受け、協働のまちづくり制定への町としてのアプローチを顧みましたら、町では平成23年6月に岐阜県の多治見市に研修に行っております。内容は、「市政基本条例、市民参加条例、健全な財政に関する条例」等を制定している市で、このたびの質問の協働のまちづくり条例と同等のものであり、その経緯や目的効果について訪問し研修した経過があります。

多治見市では、庁内での試案検討から4年の歳月を費やしているようです。単に条例のみを策定するのであれば、他自治体の条例を切り張りしながらつくことは難しくはないと思いますが、住民の理解、住民への浸透がないままでは意味がなく、住民と一緒につくり上げるス

タンスが必要であります。そのためにも、住民がその必要性を判断する機会をつくっていくことが必要だと思っております。

この報告では、その当時でそうした条例を制定している自治体は200ほどあり、目新しいものではなくっており、制定してすぐに成果が目に見える性質の条例ではないので、その後制定する自治体においては制定に至る経過がより問われるものとなっているという報告を受けております。

いずれにしましても、住民がその必要性についての判断をしてもらう機会をつくることが必要であり、その際情報提供についても偏ったものでないよう、まちづくり審議会委員の意見を徴取しながら検討し、町民への情報提供をしていくところから始めてまいりたいと考えております。

次に、「若あゆ温泉大規模改修工事を問う」についてのご質問にお答えします。

若あゆ温泉は、平成4年着工、平成5年8月より営業を開始しています。町の主要な保養施設として県内外から多くの方々よりご利用いただき、平成27年度では15.2万人の方よりご利用いただいております。また、町民の憩いの場、健康の維持・増進施設としても利用していただいている施設でもあります。

若あゆ温泉は、創業24年目を迎えましたが、お客様より気持ちよく利用していただくため、またお客様のニーズに応えるべく四季を通して各種イベントを開催するなど支配人以下温泉職員一丸となり頑張っていたいただいているところでもあります。また、平成25年3月に温泉から眺める景色が山形県眺望景観資産第4号に指定されるなど、まさに町民の誇りの施設です。

その一方で、議員指摘のように建築以来24年も経過していることから、温泉施設やコテージ、センターハウスを含めた周辺施設も老朽化が進んでおります。これまで、一部修繕を重ねながら何とか施設の維持管理に努めてまいりました。しかしながら、若あゆ温泉を含めた周辺施設全体が老朽化している現状を考えますと、大規模な改修が必要であると考えました。お客様にご迷惑をおかけすることなく気持ちよく利用していただくなど、利用客の増を図れることや財政的にも過疎債を充当できて有利で、施設の維持管理面でもよいと考えております。

実際に改修工事に取りかかることとなった場合は、これまで寄せられたお客様の声や温泉職員の声を聞いて、施設の改修に取り組みたいと考えています。現在、寄せられている意見としては、温泉施設の外装改修、バリアフリー等の内装改修、ポンプやろ過器の機械器具の入れ替え、休憩室等の間取りの改善、シャワーや洗い場などの浴室内の改善などがあります。

議員提案による浴槽を2つについては、設計業者とも検討してまいりたいと思いますが、浴槽と脱衣場を含めた浴室のスペースや浴室内の建物構造の関係、揚湯量の調整の課題、維持管理経費などを考えますと、現在のところでは難しいものと考えております。

いずれにしましても、年間を通して多くの方々よりご利用していただける温泉であり、お客

様が利用しやすい施設を目指して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

5番 協働のまちづくり条例の制定一つをとっても、町長の考え方というのは非常に大きいものがあるというふうに考えております。そういった中で、まず最初に森町長にお聞きしますが、町長就任後6カ月を経過しての感想、そして今後の決意等お聞きしたいというふうに思います。

町長 協働のまちづくりについては、平成17年当時住民投票により新庄市との合併をしないというふうなことになりまして、その際に協働のまちづくりが必要だというふうなことで、そのために協働のまちづくりの基本条例をつくるべきだというふうにその当時企画調整班においていたときに考えておりました。それについては、今後とも必要な条例であります。先ほど答弁したとおり、住民としっかりとしたものをつくり上げていかないと、つくっただけではだめだというふうに思っておりますので、時間をいただきながらその点についてはやっていきたいというふうに思います。

また、6カ月を経過した感想等これからの決意というふうなことでございますが、やはり6カ月間の感想といたしましては、内外ともに非常に多忙であるというふうな感想は持ちました。その中で、やはり今回の台風9号のような緊急的な対応を迫られるものもありますし、その中で私が選挙のときに公約したことを一歩ずつ少しでも早く対応していきたいというふうに思っておりますので、そのことについては時間をかけるもの、すぐにできるものを取捨選択しながら、さらには財政的に継続できるものというふうなことを念頭に進めていきたいというふうに思います。

ちょっと余りにも簡単な回答になったかもしれませんが、とりあえずそういう状況であります。

5番 ありがとうございます。

基本的には森町長も必要であるというふうな認識は同じなのかなというふうなことを感じました。そういった中で、1年間の中でこの具体的なアクションを起こせなかったという理由は何でしょうか。

町長 奥山議員の質問の中にもありましたけれども、前町長が退任なされたこと、それから課長が退職なされたことの中で、その28年度へのアクションというものがその段階、9月の定例会の質問以降起こされなかったのが一つあるのかなというふうに思っております。残念ながらその点についても、私のほうに引き継ぎというものがございませんでしたので、今回また1年を経過した形にはなりますが、少なからずこのことについては何らかの方向性を持ちながら、どのような方法でいいのかをじっくり考えて、さらにこの条例の先ほどの答弁にもありまして、しっかりと住民と一緒につくっていかねばやはり町民の役割、町としての役割、議会としての役割、それぞれやはりそれぞれの立場の中でお互いにすばらしい町をつくっていかうというのがこの基本条例だと認識しておりますので、それぞれやはり絵に描いた餅にならな

いようなことをしっかりとつくっていくために時間をかけながらやっていきたいというふう
に思っております。

5番 今、町長の答弁の中にありました経過が大事、私もそう思います。その中で、具体的にじ
ゃあ経過とは何ぞやというふうになってきますが、私考えるには、やはりこの検討委員会を早
期に立ち上げながら、その検討委員会に入った方々がいろんなところに研修を行って見聞を広
めながら、やはりこの先進地研修をしながら見聞を広めて議論を重ねながら少しずつこの条例
制定に向けてやっていくということが、人づくりにもやっぱり私はかかわってくるんじゃない
のかなというふうに思っています。その事例として、隣の大蔵村でありますけれども、こうい
うふうな大蔵の未来を考える若者ミーティングプロジェクトの記録ということで、若者こうい
うふうに25人、この中に役場職員4人入っていますけれども若い方々、この方々でこういうふ
うなこれからの大蔵村はどうすべきかということで若者たちの目線でこういうふうな冊子をつ
くっているということなんです。そして、幸いにも大蔵村では日本で最も美しい村連合とい
うふうな組織に入っています。その組織とは何ぞやというふうに私が見たら、非常にこの日本
全国の地域づくりのトップランナーのところが入っているということであります。紹介すれば、
秋田の東成瀬村、これが今大蔵村でやっている村営の学習塾、これの先進地であります。あと
徳島県の上勝町、これは葉っぱビジネスで成功したところ。あと高知県の馬路村、これは
ユズで6次産業で成功したところ。特に馬路村の村長さんの話2回ほど私聞きましたが、耕地
がもう4%しかないということで96%がもう山間地で、その中で生き残っていくためにどうす
ればいいのかということで頑張っている村。あと、長野県のおやきで有名な小川村とか、あと
鳥取県の智頭町、あと島根の海士町ということで、いろんな全国のこのトップランナーの地域
づくりで、トップランナーが行っているところの連合の組織に入っているということで、こう
いったところにこの若者たちを研修にやっているということなんです。やることによってやっ
ぱりいろんな見聞を広めながら、これを具体的にしていくために大蔵の中でどうすべきかとい
うようなところを考えたというふうに思うんです。要するに、私は先ほど来言っているとおり、
家庭が大事、私もそうです。その家庭の中で人づくりも一緒にやっていったらいいんではない
のかなと。特に大蔵村で思ったのが、この地域協働のまちづくりにもかかわってくるような大
蔵村の美しい村づくり条例、これが22年3月に制定しております。その内容は、村の責務、村
民の責務、企業等の責務をこれ明確化しているというようなことなんです。やっぱり、これか
ら大事になってくるのが自助・共助・公助、これがきちっと文書化で分けておかないと、何で
もかんでも行政にやってくれというような形で、もう投げ込まれれば応えざるを得なくなるわ
けです。そういったところが現在の舟形町にはそういうふうな条例化したものがないというふう
なところで、逆にいろいろな面で不都合が出ているのかなというふうな感じがします。そうい
ったことで、今私が申したことについて町長の考えをお聞きしたいと思えます。

町長 日本一美しい村連合には、大蔵村さんのほかに山形県では飯豊町が加入しております。その件について、私も大蔵村の加藤村長のほうにお話を聞いたところ、今は加入するのも基準が厳しくなっておりまして、早々入らんねくなっているなど。私ら入るときは非常にまだそんなにハードルが高くなかったので、という話をいただきました。それで、加入してからやはり町として、村長としていろいろな市町村のよその自治体の話を聞いて成長してきた経緯があるというような貴重なお話を大蔵村長から聞いておりました。さらに、馬路村、上勝町については私が職員時代にその職員ともお話をした経緯がございまして、やはり何も無いところなんです、両方ともお聞きをしましたところ。その中でいろいろと、その中でないものを欲しがると、あるものの中でそういったまちづくりを進めていきたいというのが職員の考え方があるようです。今、奥山議員が言われるとおり、やはりこのまちづくりの基本条例を制定するにしても時間をかけてというのは、ある意味人をつくっていくというその時間をかけてリーダーをつくっていくということにも、人材を育成していくということにもつながるんだというふうに私は思います。そのために必要な研修等については、ぜひ職員の方から、それから職員ばかりではなくて議会とともに、こういうまちづくりもあるんだというようなところと一緒にやっぱり研修して、町民の方も含めて研修をしながらやっていく必要があるというふうに思います。その中で、やはりよそのところの理想とする部分と、舟形町の今の現状を把握して、その中でよりよいものというふうなことを選択して基本条例につなげていかないとだめなんではないかと。よその部分のいい部分を見てきて、それだけというのはやはり違うのではないかとというふうに思いますし、舟形町の土壌に合った作物なりというものを植えなければ育っていかないというふうに思いますので、舟形町の方式となるそういう基本条例をしっかりと、先ほど申し上げましたとおり町民とともに、職員とともに、議会の皆さんとともに作り上げていく必要があると思います。そのための研修等については、ぜひ時間をかけながらやっていきたいというふうに思います。その点については、ご協力をまたありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

5番 町長の強い思いを受けて、ほっとしておりますが、ただここで心配なのが本当に具体的に今年度からアクションを起こせるのかと、考えだけで終わってしまうんじゃないかというふうな危惧しているところです。そういった中で、やっぱりこれからは今後町を担う若者を中心とした実行委員会を立ち上げて、いろんなところに研修をやって、そして条例制定に向けてやっていくという。もしかしたら条例つくるのが3年後、4年後になるかもしれないけれども、これはしょうがないと思うんです。ただ大事なものは、その過程の中でいかにそういう人材育成をやっていくかというところが本当にキーポイントになってくるだろうというふうに思います。そういった中で、具体的なアクションを本当に起こしていただいて人材育成を兼ねたことを、本当に今年度から起こせる、起こしてもらいたいという私の強い思いなので、この辺についてもう一度町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 その点については、その検討委員会の準備委員会とかそういう形になるかと思えますけれども、何とか今年度中にどのように進めたらいいかも含めて、まちづくり課を中心にその結論を出して行って3月までには何とかその準備委員会でもできるような形のものを、私もしっかりとやっていきたいというふうには思っています。

5番 大変力強い答弁ありがとうございます。そういったところで、ぜひまちづくり条例を契機とした人づくり、これをぜひとも進めていただきたいというふうには思います。

そのまちづくり条例の中で、ちょっと町長に視点を変えていただいて、現在は町内会単位でまちづくりが進められておりますが、その町内会という各世帯において高齢化が進んでいるのも現実です。そういった中で、町内会活動、まちづくり活動、現在は町内会で一括して両方やっているわけですが、このまま高齢化が進んだときに町内会活動だってこれ以上ふやせない、新たに地域づくりもなかなかできなくなるといったときに、町内会活動と地域づくり活動というのが今は町内会単位でやっていますが、これはこのままでいいのかというようなところなんです。私はやっぱり町内会活動はこれ以上はふやさないで、町内会の中で別組織の地域づくり協議会的なものをつくって、そこには参加自由的な形にしたほうがよりよい地域づくりができるのではないのかなというふうな感じがするわけです。そういったところで、町長この現在の町内会単位のまちづくりについてどのような考えを持っているのか。

町長 今、奥山議員の言われたことも一つのまちづくりの方法だというふうに思いますし、当然人数の少ないところについては、その活性化委員会等も町内会と同じ役員になるというようなそういう場合もあります。やはり、それぞれの町内会でのその状況をしっかりと見きわめて、それぞれの身の丈に合ったようなその町内会の活動をすれば、他町内会に比べて例えば行事が少ないとか、そういうことでその活性化というふうな物差しではなくて、活性化 持続可能なものをつくっていくことが活性化だというふうに思いますので、地域が持続性ができるようなそういうものであれば行事等は少なくとも活性化しているというふうに私は思いますし、それぞれの町内会でのそれぞれの判断基準の中でそのことはやっていければというふうに思います。当然、奥山議員がおっしゃられたことについては、当然のことでもありますし、それぞれそのことを全部の町内会に全て当てはめるというのもこれは無理があるというふうに思いますので、それぞれの町内会でのそれぞれの活動を、やっぱりそれぞれの町内会の中でしっかりと話をしながらやっていくということが大事かというふうに思います。

5番 当然の回答だなというふうにお聞きしましたが、基本的には町内会単位というふうなことを中心にしながら、その町内会に任せているというふうなことでありますが、そういった中で各学区ごとに集落支援員というような方々を置いていただいて、旧小学校単位の活動というところにも町のほうでは支援をしているところではありますが、この辺のところ森町長が考えている各小学校単位の連合町内会のありよう、そしてまた各集落ごとの町内会、このかか

わりについて町長の見解どうなのかお聞きしたいと思います。

町長 学区単位の連合町内会としての役割でございますが、やはり地域で何かを要望もしくは複数の町内会に属するようなそういったことがあれば、その連合体としての役割というのはあるかと思えますけれども、連合町内会全てがいろんな行事をやるというふうなことになりますと、例えば私どもの堀内地区でいくと400年続く盆踊りがありますけれども、その中でもやはり前町内会が参加するということではなくて、それぞれの町内会の行事がそのときに開催されることもあります。そういった中で、やはりそれぞれを尊重しながらも大きなところでのつながりという部分では必要だというふうに思いますので、余りそこに集約的にするというのも一つそれぞれの連合町内会の考え方だというふうに思いますので、それぞれの連合町内会においてそれぞれの町内会長がその点についてはどのようにしたらいいかというふうなことを考えていただければ、町のほうとしてもそれに対する支援をしていきたいというふうに考えております。

5番 私も集落支援、要するに庄内地区に行くと各小学校単位の地域活動が主で、これに各町内会の活動がついてくるというふうな組織であります。この最上管内についてはどちらかというと町内会単位の活動が主になっているというふうな体制でありますので、一長一短あるだろうからどっちがいいということは言えませんけれども、ただ言えるのは、庄内地区あたりに行くと専門の職員を行政で派遣して、そこに事務局として置いているというふうなところで、非常にこう力を入れているというような感じがしたわけでありまして。そういった中で、舟形町でも集落での活動がなかなかできなくなっている集落もあるということを考えていくと、少しはやっぱり連合町内会の活動というものも考えていかざるを得ないのかなというふうな感じがするわけでありまして。この辺については、やっぱりこれからの課題だろうと私も試験的に富長学区でいろいろやっておりますが、なかなか富長学区ですら旧集落単位の活動がなかなかそこをすり合わせていくというのが非常に難しいというふうなところが実感であります。そういった中でありますけれども、新たなものもつくっていかざるを得ないというふうに思います。このことについて、今後舟形町の財政も非常に厳しくなってくるというふうなことが想定されるわけでありまして。そういった中で、先ほども質問しましたが自助・共助・公助、公助についてはかなり限界がきているのかなというふうな感じがするわけでありまして。そういった中で、片一方では高齢化が進んで、これまた自助も難しくなっているというふうな中で、じゃあその中間にある共助についてこれからはやっぱり大事になってくるのかなというふうに思いますが、特に共助で感じるのが雪の問題です。やはり地域で共助が徹底しているところについては、さほど問題なくいっているのかなというふうに思いますが、今後この共助についての進め方といいますか、森町長がもっとやっぱり強固にしていくべきなのか、現状のままでいいのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

町長 自助・共助・公助ということについては、非常にまちづくり基本条例とも関連してまいり

ますけれども、非常に重要なことだというふうに思っております。やはり、基本的には自助、その後共助、地域でその方々をフォローするという、それでそれもだめであった場合については公助というような形の中で地域づくりがなされれば非常に効率的な町の運営ができるというふうには思います。やはり、ただ高齢化というもの、それから少子化というものがやはり舟形町でもあります。その中でやはり自助ができなくなってきた方々を、今度共助していたその方々もまた年をとっていくというふうなことで共助もできなく場合があります。特に、雪の問題についてはそのとおりでありまして、福寿野の町内会についてはすばらしい共助のシステムをつくり上げているというふうに思っております。その点については、本当に敬意を表したいというふうに思いますけれども、そういったシステムがやはり全町内会に本当は広がっていただけると非常に町のほうとしても助かるというところがありますが、やはりそのようにいかなないその地域づくりの差といいますか、そういったものもありますし、地域、地域の問題もあるというふうに思いますので、その中でやはり共助というものはこれからも育てていかなければいけないというふうには思っております。そこをどうやって伸ばすかということが先ほど言った人づくりとか、そういったところにつながってくるんだというふうに思いますので、先ほど言ったところの人づくり、リーダーづくりというふうなものをしっかりと支えていけるようにしたいというふうには思います。それがだめだった場合については、公助というふうな部分で私の公約でもありますけれども、雪の苦労を減らすというようなことの中で今年度生活道路の整備と、それから除雪等についてもできる限りの公助をしていきたいというふうに思っておりますので、ただしやはり基本は自助であり、その後共助であると、その後に公助というふうなことで考えておりますので、今後ともいろんな面でご指導いただくことがあるかと思いますが、ご協力も含めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

5番 このまちづくりに関しての最後の質問になろうかと思いますが、このことを再度出してきたというのは、1つは町民をお客様にしまってはだめだということなんです。ともによりよい舟形町をつくっていくんだというふうな土俵に乗せながら、ともにやっていくというふうな環境づくりをしていただきたい。またあわせて、何でもかんでも町、町というふうに来られた場合、職員がアップアップしてしまうということで、本来の町職員が担うべき業務、また町民とのかかわり、これができなくなると私危惧したものですから、この機会だからきちっと文書化してやったほうが町も町民も職員も非常にしやすくなるんじゃないかというようなところで、再度一般質問したわけです。そういったことを酌んでいただいて今後早急にアクションを起こしていただきたいというふうに思います。

次に、若あゆ温泉の大規模改修についてであります。やはり私も正直若あゆ温泉に行くときあります。なかなか足が向かないというのは風呂が熱いからです。私から言えば入っていません。かと言って、じゃあ常連客の方々と話をすると、ぬるいというふうなことなんです。

だから私の感覚がちょっとずれているのかわかりませんが、個人的なことを言って申しわけありませんが、大蔵村のいでゆ館とか大石田の深堀に行くと、熱目とぬる目があるというようなところで、ゆっくり入ってこられます。今の若あゆ温泉の風呂では、私は耐えられません。そういうところで、そういうふうな要望等も私少し聞いているものですから、来年大規模改修等があるとすれば、この辺の要望を酌んでいただきたいというように今回一般質問をさせていただきました。厳しいというふうな回答であります、この辺について町長の見解、時間がありませんがよろしく願いいたします。

町長 協働のまちづくりについては、大変すばらしいことだと思います。憲法改正反対の運動をしていました大学生の団体何て言ったっけな、SEALDsの代表の方が言うておられましたけれども、民主主義に観客席はないんだという言葉がありました。まちづくりに観客席はないというふうに私は置きかえていいのだというふうに思います。やはり町民一人一人がまちづくりの主役なんだというふうに思わないと、いい町はつくれないというふうに思っていますので、その点についてはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

なお、あと若あゆ温泉については、湯量の関係とあと浴槽の関係もありまして、ちょっと熱いお湯になれていただくしかないかなというふうに思います。私もちょっと熱いお湯は苦手なんです、そこら辺はちょっと我慢をしていただかないとだめかもしれません。申しわけございません。

5番 ありがとうございます。

議長 以上をもって、5番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

6番 おはようございます。さきの通告に従いまして、私から2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「介護保険法改正に伴う対応策は」と題してご質問をいたします。

平成27年からの第6期介護保険事業計画では、介護サービス必要量の見込みと、それを確保するための方策、費用の適正化などが定められました。団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、医療や介護の需要のさらなる増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの体制整備と充実強化が重要になると考えられます。

また、平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービスの提供体制の確立が求められております。

今回の法改正により、要支援1、2の方が利用できる介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、町の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行いたします。これに伴う本町の対応策について、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「スポーツ振興で地域活性化を」と題してご質問をいたします。

日本スポーツツーリズム推進機構の設立を受け、スポーツで人が動く仕組みづくり、スポーツを旅行目的とする観光システムの構築などによる地域振興策が提唱されてきました。しかしながら、これまでスポーツと観光は極めて異質な概念として扱われ、学校体育や社会体育においてスポーツの重要性は認められていたものの、スポーツイベントやスポーツ施設が観光資源として扱われることはなく、スポーツツーリズムという概念も一般的には認知度の低いものであったものと思います。

今後は、地域資源を生かしたスポーツ合宿、スポーツ大会の誘致、プロスポーツチームを活用した交流創出など、スポーツツーリズムを積極的に意識し、交流人口の増大や地域活性化への取り組みが期待されております。

このような取り組みによる地域活性化対策について、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 6番斎藤議員の「介護保険法改正に伴う対応策は」についてお答えします。

地域包括ケアシステムの5つの構成要素として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が挙げられます。人口が横ばいで75歳以上人口が急増する都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じることが予想されます。それは、舟形町内の地域によってもある程度当てはまることであり、地域包括ケアシステムは地域の特性によってつくり上げていくことが必要だと考えております。

地域によって高齢者のニーズ、住民・地域の課題、リーダー・ボランティア等の地域資源等が異なることから、平成37年度に向けて地域の自主性や主体性に基づき、特性に応じたケアシステムを構築していきます。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業が町では来年度より実施されます。議員指摘のとおり、現在100名の方が認定を受けている要支援1、2を対象とした介護予防訪問介護と通所介護が、地域支援事業に移行されます。町の昨年度実績で、ホームヘルプサービスの訪問介護が月13件、デイサービスの通所介護が月41件の利用がありますが、町が主体となる地域支援事業に移行しても質の低下を招かないように、専門的なサービスが提供できるよう現在実施している事業所と委託契約を実施していきます。

委託料や利用者負担については、自治体で設定できますが、現在の給付に沿った料金設定を協議しており、高齢者の不利益にならないように実施していきたいと思っております。

また、介護予防事業として生活機能の低下を防ぐために65歳以上の方を対象とした「いきいき元気・筋力アップ教室」を今月から毎週1回6カ月間開催いたします。さらに、寝たきりや認知症予防のために地域や団体に呼びかけ、週1回3カ月継続する「いきいき百歳体操」を幅・西堀・紫山町内といきいきサポーター合わせて65名の皆さんが、それぞれの集会施設で毎週行っております。

本年3月に策定された第2次「ふながた健康21」に掲げた、健康寿命の延伸を目指すという

目標達成に向けて、家庭・地域・町が一丸となって取り組んでまいります。

次に、「スポーツ振興で地域活性化を」のご質問にお答えいたします。

スポーツツーリズムとは、スポーツを見に行くための旅行及びそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツにかかわるさまざまな旅行のこととあります。

国では、スポーツ先進国としてプロ野球やJリーグ、大相撲、ラグビー、ゴルフなどのスポーツ興行や各地で開催されるマラソン大会などをスポーツ資源として生かし、訪日外国人旅行や国内旅行の振興を図るとの趣旨で、平成23年度にスポーツツーリズム推進基本方針を取りまとめております。このことは、2019年のラグビーワールドカップや2020年のオリンピック・パラリンピックが日本で開催されることもあり、官民を挙げての取り組みとして国が旗を振っているものと思います。

本町において、スポーツに限定しての交流人口の創出ということで町のスポーツ資源、観光資源として挙げるものがあるとなれば、若あゆ温泉グラウンドゴルフ場で開催されている各種大会や、県民ゴルフ場での各種大会があります。スポーツツーリズム資源としてどこまで磨き上げることができるか、また、新たにつくるとしても関連性や継続性において課題もあるように思います。

町でスポーツを観光資源という観点で考えた場合、交流人口をふやしていくことの意味や経済的な効果は、取り込みにおける宿泊場所がないことや消費につながる施設がない分、町としては経済的なメリットを享受できる環境にはなっていない状況であると思います。かと言って、町が観光業として宿泊施設を整備するといった対策をとれる状況でもないので、観光という観点でスポーツ資源を考え、地域活性化に結びつけるのは現状では難しいと考えております。

6番 それでは、二、三、再質問をさせていただきます。

まず、介護保険法の件でございますが、この介護予防日常生活支援総合事業につきましては、29年度末まで整備しなくてはいけないという縛りがある中で、他町村、例えば真室川さんとか他町村では既に体制整備がなされております。本町では来年から実施ということでございますが、本町の移行に向けた現在の準備体制といいますか、どのような状況なのか伺います。

町長 その状況については、それでは申しわけございませんが、私ちょっと把握していないものですから、税務福祉課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

税務福祉課長 準備体制につきましては、今回6期、27、28、29年度内に地域支援事業の整備を整えて行いなさいということが今回の6期の計画の中で示されております。議員おっしゃるとおり、真室川は28年度より地域支援事業を実施しております。舟形町は29年度実施のために、今職員で鋭意いろいろ地域に出張ったりして検討を重ねていますし、今後地域ケア会議等も設立していかなければなりませんので、そのための準備段階というふうにご了解をいただきたいと思います。

6番 その準備段階の具体的な内容をお聞きしたかったわけですが、書き物によりまずと対象者のニーズの調査をすとか、またその受けたニーズ調査によりまして地域それぞれ実態が違うわけですから、それを基礎に検討していくんだよというあたりもありますので、そういうニーズ調査なども加えながら準備をしていただきたいというところがございます。

今、課長の答弁にもございました29年度内に整備をすればよい話ではございますが、第6期中に実施を踏まえということで、必要に応じ来年からでございますので、その29年になりますと第7期の計画を進めなくちゃいけないという中でございますので、できるだけ早く移行したほうがいいということでございます。ここまで来てすぐやりなさいというのはできない話でございます。来年からだという話でございますが、さまざま今申し上げましたように早期移行での優位性といいますか、そのあたりもでございます。先ほど申し上げました、他町村で既にスタートしておる中で、本町がちょっと出おくれたという原因でございますが、本町のその体制整備といいますか、人員不足といいますか、そのあたりが原因なのか、どうして早くもっと福祉の町として取り組めなかったのか、そのあたりをお伺いします。

町長 介護保険の改正の中でのタイムスケジュールにありまして、28年度が経過措置期間として国のほうでも認められておりまして、舟形町のほうでは議員おっしゃられるとおり29年度からの取り組みとしたというふうなことで前任のほうから聞いておりますので、そのような取り組みがもう既に27年度のうちから29年度で実施するというような方向で決まっていたように思います。確かに、議員おっしゃられるとおり職員数の少なさというのは一つあるかと思えますし、今年度28年度において介護保険のほうに若干人をふやしておりますけれども、やはりそういったところの中で介護保険、いろんな制度改正されいろんな地域事情を考えながら新たな計画をつくらなければいけないという事情でございますので、そういったことでしっかりと今後やっていきたいというふうに思いますが、事情的には27年度の段階からもう29年度になっていたというようなこともございます。それに向けて、一応28年度は増員しながら考えているというふうなことをご了解いただければというふうに思います。

6番 もう既に6期がスタートした時点、27年から舟形は29年の4月からスタートだとそういう想定だったということでございますが、例えば29年4月に移行した場合、第7期の先ほど申し上げました計画の策定段階で実績がないわけです。実施データがないわけですので、適正な事業規模といいますか、それが勘案できないといいますか見込めないという実情がございます。こういうことから想定すれば、その27年度でその29年度スタートというその時点でも間違っていたんじゃないかなと私は思うわけですが、今後平成37年に向けまして包括ケアシステム基本要素であります生活支援なり、介護予防への取り組みが困難になるとそこまで言われている、おっしゃっている先生もおります。このあたりの見解について、おくれることによつてこういうこともあり得るんだよというそういう見解について、町長はどのようにお感じでし

ようか。

町長 確かに、その先生のおっしゃられることも一つあるかと思えます。その場合については、舟形のような人口規模のところではなく、いろいろなところの大規模なところというところも一つはあるのかなというふうに思います。私どものほうで今現在要支援、要介護1から3で大体400名ほどの認定者がおります。それらの方々に対してしっかりとフォローできるような、そういう計画をつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

6番 その総合支援の改変の中で、高齢者の予防介護が求められているわけですが、予防介護のほかに高齢者の社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるということをおっしゃる先生もでございます。このあたりについて、社会参加、社会的役割を果たすということで生きがいといいますか、それにつながるということでそういうことについて町長の具体的な方策といいますか、方針がございましたらお伺いします。

町長 具体的な方策ということで、これをやりますというところは今のところはっきりと申し上げられるものはございません。ただ、先般、大石田の駅前につくられているレインボーヒルズというような建物を視察させていただきました。そこについては、サービスつき高齢者住宅、それから子育て支援住宅、それから一般の入居者というようなことで、3つの階層といいますか、3つの方々と一緒に建物の中に住むというようなそういう施設でございました。そういうものの中で、やはり地域という建物という一つのコミュニティーなんでしょうけれども、その中でやはり子供の面倒を見たりとか、いろいろなそういったことについてはお年寄りに頼むというふうなこともあるそうです。そういった中で、社会とのかかわりをできる限り持たせるような、そういったものを町としても考えていかなければいけないのではないかと。ただ単にお年寄りを集めて一方的にサービスをするということではなくて、やはり議員ご指摘のとおり地域とのかかわり、それぞれのお年寄りに対してもしっかりとした仕事、役割というものを持たせながら生きがいというものを持たせないと、舟形町で目指す健康寿命という部分の中でそれが継続されていかないのではないかとというふうに思っておりますので、今すぐに申し上げることができないのが残念ではありますが、そういったことを具現化できるように検討していきたいというふうに考えているところでございます。

6番 私がお伺いしたかったのは、この社会参加といいますか、先ほど町長のお話の中でその施設の中に一緒にいる、建物の中に一緒にいる子供の子守りをするとか、そういうのも社会参加だと思いますが、そういうことではなくて今高齢者の方が、何ていいますか自分から、子守りもそうですけれども、社会参加はこの地域の中に溶け込んで社会参加、社会奉仕といいますか、さまざまなことをしていけば介護予防につながるんじゃないかということでございますので、そのあたりについて、例えば高齢者の方の現役時代の趣味といいますか、そういうものを生かす場面とか、また興味があるものとか、そういうものの場をつくってあげるというそれが大切

なんではないかなと。たださあやいなさいだけでは、どうしても高齢者の方々だけ集まってやることも困難なわけですので、そのあたり自治体としてバックアップする必要があるんじゃないかなと思うところで今質問したわけですが、再度お願いします。

町長 そういうことについては、私も必要だと思いますし、やはりそのお年寄りの方々がどういったことが必要なかを聞いて、行政が一方向的に押しつけるのではなくて、どういったことをやりたいというふうなことを丁寧にお聞きしながら、それにサポートできるような方向で考えていきたいというふうに思います。

6番 質問を変えます。答弁書の中で、現在町では要支援1、2の方々でトータルで100名の方いらっしゃるといっていただきました。その中で、昨年の実績で訪問介護が月で13件、通所介護が月で41件と約半数でございますが、残りの半数の方の対応といたしますか、なぜそこに参加といたしますかそういう介護なり受けないのか、受けられない状況なのか、また要介護1、2の方々のその13件なり41件の内訳等わかりましたら教えていただきたいと思っております。

町長 その受けないのか、受けられないのかというふうなところについての詳細なことについては、ちょっとわかりかねますので、あとその要介護1、2の方々の内容についてもちょっと申しわけございませんがわかりませんので、税務福祉課長わかりましたら答弁いただきたいのですが。

税務福祉課長 13件と41件の個々具体的なことはあれですけども、議員、決算の主要施策はきょうはお持ちでないですか。決算の主要施策の134ページに介護予防サービス給付費という事項がございます。そこは、要支援1、2の方の予防介護の実績の項目になります。委員のおっしゃられる総合支援事業というのは、予算書、決算書で言えば5款のほうに29年度から移行になるという計画で町は進んでいます。その中で、2款2項1目の介護予防サービス給付事業、これは要支援の1、2の方々のサービスですけども、給付費全体で2,132万6,000円。それから、その中で予防訪問介護が303万1,000円。それから、予防通所介護が1,235万3,000円。予防介護通所のリハビリが351万8,000円。それから、補装具の貸与が80万円というふうに项目的に広範になっておりますけれども、その方々個別に審査をして、そのサービスを提供していることになっています。以上です。

6番 数字はわかりましたけれども、私が言いたかったのは、100名いらっしゃの中で、この対象で13と41で約半数なので、残りの半数の方、受けなかった、受けなくていい状態であれば一番いいわけですけども、そういう、何て表現したらいいのか、単純に引き算をすれば100から50引いて、残りの50の方の対応といたしますか、今の状況といたしますか、要支援1になっているわけでございますので、今後どういう対応をしていくのかお伺いします。

税務福祉課長 介護認定を受けている方は、要支援1、2で約100名。それから、介護1から5で300名。全体で介護認定を受けている方は、400名いらっしゃいます。ざっくり。それと、65歳

以上の方は2,000名です。約その2割の方が介護認定を受けて、それからケアプランなり申請をすればその介護サービスを受けられる方が400名いらっしゃる方ですけれども、その介護認定は受けたけれどまだサービスは受けなくていいという方もいらっしゃるかもしれませんし、こういうサービスを受けたいという方もいらっしゃると思うので、その辺は個々具体的に調べてみなければわからないということでお話をさせていただいたところです。

6番 そうしますと、総合事業の上限額といいますか財源ですが、国からの支出金になるわけですが、基準が事業開始年度、前年度の予防給付、あと介護予防事業の実績が基準となるとございますが、その基準となるのは介護認定、例えば要支援1、2で100名いらっしゃいましたけれども、50名はまだ受けなくていいという実態がございます。その基準となるのは100名なのか、受けたその50名なのか、それはどっちなのでしょう。

町長 その点については、税務福祉課長のほうから答弁させていただきます。

税務福祉課長 介護認定を受ける方については、何らかの身体的なあれによってケアマネージャーもしくは保健師等と相談をさせていただいて、その中で介護度合いの認定事務が新庄市を除いた7町村でやっておりますけれども、その中で介護度というものは決まってくる。その中で自分に合った予防介護であれば、リハビリを含めてする機会はあるわけですが、それについては個々具体的にしていくしかない。それから、介護支援の1、2だけでなく、町長あれですけれども、要支援事業が29年度から実施することによって舟形町はおくれをとったからというご質問もありましたけれども、健康づくり事業の中でいろんな広範に町民の方々にも呼びかけをしまして、先ほど答弁にもありましたように、百歳体操ということで体幹機能の筋力アップを目指しました事業がまだ小さい段階でありますけれども、西堀、それから紫山、幅町内会で実施しておりますし、今回の広報の中でも西堀の方がやられている写真が表紙にも出ています。小さい3名ぐらいでもいいですから、皆さん参加して体力づくりをしましょうということで進めていますので、介護保険法だけの話ではなくて健康づくり事業もありますので、その中で先ほど言いました介護認定を受けていらっしゃる400名の方を今後どれだけ少なくできるかということが町に問われているかなというふうには思っているところです。

6番 ちょっと質問を変えますが、本町で介護ボランティア養成研修というのは開催はしてございますか。もししているのであれば、何名程度の受講者があって、そのボランティアを町に登録するといえますか、そういう事業にかかわっていただくために登録制度などを設けているのか、そのあたりをお伺いします。

町長 済みません。数字を把握しておりませんので、申しわけございませんが税務福祉課長のほうから答弁させていただきます。

税務福祉課長 私のほうは4月からですけれども、24年、25年も今の職に在籍していましたので、その当時、町民の方に声をかけて、要するに介護士の資格の講習会をやった経過がございます。

ただ、ボランティアもなかなか、ずっとボランティアを養成したり、それからボランティアはいかがですかという話はしてきましたけれども、なかなかボランティアが根づかない。今後もそのボランティアについて検討していく必要は重要ですし、特に60歳を超えたシニアボランティアをどう育成して、地域の中でどういうふうに活躍していただけるかを今後29年の総合支援事業を含めて、地域ボランティア、シニアボランティアを含めまして、それからキャリアのある方の生きがいづくりも含めて、その辺を積極的に考えていく必要があるかなというふうには考えているところです。

6番 長崎県の事例の紹介がございまして、ボランティア養成研修と申しますか、それを積極的に行っておって、そのボランティアの方々が地域のそういう総合支援事業に参加をしているという取り組みがございました。今、課長の答弁もございましたが地域が一体となったそういう取り組みが重要かと思えます。今後ともそういう養成研修の場を開いていただければなと思っておるところでございます。

時間がなくなってきましたので、こっちの関係については最後の質問にしたいと思います。先ほど介護認定の話がございました。これまで介護認定の結果で、納得がいかないとかそういう疑問とか不服など申し立てと申しますか、申請があった経過はございますか。

町長 大変申しわけございません。その点についても、ちょっと税務福祉課長のほうから答弁させていただきます。

税務福祉課長 特に、結論から申しますと審査に関して不服申し立て等あったことは聞いてはございません。ただ、今後いろんな場面で介護保険法だけでなく、いろんな場面で福祉八法という制度に変わって、苦情解決の仕組みをつくっていくという動きがありますので、その辺は今後ともいろいろ検討をしていきたいというふうには考えています。

6番 今まではないということで、これから取り組むということでございます。先ほど、私の壇上からの質問にも申し上げましたとおり、その判定基準と申しますか、それがその方の人生に大きく影響することでもございますので、的確な認定と申しますか、そのあたりに努めていただきたいと思えます。私もいずれは介護の対象になります。町民一人一人が満足のいく制度づくりに期待をいたしまして、次に移りたいと思えます。

次に、スポーツ振興の件でございますが、答弁書ではスポーツツーリズムを単にスポーツを見に行く旅行として捉えてございますが、スポーツを資源的に見れば、見るスポーツと、するスポーツがあると申します。するスポーツによりまして交流人口の増加、地域活性化に結びつけたいという観点から、ちょっと前の話になって申しわけございませんが、平成23年の12月議会で私の一般質問で、イベント開催による交流人口の増加と題して質問をいたしました。その中で、若あゆマラソン大会を開催をご提案申し上げましたが、執行側からは日程調整が難しい、スタッフも予算もない、現時点では開催が困難だという一喝されましたが、その答弁自体

森町長ではなかったわけですが、そういう提案に対する答えについて森町長の今のお考え何かございましたら伺います。

町長 若あゆマラソン等々の質問があったことについても承知しておるところでございます、いろいろとその点についても教育委員会をはじめ検討をどうだというふうな話をお聞きしたところでございますが、一番はやはりスタッフの問題、それからあと警察協議の問題、ここら辺が重要な問題になるようです。そこら辺、やはりマラソン大会を開催するには警察の許可を得なければならないという、もしくは協力を得なければならないという点で、かなりのハードルが高い部分があるようです。あと、そのマラソン大会のコース等についての検討というものも必要だと。やはりある程度の規模の道路でなければ開催もできないというふうなことでございましたので、そういった面を含めて、もし開催できるものだとすれば開催していきたいというふうには思いますけれども、やはり自分単独の中ではそれをやるということはなかなか難しいというふうなことでありますので、関係機関とも調整をしながら協議を進めていきたいというふうに思います。

6番 今の町長の答弁でございますと、その後さまざま検討したような話でございますが、警察の強化とかそういうのは具体的に話をすれば絶対無理ということではないかと思えます。今後、そういったことを踏まえながら検討していただければ、そういう町に人を呼べるような大会も可能ではないかなと思うところでございます。太田委員長、済みません、陸上競技の指導者としての立場から、舟形町でこの若あゆマラソン大会の開催は無理でしょうか。委員長のお考えをお伺います。

教育委員長 突然の指名でどういうふうに答えればいいのか、ちょっと一瞬迷ったところでございますが、一つは町長さんが言われたように、コースがやっぱりとれるかなということです。公道を走るとしたときには、やっぱり警察がかかわってきてかなりきつい締めつけがあります。新庄の町の中を走らせようというようなことで考えたときも、これはだめでした。所属長とその交通安全課長さんが、ちょっとなかなかうんと言わない、こういう状況であります。舟形町を例にとると、やっぱりコースの問題と、やっぱり規模をどうするかということもあるので、その辺町長さん言われたように検討する課題とすれば、そういうところを十分見きわめてからいかなければいけないのではないかなと、こんなふうに思います。

議長 5分前です。

6番 急に振って申しわけございませんでした。今後検討していただければなと思うところでございます。マラソンで言えば、近隣で言えば「ひがしねさくらんぼマラソン」1万2,000人も集まっております。何であんなに人が集まるのかわかりませんが、あれはその後にはサクランボ狩りとか、その大会前後は東根温泉、天童温泉が満杯だそうでございます。そういう観光に結びつけるその大会の誘致といいますか、それも今後検討する必要があると思えます。

時間がないので次進みますが、答弁書の中でスポーツ資源として大会をやっているということで、若あゆ温泉グラウンドゴルフ場での大会があるというご答弁でございましたが、聞きますとあのコースでは大きな大会ができないということを伺ってございます。さきの定例会で5番議員から、グラウンドゴルフ場の整備についてご提案がございました。その後に、温泉下のグラウンドの活用ができないかという話が持ち上がったそうでございまして、あのグラウンドですと3コースとれるということで、大きな大会が可能だということでございます。その後にグラウンドゴルフ協会の役員の方と温泉振興公社との話し合いがあるということでございましたが、そのあたり振興公社さんでの話し合いはどうなったのか、社長さんである副町長にお伺いします。

町長 それでは、振興公社の社長であります副町長のほうから答弁させていただきます。

副町長 グラウンドゴルフ協会とのその話し合いというか、調整ですけれども、今のところまだご連絡をいただいているという。私のところにですけれども、そのような状態でございます。

6番 何かすぐにでも話し合いするような話を伺いましたので、もし問いかけがありましたら進めていただきたいと思います。

時間がなくなってきましたので、もう1点だけ。答弁書の中で、本町に宿泊施設がないからこういうスポーツで観光事業をやっても経済効果がないという話でございましたが、前回泊まれる学校の話をしました。そうしたら一喝されまして、本町にはコテージと実習館があるじゃないかという話でございました。コテージと実習館があるのであれば、それを活用したそういうスポーツツーリズムに導いていく方法もあるかと思えます。そのあたり、今後検討をしていただければなど。泊まれる学校がだめなんであれば、せっかく建物あるわけでございますので、活断層の件もございしますがあそこを合宿所にするとか、所長が大変ご理解がある野球部の合宿、体育館も冬も使えるようでございますので、冬期間も練習ができる合宿所という看板を立ち上げまして、富長小学校を活用できないかなと思っておるところでございます。前回お伺いしましたが、もう一度町長のご答弁をお伺いします。

町長 コテージと実習館の定員数を考えると、大規模なやっぱりイベントというものは難しいのではないかというふうに思いますし、やはり民間企業がそこに宿泊所があつて、そこで利益を上げていただけるのが一番いいのかなというふうに思っているところでございまして、宿泊施設まで行政のほうでもつというのはいかなり厳しいものがあるのではないかというふうに思いますし、行政はやはりそういった経営のプロではございませんので、餅屋は餅屋じゃございませんけれどもそういうところでやっていただければというふうに思いますし、富長の泊まれる学校についての検討についても確かにご指摘のとおり体育館も使わせていただいておりますし、おかげさまでスポ少、それから中学校も野球は強くなっているような状況でございます。かといってそこで合宿というふうなことができるのであれば、グラウンドがないとだめというふ

うな形になりますので、現在の富長小学校のグラウンドの状況では合宿所としては難しいのかなというふうに思っているところです。ほかの温泉の施設とか、中学校の施設とかを使えばグラウンドもできるかとは思いますが、そういう状況でありますのでいろいろと検討をさせていただければというふうに思います。

議長 簡潔に願います。

6番 それでは時間もないので、今さまざま検討されるというご意見でございましたので、検討していただきますよう要望して終わります。

議長 以上をもって、6番齋藤好彦君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

皆さんに申し上げますけれども、6月、9月は本会議場での上着の脱着は自由になっておりますので、暑い方はご自由に脱いでください。

それでは、一般質問をお受けします。

9番 それでは、私から通告に沿って質問をしたいと思います。

防災について。町の防災はどういうふうになっているのでしょうか。新町長になってから防災について話し合うことがなされていません。議会に対し何ら議題にもなりません。町長になって約半年、町長の防災に対する考えをお聞かせください。

そして、防災センター、また防災無線についても町長の考えをお聞かせください。

町民の安全・安心は役場職員に委ねられているのか、一人一人の防災に対する危機感を持たなければならないと思うが、各町内会での防災に対する考え、行動は少しずつ理解され活動されています。常に意識し有事の際、結果が出ることを願っています。

8月19日にマスコミ、テレビ等で新庄盆地活断層が大きく報道されました。それを踏まえ、町長の考えをお聞かせください。以上です。

町長 それでは、9番加藤憲彦議員の「防災について」のご質問にお答えします。

町の防災については、ご承知のとおり平成26年3月に策定した地域防災計画にのっとり対応しておりますが、当該計画に搭載し、まだ整備されていない部分については、随時整備を図っているところです。地域防災計画策定後整備している事項としては、1つ目として、平成27年4月に土砂災害や水害のハザードマップを作成し、一時避難所までの避難ルートや広域避難所の場所の明示、避難情報の発令基準、災害伝言ダイヤルなどを1枚のマップにまとめて一時避難所に掲示及び全戸配布しております。

2つ目としては、昨年の10月の町総合防災訓練時から、エリアメールによる緊急情報を発信できるようにし、先日の台風による豪雨などのときにも発信しております。

3つ目として、28年4月に防災ガイドブックを策定し、地震が発生した場合の行動や判断基準、非難するときの注意事項、非常用備蓄品の明示をしております。また、風水害対策編として、備えのポイントや大雨に関する情報の基準等を示しているものを全戸配布しております。

また、4つ目として、同時期に災害時要援護者避難支援プランも策定し、要援護者の避難支援を行う際の取り組み指針を取りまとめております。現在59名の登録者がおります。

5つ目としては、備蓄物品の充実を図っております。

6つ目としましては、8月26日に4施設のご理解を得て、災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定の締結をしております。これは、大規模な災害が発生した場合、一般の避難所で生活することが困難で特別な配慮を要する高齢者や障害者、妊婦、乳幼児等の方々が、より安心でより安全な避難所生活ができるようにするための福祉避難所としての協定であります。

そのほか、全町内会設立を目指した自主防災組織化の取り組み並びに避難訓練や安否確認訓練なども行っていただいております。また、AEDの更新や充実も図っており、10月に行われる防災士の資格取得の公募も行っております。防災士については、2名の方々からご応募をいただき、職員とあわせてことは3名の方から取得していただくこととしております。

以上のように、防災について改めて議員各位との話し合いはしておりませんが、町としての対応は行っているところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

また、防災関係の議案が提出されていないとのことですが、防災無線の更新及び防災センターの建設については、事業費が高額となるため、国へ支援等の要望を提出しているところであり、あわせて役場庁舎付近に活断層が走っていることもあり、建設地も含めて判断に苦慮しているところです。このため、議会に議案として提出できない状況をご理解いただきたいと存じます。いずれにしましても、防災無線のデジタル化は避けて通れないので、早急に判断し更新時期を決めたいと考えておりますし、耐震化されていない第2庁舎を兼ねた防災センターの建設についても今後検討してまいりたいと考えております。

災害の対応について、町が担う部分については準備しているところですが、防災ハンドブック、国や県から広報されているように自分の命は自分で守ることを念頭に、備蓄物品についても3日分の備蓄と自主防災組織化による共助を住民にお願いしているところでもあります。

次に、新庄盆地活断層についてですが、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、平成14年7月10日に長期評価を公表し、平成23年5月19日に一部を改定しております。改定後の内容については、舟形から新庄に至る東部の断層帯の長さ約22キロ、最新活動時期は約6200年前以後、平均活動間隔4000年程度、地震の規模、マグニチュード7.1程度、地震発生確率5%以下

と高い確率であると公表されております。町としては、平均活動期間を超えているため、大地震がいつ起きてもおかしくない状況であることから、県の対応を基本として被害の最小限化を図るため、建築物の耐震化や自主防災組織の育成強化、災害時要援護者対策の推進、広域応援体制の強化などに努めてまいりたいと考えております。

9番 今、町長から述べられたように、ある程度の評価はしております。そして、私からの質問の中なんですけど、今答弁の中にあつたように防災無線、これはデジタル化となつていずれ使えるだろうと、早急にしなきゃならない。今言われたように大変な予算を伴います。それは重々わかっております。

それから、防災センター、これについても今度これから出てくる議案の中にありますけれども、今光生園が建つた玄関前、あの看板のあるところに共済組合から倉庫をもらったわけです。そして、消防団の幹部が3日間ぐらいかかって屋根から脇から全部ペンキを塗って、足場を組んで、そして消防団の倉庫というようなことで、あの倉庫の中にも飲料水、水等々、それから土のう等を確保していたわけなんですけど、光生園が建つというようなことであれは取り壊しになりました。そんな中で、防災センター云々よりも今町長が述べました第2庁舎、これは耐震になっておりません。ご存じのように昔Aコープ、農協のスーパーだったわけでありまして。そんな関係上、もちろん耐震はなっておりません。そして、今4,000年、6,200年前というような話になっておりますが、たしか栗駒山、秋田県と宮城県の山に大きな地震がきました。その地震で舟形の堀内出身の金山にお嫁さんに行った方が、まだその夫婦で見つかつておりません。私もその現場に行ってきましたんですけど、タケノコとりによく行く場所なんです。そして、あの急斜面にバックホウをワイヤーでつって、たしか金山町で2,000万、山形県で2,000万、宮城県で2,000万、それから花山村かな合併して今栗駒市になっているのかな、そこで2,000万という8,000万もの金をかけて、それこそ大規模に捜索したんですけどいまだかつて見つかつておりません。そんな関係から、あの地震が来たときに我々に、宮城県沖に近い将来大きな地震が来ますよという情報がありました。今度栗駒山の地震が終わって、あれも大きな大きな災害起きたわけなんですけど、近い将来、きょう来てもおかしくない、あす来てもおかしくない、宮城県沖に地震が来ますよという日本消防協会あたりの会議の中でも話が出ているんです。それが、今申し上げたような100年に一度のすばらしく大きな地震が来ました。誰も想像をしていないような大きな地震です。防潮堤、防波堤、いろんなものを堤防なりをつくつたんですけど、それをはるかに超えて何万人という方が死んでおります。そんな関係で、今町長から話があつたように、この舟形町にも大きな地震が今来てもおかしくないような周期に入っているわけです。ただ、統計上からいくと0.03%、そういうようなことでありますけれども、今言ったようにその大きな地震が来れば第2庁舎は当然人が住める場所ではないんです。そんなことで、金は大変かかることですから早急にしろとかどうのこうのじゃなくて、同じ考えを持って共有をして、そして

そういうふうな大きな災害があったときには町民みんなが力を合わせて乗り越えなきゃならない、そういう考えでいるわけです。

そんなことで、二、三、町長のほうにお話ししたいのは、防災についてというようなことで、私前の一般質問の中で2度ほど、例えば福寿野の岡矢場線、これも基盤整備になるというようなことで、たしか太折、大平が終わって太折にいった、そして次はその岡矢場を直すんだろかなというような考えでおったんです。ところが、道路と農地のほうが違うというようなことから、どうしたらいいかなというような話を何回も何回もしました。そんなときに、防災である道路を直せるというのが私の前回の一般質問の答えなんです。たしか整備課長だった、今まちづくり課長ですけども、防災面である道路を直しましょうという。冬期間はもうすれ違うことはできません。そして、南署という消防の一番のかなめが、この大蔵と舟形を守ってくれる消防署が福寿野にあります。私が言うのは、あの道路を直すことによって、例えばえんじゅ荘、それから高規格道路に直結する道路ではないのかなという考えでおるんです。それが1点。岡矢場線について防災面でどういうふうにしたいのか、それをお聞きしたいというふうに思います。まず、これからじゃあ聞きたいと思います。

町長 福寿野岡矢場線について防災上というふうなことでございますが、たしかに南署が建設されまして県道と県道を結ぶというようなことの中での岡矢場線の立ち位置といいますか、その存在が重要視されてきております。町のほうでも社会資本整備事業の中で岡矢場線の取り組みについて、今までは雪寒の中で堆雪幅確保というふうなことで対応しようというふうなことだったんですが、予算の枠が少ないというふうなことで道路改良事業の中で取り組みというふうなことにしております。現在、何ルートか試案をつくっております、その中で福寿野町内会のほうにも出向いて説明をして理解を求めているというふうなお話を聞いております。それが地元の住民から理解をいただいて用地が決まるようであれば、その事業の取り組みについて肅々と県のほうにお願いをして予算化をしてつなげていきたいというふうに思います。ただ、問題は福寿野岡矢場線で完了するのではなくて、先ほど言ったとおりえんじゅ荘とかインターチェンジまでというようなことを考えると、もう一つの県道舟形新庄線と、それから新庄次子村山線の間の中のふる緊農道の中で県の部分については2車線化になっておりますので県道並みです。ところが、長者原から上がっていった農道については団体営農道で整備したという経緯もございまして、その部分からは1車線の道路に変わります。そういったものを、もろもろのことを考えて今後計画を進めていかなければいけないのかなというふうに思いますし、まだ第一義的には加藤議員のおっしゃられるとおり、岡矢場線の中で福寿野のあその県道と県道の部分をつなぐというのが第一義的なのでしょうけれども、さらに利便性というふうなことを考えるとそこら辺まで見据えた中で町としては計画を持っていかなければいけないのかなというふうには思っております。

9番 地域住民に話をされていると思うんですけども、私たち議会のほうにはこの岡矢場線に関しては防災で何とかできるのではないのかなということだけでとまっているわけです。そんなことで、今ご質問をしたわけですけども。

行政の継続というのはあるんですか。例えば、トップがかわれば全てが変わるのかなと。ただ町長からの答弁書の中には、町長になる以前の問題からいろいろ事細かくわかりやすく書かれています。ただ、私が申し上げるのは、町長が約束したことをトップがかわれば変わっていくのかなと、町民は前町長であれ、現の町長であれ、元の町長であれ、町で動いたものに関しては信用をし、そして期待をし、いろいろ考えておるところであります。そんなことから、そこの辺を町長にちょっとお伺いします。

町長 ちょっと防災から外れますけれども、行政の継続性については、やはり既に議会で決議を受けたもの等々、いろいろと疑義が生じなければその継続性というものについてはあるかと思えます。ただし、やはりそれがいつまでも担保されるものではないというふうに思えますし、時代、時代、その時々状況によってそのことも変化していくものというふうに思っていますので、それは行政の継続性を担保しながらもしっかりとその時代に合ったものをまちづくりの柱として進めていくというふうなことになるかというふうに思えます。

9番 別の問題じゃなくて、私防災に関して町長に聞いているわけです。

それから、今国で地震等、今九州熊本なんか非常にやられました。そんな関係から、国では地震の評価が変わってきています。今4段階に変更されました。S、A、Z、Xというようなことなんです。これは、何でこんなふうに変ったのかなというと、10年、50年、100年の周期で起こる地震でなくて、1000年、2000年に起こる地震を評価しているんです。すなわち、Sというのは30年以内の地震発生確率が3%以上で非常に高い、そしてAは同じ30年以内で0.1から3%これは高い、そしてZは0.1%未満だがリスクの高低は表現できない、それからXというのは確率が不明で地震発生を否定はできていない、いつ起こるかわからない。こういうふうに評価されています。

そんな関係から、防災に関してなんですが、山形新庄盆地活断層が動いた場合、この人的被害想定されるのは最大で死者2,114名、それから負傷者2万1,887人。これ、どんなんでこういうふうな数字出てきたのか私わからないのですが、専門家の方がこういう数字を出してきています。そんな関係で、この新庄盆地が動いた場合、山形県にそういう数字が出るんです。そうした場合、今言った道路関係、それから救急車にも限度があります。病院に殺到しても診てもらえないかもしれない。そんな関係から、あの東北大震災のときに石巻の赤十字病院かな、非常にロビーまで解放したんですが思ったより負傷者が来なかった。来ないんでなくて、来れなかったんです。ということは、今言ったように道路が切断され、いろんな津波等でその病院にたどり着くことができなかった。

そんな関係から、今話題になっている新庄県立病院、これ防災上でも当然大変必要なことであります。ただ、我々議員には詳しくわかりません。首長さんあたりでどういうふうな話をしているのか、お持ちでしたら情報提供できませんですか。

町長 県立新庄病院の改築、移設の問題については、現在最上広域の理事会の中でも県のほうに早急に位置を示していただきたいというようなことのお話を要望をしておりますが、いまだに県のほうからは建設予定地についての説明はございません。しかしながら、幾つかの要件があるようでございまして、やはり利用者の交通の便のいいことというところが一つ多くあるようです。新庄市長の山尾市長によりますと、そうすると限られていることになるので早目にやらないと、土地の転用が進んでしまっても買えなくなるというようなお話もあったので、最上広域の理事会としてもぜひ早目というふうなことを要望しているそういう状況でございます。

9番 まさに、本当にこの最上地域の医療のかなめでありますから、ぜひ森町長には中核になっていただいて進めていただきたいなというふうに思っております。ただ、今言ったように新庄警察署も耐震化というようなことで、たしか署長室あたりにバツェンの舟形の庁舎と同じように工事をされました。しかしながら、あの新庄警察の下に活断層が走っているというようなことで、今恐らく県のほうでも警察署が活断層の上に建っているんだよというのが、たしか県内で2つ、3つあると思うんです。そんなところで、どういうふうにしたらいいかというような話までなっていると思います。そんな関係上、ぜひその県立病院も活断層の上じゃなくて、やはり最上8市町村の住民が安心していつでも通えるような、そんな場所につくっていただきたいなと、森町長の手腕でひとつ頑張ってくださいたいなと思います。

それから、先ほど申し上げたその第2庁舎、そして防災センター、これは本当に金のかかることなんです。防災無線のデジタル化も本当にかかるんです。でも、金かかるから何もできないというようなことではないわけです。そこら辺も、あす来るか、いますぐ来てもおかしくないような時代に入っているのです。ならば、ただ建物、箱物をつくるというのは当然金はかかりますし、それだけ町民に負担もかかるわけですから、すぐしてくださいというようなことは私言いたくないんですが、頭の中に入れてもらって安心・安全のためにお願いしたいなというふうに思います。

最後の質問になりますが、私町長とお話をしました。舟形町に昭和47年につくった消火栓、218基あります。昭和47年に5年間をかけて昭和52年度まで218基の消火栓が水道の事業で恐らくできたと思います。そして、たしか約10年ぐらい前なんです、そこに装備されているホース、ところが3本ずつ入っているホースなんです、丸く畳んでありますから折り目が必ず損傷します。使い物になりません。そんなことで話をした経緯があるんです。ところが、消防団のものなのかどうだという話になったわけです。そのときに、町内会で各自分ちの町内にある消火栓は町内会で説明をしながら、管理をしながら見ていこうというような話になったわけです。

約1,900万ぐらいのホースを交換しただけで入ります。218基というと、1つの消火栓に3本ずつ入れて、3万ですし1本。それを、十何年前に町内会の話で半分ぐらいかな交換したわけです。それでどういうわけだか、5分団、6分団、7分団のほうに行ったらそれがなくなったわけです。ただ、私の言うのは、そこには消防団のホースを入れたりいろんなこととしてやっているんですが、消防団では関係ないんだよということじゃなくて、地域の部で町内会からの要請あって消火栓の、例えば冬期間の雪囲いをしたり、ビニールをかけたり、いろんな消火栓に対する消防ではやっているんですが、団としての消火栓ではないよと、町内会で見るとよと、自分らの集落は自分らで守るんだよというようなことでやってきた今までの経過があるんです。ただ、ことしの6月に、ある集落で消防団が水が出るか出ないかわからないという、そして一番最初に開けるときにゆっくり開けなさいよと、どうしてもやはり何ていうか水が汚れているわけです。赤い水が出てきて、それを確認したときに、消火栓がぼっきり折れました。今言ったように、44年もたっている消火栓あるわけです。そんなところで、これは早急に見なきゃならない。1週間ぐらいかかれば218基の点検はできるのではないかなというようなお話を町長としました。ところが、やったかやらないかその後どういうふうになったのか。そして、私から言われると、これ1,960万円というのはホースだけなんです。それに消火栓そのものが壊れたなんてなれば、もう下手すれば億の金なんです。その辺で、その後私との話以外、その進捗どういうふうになったのかお聞かせいただきたい。

町長 まずは、新庄盆地活断層におけるその防災関係の話でございますけれども、熊本地震で宇土市役所が直撃といいますか直下であって、防災対策本部の役割を果たせないというような状況がありました。それを受けまして、やはり舟形町のほうでも本庁舎については耐震化を済んでおりますけれども、聞くところによりますと震度6までがここの限度だと、それで熊本でいくと震度7というような状況でいくと、こちらの耐震化工事についても十分なものではないという。ただ、一気に壊れないというふうな程度のものというふうに考えております。そのために、前回の議会のほうでも申し上げましたけれども、地震における対策本部については役場庁舎で置けないのではないかとというふうなことで、防災計画の見直しを進めていきたいというふうなことで申し上げております。やはり、活断層が舟形には3つあります。それで、大きく捉えて新庄盆地活断層なんです、一関といいますか舟形のほうと役場庁舎の付近、それからここから西堀地域、それから長者原というふうなことで、長者原断層、沖の原断層、それから舟形断層ということで3つなるわけですけれども、そうした場合には、第2庁舎をまたこの役場付近のところに防災センターを建てるとなると、震度7に耐えられる建物というふうなことになると大変厳しいです、その庁舎が残っていたとしても周りの道路、それからインフラ等とかのものが大きくやられた場合に、その防災センターとしての役割が果たしてどうなのかどうかというふうなこともございまして、今のところとして個人的な見解でございますが、そ

ういった場合については比較的地盤の安定した長沢のほうの生涯学習センターを、地震の場合については防災対策本部にしなければいけないのかなと、そのための資機材とかというものも検討しなければいけないというふうにはちょっと個人的には思っているところでございます、そういった意味でその防災センターのあり方、建て方というものについても、ちょっと検討をしなければいけないのかなというふうに思います。

それから、消火栓の件でございますが、確かに以前に何か水道のほうと消防のほうで若干トラブルになった経緯があって、消防のほうは触らせないというふうな話になったそうですが、やはり消火栓を使うのは基本的に消防でございますので、建設するについては水道なりのほうでつくる分のはそれでいいと思うんですけれども、やはりその維持管理なり何なりというものについては、消防のほうと連携をしながらやっていかなければいけない。特に、先ほど加藤議員からも言われましたとおり、その使用方法、一気に開けて一気に閉めますと、ウォーターハンマーというふうなことで本管が破裂したりいろいろな現象があります。その使用方法については、ある程度消防団の方々からもご理解をいただきながら利用方法を理解していただくようなことで、そういった説明をしたりしていければ、そういった事故も防げるというふうに思いますので、ただその消火栓の老朽化というのはやはり水道が布設されてきて、その当時からやはり古くなっていることは確かだと思います。そういった意味で、その点検も含めて地域整備課のほうに指示をしております、正式には来年度から委託契約等のこととなりますが、いまのことなのでとりあえず業者さんのほうからその状況を、6月の沖の原のようなことがないよというふうなことで申して点検をしていただいているところです。それについて、どうしても必要だというふうなことであれば、年内にも予算化しながら消火栓の更新というふうなことを検討していきたいというふうに思います。やはり、町民の安全・安心それが第一番でございますので、その点については、なければいいんですが、火災のときに消火栓が使えないというようなことのないようにだけはしていきたいというふうに思います。

あわせて、そのホースですが、やはりこれは一気にというのはかなり楽でないと思います。その中でやはり消防団のほうにもお願いしなければいけません、そのホースの状況をちょっと点検していただいて、その中でやっぱり3年とか5年とかを一つのローテーションにして、その耐久年数がどのくらいなのかわかりませんが、5年たったら新しくするとかいうような予算化を今後やっぱり検討していかなければいけないのかなというふうに思います。そこら辺については、先ほども言いましたとおり消防団と連携をしながら、地域というふうなことで町内会との関連もあるとすればそういったところも踏まえて、ホースの更新は少なくともやはり町のほうで負担すべきだというふうには思いますし、そういったことについてのその更新の順番とかそういったものについても、先ほどは5分団、6分団、7分団にきたら来なくなったというふうな話もありますが、そういうことではなくて古くて更新をしなければならぬと

ころからリストアップして更新をしていきたいというふうに思いますので、その点についてもご協力いただければというふうに思います。

9番 ホースに関しては、毎年1回性能検査というのを12月にやっています。そのときに副分団長が責任を持って町内の消火栓を全部チェックします。そして、ホースがだめなところとか、筒先のパッキンがだめで水漏れするとか、それから消火栓そのもののパッキンがだめだとかという点検は毎年1回やっています。ただ、今言ったように町長も早急にそれしなきゃならないという、私も非常にわかりますけれども、昭和47年から5年間かけて昭和52年度まで218基つくったわけですけども、これもその集落によって違うのかな。例えば、冬期間まめに排雪をしてくれたり、それから除雪をしてくれたり、それから雪囲いをしてくれたり、そういうところの雪囲いは割かしそんなに傷んでいないんです。ただ、言い方が悪いんですが、野ざらしにしたような、そして雨風が非常に当たるところの消火栓はどうしても傷んでいるわけです。そんなところで、できれば消火栓の点検だけは、218基これ全て新しいのにかえろというんじゃなくて、恐らく218基のうち3分の1ぐらいが悪いのあるんじゃないのかなという感じでおりますので、そこら辺できれば、私から言わせれば若あゆ温泉の云々よりも消火栓をすぐ直してほしいなというような考えでおりますけれども、その辺もう一回町長お願いしたいと思います。

町長 若あゆ温泉の改修は改修で必要なことでございますし、必要なことは十分にやっていきたいというふうに思います。先ほど言いましたとおり、今年度中と申しますか業者さんのほうからその消火栓の点検についてはやっていただいているので、その結果を踏まえて緊急にもう直さなければいけないものは、先ほど言いましたとおり今年度その点検結果に基づいて修理をするというふうに思っていますし、その状況に見てやっぱり修繕計画を立てていくというふうなことになるかと思えます。その計画に基づいて、やはり町民の安全・安心を第一に更新をしていくというふうに考え方に変わりはありませんので、よろしくお願い申し上げます。

9番 わかりました。まず一つ、防災と簡単に言いますが、確かに金もかかることなんです。舟形町の予算というのは、もうある程度決まっているわけですから、ただ町民の安全・安心というのは何よりもかけがえない本当に大きな大きな問題ではないのかなというふうに感じます。ひとつ今言った町長の答弁の中のように、ひとつ町民のためによりしくお願いしたいと思います。質問を終わります。

議長 以上をもって、9番加藤憲彦君の一般質問を終結いたします。

2番 それでは、私から通告に従いまして質問をさせていただきます。

2つほど質問をさせていただきますが、1つ目としまして、家族を含めた障害者支援について。

平成15年から障害者支援制度にはじまり、障害者自立支援法そして障害者総合支援法となり、さらに平成28年4月からは障害者差別解消法が施行されました。これにより、全ての国民が障

害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら生きることのできる共生社会の実現に向けて、法の整備がされました。それを受けて、舟形町に暮らす障害者を持つ保護者の方々への生活支援、就労支援等を町としてどのように取り組んでいくのか町長に伺います。

2つ目としまして、乗り合いタクシーの運用状況を問う。

舟形町においては、町民の交通手段確保と福祉の向上に資するため、平成19年度に今で言う乗り合いタクシーの運用を始め、町民に喜んで利用していただいているようですが、一部地域については利用できないところがあります。町民にとっては同一のサービスを受けられることが大事だと思いますが、町長の考えをお伺いします。以上です。

町長 それでは、2番小国議員の「家族を含めた障害者者支援について」回答します。

議員が言われるとおり、障害のある方が生き生きと生活できる社会に向けての障害者支援制度が始まり、障害者総合支援法の施行、そしてことし4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法が施行され、障害者関連の法体系が整備されています。これらは、社会福祉八法の関係・関連性を強化し生活支援の面において、在宅福祉サービスと福祉施設サービスがきめ細かく一元的かつ計画的に提供される体制づくりを目的としているものと考えられています。

障害者総合支援法の趣旨及び国の基本方針に示された基本理念、サービス基盤整備にかかわる基本的な考え方は、ノーマライゼーションという大きな理念です。それは、全ての国民、町民が障害の有無にかかわらず等しく、基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるよう障害者の自立と社会参加を基本とし、次の3項目、①障害者の自己決定と自己選択の尊重、②種別によらない一元的なサービスの実施、③地域生活への移行に対応したサービスの実施、とうたっています。

ただ、大事なことは、社会資源の中で国、県が行う法定サービス等の制度設計は、その体系として形づくることは可能と考えられます。しかしながら、実生活面での地域における生活支援、生活課題は個々の事例により異なることなどがあり、住みなれた地域で生き生きと安心して暮らし続けていくためには、自助・共助・公助の役割分担と協働のまちづくりが不可欠と考えています。皆さんとともに考え、行動していきたいと思います。

なお、福祉のサービスとしては、町民にわかりやすく「舟形町の保健福祉サービス（全24ページ）平成28年版」を4月に全戸配布し周知を図っています。

次に、「乗り合いタクシーの運用状況」についての質問にお答えします。

平成19年度から運行を始めた乗り合いタクシーは、堀内と新庄を走る堀内線と、舟形・新庄間の舟形線の山交路線バスが廃止になり、この年、廃止になった路線の交通確保対策として運行しているものであります。

当時は町営バスの条例を改正して行政が事業者として進める方向で検討しましたが、そうした場合、町営バスが新庄市へ乗り入れることとなるので新庄市議会の同意が必要となり、かなりの調整で時間がかかることから方針を変更し、民間事業者のご理解を得て民間事業者がその路線での事業認定申請を行い、乗り合いタクシーとして運行していただく形をとりました。町はそれに対し予算的な支援をし、現在の乗り合いタクシー運行に至っております。

乗り合いタクシーの対象範囲は、山交路線としてあった堀内路線と舟形路線を運行の対象としております。昨年度の利用者数は1,318人で、運行日数は234日となっております。

2番議員の一部地域については利用できないところがあるというご指摘ですが、そもそも乗り合いタクシーは山交が路線運行していた路線の廃止に伴う対応であり、全町的なものとして制度化されたものではなく、従前の交通路線を確保するという観点での乗り合いタクシーの運行であったということをご理解くださればと存じます。

町営バスの全体的な利用促進については、昨年度実証実験として町営バスの無料運行を実施しました。利用者数については、ほぼ通常どおりの結果に終わっており、利用の低迷は、料金とは因果関係があるとは考えにくいという結果に終わっています。

しかしながら、町営バスの利用者や交通弱者の利用について、町として再度現状の把握をしたいと考えております。町営バスのみならず長沢地区では、停留所まで行くのが困難な方がふえているなどの情報も入っております。今年度、乗り合いタクシーのみならず、町営バスの運行を含めた町交通対策について調査を計画しております。その結果を踏まえて、課題の整理やその打開策や予算面での検討を行い、全町的な視点で町営バス、乗り合いタクシー等の運行についての検討をさせていただきたいと考えております。

2番 それでは、再質問のほうをさせていただきます。

1番目の障害者の支援についてなんですけれども、先ほど9番議員からもありました、行政の継続性というものもあると思いますけれども、福祉のまちづくりを掲げたのは鈴木町長の時代だと私は認識しておりますけれども、それを含めて森町長になられてから、その福祉のまちづくりこれからもそれを投資してよりよいものにしていくお考えあるのか、まずそれからお伺いします。

町長 その精神は受け継いでおりますので、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

2番 ありがとうございます。その精神をこれからもよりよいものにするために頑張ってくださいと思います。

その中で、6月議会においてNPO法人スマッシュ長沢の支援について、我々議員のほうでは不採択になった経緯もございます。しかし、それは仕方のないことだと私は思っております。公有財産無償貸付要綱の中の条文に、やっぱり建物に対しては一切補助を受け取らないという

ものがございますし、その次の条文の中にも運営に対しても一切町に対して求めないというこの条文もございます。しかし、本当にこれでいいのでしょうか、町として、福祉の町を掲げて。NPO法人せっかく立ち上げていただいて、民間で頑張らせていただいているわけです。本来ならばもっともっと町がかかわるべき案件だと私は思うんですけども、そのことについてもやっぱりその条文の見直しというか、運営に関しては一切手は出さないというものだけでも削除とか、そういうお考えはないのでしょうか。

町長 契約したときに、その双方で合意して契約をされたものというふうに理解しておりますので、そのことについては、その時点でというふうなことだと思います。確かに民間で舟形の方がやられているというふうなことになるかと思いますが、そのほか町のほうにも身体障害者のいろいろな施設をやりたいというようなことで来ておられる方もおります。そうした場になりますと、なかなかの民間業者さんに全てに支援をしていくというふうなことも不可能でございますし、やはり民間業者さんについての役割というものについては、当然福祉という面では必要だと思います。しかしながら、先ほど契約書の中でその条文があつて、そのときにそのような契約をされているというふうになれば、そのとおりをやらざるを得ないのかなという。それで、その契約書の条文の中に何かもっと別の要綱があれば対応できるかと思いますがけれども、今現在、やはり議会のほうでも不採択になっているというふうな状況の中で、行政のほうで何か手だてをとるというふうなことについては法的な根拠が今のところはないものだというふうに思っております。

2番 確かに、この契約の条文から見れば私も理解します。しかし、隣の尾花沢市においては、27年度にNPO法人に限ってですけれども、特別臨時的に予算化して支援をしているという経緯もあります。尾花沢については、NPO法人なんですけれども国からの支援といろいろあるのかもしれませんが、それを待っていたんでは遅すぎるということで、市独自でやっぱり750万円の補正を組んで対応して補助を出している経緯もあります。やはり、福祉のまちづくりというものを、そういうものを掲げている以上、やっぱりそれを当てじゃあないんでしょうけれども、それをいい町だということで舟形町に住んでいただいた方もいらっしゃるわけです、現実に。ただ、言葉だけ福祉のまちづくりじゃなくて、やっぱり舟形はすごいんだなということも含めて、何でじゃあ尾花沢はこういうふうに議会のほうと市長が補助金の捻出をしたわけですけれども、やっぱりそういうことも含めて必ずしもこの条文だけで決めるのではなく、やっぱりそこには少し何らかの形で町としてもやっぱりそういうものに対してかかわることをつくっていかねばならないと私は思うわけですけれども、そのことについては町長どう思いますか。

町長 尾花沢の事例を出されましたけれども、尾花沢のNPO法人がどんな法人なのか、その法人の何に対して尾花沢市が750万円何がしの補助をしたのかというのが、私のほうではちよっ

とわかりませんので、その点についてはちょっとお答えをすることができないのかなというふうに思いますし、NPO法人をつくっていただけるということは非常にありがたいことでありますし、舟形町の障害者も3人の方がそこで通所されて作業をしているというふうなお話も聞いておりますので、その点については感謝を申し上げるところでございますけれども、その何、それについて福祉のまち宣言をしているからというふうなことで、どのようなその支援をしていくかというふうなことについては、やはりいろいろと町民の方々、それから議会の皆さんとともに話をしていかないと、私のほうで一概的に補助をしますというふうなことは言えるものではないというふうに思っております。先ほども言いましたとおり、契約書そのものがそういう契約書のもとでそのNPO法人の設立と、それから発足というふうな形になっているというふうに思っておりますので、その点については今の状況のようなものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番 確かに町長の言うとおりの面も多々あると思ひます。しかし、やはり今、障害者のやっぱり年々数もふえてきておりますし、それを取り巻く環境、新庄市が一番それにかかわっているのかなという認識もありますけれども、もう新庄市でも満杯状態で今A型、施設も含めてなんでしょうけれども、確かに今A型がNPOで、スマッシュでやっていたことによつて、やはり舟形町のそういう家族を含めた障害者の方が楽しくそこに今就労している実態もありますし、やはり何でもかんでも中核だからって新庄市だけ頼るのもいかなものかなと思つておつたところ、そういうふうなものができたので大変うれしく思つておるところでありますので、そういう観点からも何らかの手だてをお願ひしたいというふうに思つた次第でございます。

次に、障害者の支援についてなんですけれども、そういうお子さんを持った親御さん、大変難渋しているわけです。今新庄市においてそういうふうな障害者を短期的に預かってもらっている、例を出せば「くれよんはうす」というものがありますけれども、そこではやっぱり18歳までは1時間とか2時間とか時間的な制約もあるんでしょうけれども、そういうふうに預かってもらっているそういう施設もあります。しかし、話を聞くともう満杯状態でほかに求めてもなかなかないというものも実情としてあります。障害者支援も施設も大切なんですけれども、これも施設の一つになるのかもしれませんが、そういうふうな短期的に預かってもらえる、小学校で言えば学童保育みたいに延長保育みたいなものがあるわけですがけれども、そういうものも施設どうのこうのではなくて、そういうものを短期的にでも預かってもらえるものが舟形町であれば、やっぱりこういうものも欲しいねという話も出ていますので、その辺のことについてもお願ひしたいと思ひます。

町長 就労前の、何と言いますか、小学生、中学生の障害児というふうなことなんでしょうか。

(「18歳まで」の声あり) 18歳まで、その点については別の施設の中でも協議していただけれ

ばというふうに思いますし、一部、光生園なり何なりという施設もございますし、そういったところのもろもろの施設との整合性といいますか、関係性をちょっと調査した上で必要とあらばというふうなことなんでしょうけれども、今現在のところとしては、そういったことについての検討をしてはいないと思いますが、何か税務福祉課長のほうでそういったことがあれば、検討しているかどうかちょっとお聞きしたいというふうに思います。済みません。

税務福祉課長 身体障害者、それから児童福祉法の生活支援に関してだけでなく、福祉八法というものの考えは自立支援になります。したがって、住みなれた地域でどうやって生活をしていくか、自立していくためにはどうするかということで、身障施設的にはA型の最低賃金以上にお金をあげて就労支援をしていくA型、それから最賃よりも低くて労働契約もしないでするB型というのがありますし、それぞれケースワーカー的なものが身障、それから児童福祉法、それから介護保険等でいきますので、その辺の相談をしていただいて、どういうパターンがその人本人に自立支援のためにはいいかという相談をぜひ窓口のほうに来ていただいて相談していただければ、舟形町に施設的なものがなくても新庄管内での対応ができると思いますので、その辺はご了解いただきたいというふうに考えています。

2番 今課長からも答弁いただきましたけれども、町長も含めてですけれども、やっぱり障害者の程度によっていろいろあるわけです。みんな一律じゃないわけです。軽度から重度までいろいろな障害の種類によって全然違うわけでありまして、先ほど町長の答弁の中で光生園とか舟和会の方々とかという話、まさにそれもお願いしたいところなんですけれども、やっぱり重度になると短期入所とか1泊とか2日預ける場合に、やっぱり介護士とかそういうそろったところでない、やっぱりそこに短期でも入所することできないんですよ。新庄市にあるのが、たしか別なやつであったはずなんですけれども、最上かな、新庄市にあるのはやっぱり最上学園で短期入所、これは取り扱っております。しかしやっぱりさっき言ったとおり、介護とか介護士とかそういうもろもろの要件を満たさないといけないということで、舟形にあるのはやっぱり舟和会さんだと思うんですよ、光生園とか、えんじゅ荘とか、そういうところと提携も含めてやはり地元でそういう方を扱う。そちらのほうに回しますというのもわかるんですけども、さっきも言ったとおりもう満杯状態に入ってきているのも事実なんです。だからそこを、もう少し舟形町独自の光生園とかそういうところと提携するというやり方をこれから模索していただけないでしょうか。そういうことも含めてお願いします。

町長 光生園さんのほうがいっぱいなのかどうかという、ちょっとそこら辺も含めて私のほうではちょっと把握しておりませんので、そういう要望がありましたというふうなことで、光生園さんのほうといろいろと協議をさせていただければというふうに思います。実際どのぐらいの方がどのぐらいの頻度でその利用を欲しているかというふうなところも、光生園さん側との協議の中では必要になってくると思いますので、そういったことも含めてちょっと情報を教えて

いただければというふうに思います。

2番 光生園さんのほうでは、まだ今そういうことは全然やっていないんです。やっぱり新庄市では最上学園さんだけやっていたという経緯がありますが、舟形町でもし受け入れる可能性のあるところとしてはやっぱり舟和会さんしかないのかなという認識でいますので、そういうお話が、こういう障害を持った親御さんから相談があったときには課長のほうでも対応していただけるんでしょうけれども、やはり先ほども申し上げたとおり、そういう「くれよんはうす」的な、1泊じゃなくてここは短期間に、2時間とか3時間預かってもらえる場所なんですけれども、そこももういっぱいなんだよということも話を伺っていますので、やはりそういうものも認識の中に入れて、舟形町としてじゃあこれから新庄市でも受け入れてもらえないというものが出たときには、町としても対応を考えておく時代に入ってきたんじゃないかなと私思っておりますので、その辺をもう少し町として考えていっていただきたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

町長 その点についても、今お話を聞きましたので、今後どういうことができるかいろいろと話をさせていただきますが、さらに税務福祉課長のほうで何かそういった制度等についてのあれがあれば、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

税務福祉課長 福祉八法というふうに言っていますけれども、あと前は三障と申し上げまして、身体障害者福祉法、それから精神障害者福祉法、知的障害者福祉法、これを通称前は三障というふうな格好で事務的には呼んでいましたけれども、それが全て変わりました身体障害者自立支援法という法律に変わっています。これの趣旨は、先ほどのお話にもありましたけれども、大体通常法律であれば目的、それから例えば身体障害者の概念みたいな書き方でしたけれども、昨今の法律は目的があつて国の責務、市町村の責務、それから町民の責務もしくは義務という形で、生活支援のためにはみんなで支えていこう、それは身障法だけじゃなくて、児童福祉法でなくて、これは介護保険法だけでなく、全体でみんなで自助・共助・公助、そして協働のまちづくりというような法律体系になっています。今回の小国議員の質問の趣旨は大体わかりましたけれども、個々具体的にどういう事例なのかを相談させていただければ、その対応はできると考えています。あと、一番心配するのは、そういうサービスがあるのに知らないで家庭だけで困っている方があれば、我々の説明不足もというふうには思いますので、ぜひそういうことがあればうちの窓口に来てご相談をしていただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

2番 ありがとうございます。やっぱり窓口にはまず行くのが一番だと思うんですけども、やっぱりなかなか障害を持った方々というのは、窓口に行くのも嫌がる側面もあります、はっきり言って。しかし、そこをやっぱり改善して町としてこれだけの福祉の町を掲げている町なんだから、いつでも来てください相談に乗りますよということを、やっぱりもっともっと町民の

方々にこれからも訴えて、啓蒙活動をしながらやっていかなければならない。やっぱり福祉法、本当にころころ変わると思います。そんなに毎年、3年に1回ぐらいずつとんでもなく変わるような国の制度も定まらないようなものですが、しかしこれにもやっぱり対応していかなければならない、これはやっぱり行政としても大変だと思います。しかしやっぱりそこには町民もいるし、そういう障害を持った親御さんもいるし、子供たちもいるんだということもやっぱり認識して、そこに温かい手を差し伸べるとというのが本来の町の姿なのかなと私も思っておりますので、やっぱりその辺をもう少し、広報活動も含めて、私も相談を受けたらまず窓口へ行ってくださいとお話するようにしますので、ぜひこの点について、よりよい町をつくるためにも頑張ってくださいと思います。

それでは、質問を変えさせていただきます。

乗り合いタクシーについてなんですけれども、これができたときの堀内の山交バスの路線廃止に伴いできた経緯だということも私もお聞きしております。確かに、その当時大変なことだったと思います。堀内に山交バスがなくなって県立病院に行けなくなるんだということに対して、ある議員の方が議会のほうでお話しされてこういうものができたんだという経緯も聞いております。それも含めてなんですけれども、やはりそのときの時代と今の時代、やっぱり変わってきているわけです。やっぱり何で長沢だけ受けられないのかっていう言葉も耳に入ってくるわけです。そこはやっぱり何というか一律に考えないで、確かにそのときの、できたときの経緯は経緯でわかります。しかし、この制度そのものが物すごく他の新庄市からでも羨望のまなざしで、まぜてけろってまで言われているぐらいのいい制度だと思いますよ。それをやっぱり長沢地区にも、やはり同じ町民であるなら同一のサービスを受けられるようにしていただきたいと思いますから、その点について町長どうでしょうか。

町長 同一サービスというふうな観点の中でいくと、そういうことというふうになると思います。ただ、やっぱり長沢地区については陸羽東線という公共交通機関が今もございますし、その点について先ほども申し上げましたとおり、駅まで行けないんだと、さらには町営バスの中で行って、町営バスの停留所まで行くのも楽ではないよというような話も聞いております。そうしたときに、長沢地区にあっては、どのようなそういう乗り合いタクシーなり町営バスの仕組みがいいのかというふうなことは、先ほども答弁したとおりやっぱり検討していかなければいけないというふうに思います。議員おっしゃられるとおり、やはり時代に即したサービスというのが基本だというふうに思いますので、そのできた経緯についてもご承知をいただいた上で、今後町のほうでどのような取り組みができるか、それからやはり長沢地区の人でそういったところの必要としている人がどれだけ多いのかというようなことを、しっかりちょっと把握した上でこれをやっていかないと、やはり一つは民間業者さんをお願いをしている経緯もございますので、向こうのほうの経営というふうなものも一つあるでしょうし、その運転手の数、それ

から車の数とかいろいろそういったものもあるでしょうから、そういったところも含めて検討を必要とする事項だというふうに思います。先ほども申しあげましたとおり、やはり時代に即したサービスをしていくというふうなことについては必要だと思いますので、今言ったようなことを踏まえながら検討を進めていくしかないのかなというふうに思います。その点については、ちょっと時間をいただきながら進めさせていただきたいというふうに思います。

2番 前向きな答弁ありがとうございます。やはり、まだ自分は若いつもりでいるんですけども、やっぱり60も過ぎるとちょっとつまずくときもないわけじゃありません。やっぱり老化は足から来るというのは間違いのないことですので、やはり行きが東線が走っているからいいだろうというんじゃなくて、やはり家から出るのも難儀な人がどんどん出てくると思いますので、やっぱりその辺はせっかくすばらしい、本当にすばらしい行政サービスだと思います。そういうものも、誇れるサービスをやはり長沢地区の方にも同じようにして使っていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長 以上をもって、2番小国浩文君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時16分 散会

平成28年9月7日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成28年舟形町議会第3回定例会第2日目

平成28年9月7日(水)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	税務福祉課福祉国保班長	須 貝 孝 子
副 町 長 酒 井 雅 彦	税務福祉課健康介護班長	伊 藤 誠 宏
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 委 員 長	太 田 二 三 男
総 務 課 長 中 山 進	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 伊藤 幸一	教 育 次 長	叶 内 範 夫
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	農 業 委 員 会 会 長	加 藤 勝 義
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 沼 沢 弘 明	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	監 査 事 務 局 長	齊 藤 洋 一
総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	中 山 進
税務福祉課税務班長 大 場 正 江		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 主 任 石 川 忍

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 報告第 3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

日程第3 議案第48号 旧堀内交流センター跡地に予定していた特別養護老人ホーム施設整

備事業の取り止めに係る和解について

- 日程第4 議案第52号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第49号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第50号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第51号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

1番 おはようございます。それでは、私から2点、今回質問させていただきます。

初めに、トイレ改修について問うというようなことで質問させていただきます。

平成27年8月に、平成26年度山形県観光者数調査結果が山形県商工労働観光部から公表されております。舟形町の平成26年度観光者数は約23万1,000人となっておりますが、平成25年より若干減少しておりました。

舟形町過疎地域自立促進計画に観光客の増加と観光収入の増加を図ると記載されております。また、森町長の選挙公報にも交流人口をふやしますとあります。

若あゆ温泉、若鮎まつり、猿羽根山、児童交流をはじめ、体験受け入れ型交流、小国川鮎釣り等、多くのお客様が訪れますが、和式トイレの不便さを語られる方がたくさんおられます。そういう話もかなりのところでお聞きしております。洋式に改修済みの施設もありますが、十二河原河川公園のトイレは身体障害者用を除き和式でございます。早急に洋式トイレに改修する考えはないのかお伺いいたします。

続いて、第2点目でございます。亀割バイパス丁字路安全対策についてご質問いたします。

8月18日に国道47号線亀割バイパスと町道長尾幅線丁字路交差点で死亡事故が発生いたしました。被害者は59歳の幅町内の男性でした。以前にも数回の追突事故が発生しているとお聞きしております。新庄方面から右折する場合、私もかなりそこは注意をしておりますけれども、後続車を確認し早目にウィンカーを出さないと追突される心配があり、大変不安です。また、冬季期間は積雪により瀬見方面からの車両が確認しづらく、衝突する危険があります。至急の安全対策が必要と思うが、町長のお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

町長 おはようございます。

それでは、1番伊藤欽一議員の「トイレ改修について問う」についてのご質問にお答えします。

平成27年度の県内主要観光地における入り込み数は約4,490万人となり、平成26年度に次ぐ過去2番目の入り込み数となっているようです。舟形町では、猿羽根山や小国川の釣り客など、歴史や自然の観光資源、若あゆ温泉の来客者をはじめ、多くの観光客が訪れています。

平成27年8月に公表された山形県観光者数調査結果では、平成27年度舟形町の観光客数は26.7万人で、前年度より3.5万人の増となっているようです。私も小国川や猿羽根山の自然環境や歴史、文化を生かした交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

議員ご質問の洋式トイレへの改修についてですが、山形県では子供や高齢者、障害者支援及び外国人等が快適に安心して滞在できるように、各市町村が事業主体となり公衆トイレの洋式化を進める事業に対し補助対象経費の3分の1に相当する額と200万円のいずれか低い額を補助する山形県観光公衆施設整備支援事業を実施しています。

昨年、町ではこの事業を活用して町物産センター脇公衆トイレ2基、猿羽根山公衆トイレ2基を洋式化しています。町では、平成29年度以降に十二河原河川公園の公衆トイレの洋式化も含めて整備する計画を検討しております。

いずれにしましても、県の予算を配分していただけるよう積極的に要望し、洋式化に向けた改修整備等を実施してまいりたいと考えております。

次に、亀割バイパス丁字路安全対策についてのご質問ですが、7月19日から8月18日まで「明るいやまがた夏の安全県民運動」が実施されている中、不幸にも8月18日、幅町内の男性の死亡事故が発生し、1,274日間続いていた死亡事故ゼロも途切れてしまいました。

町では、安協舟形支部や交通安全母の会、町防犯協会が一丸となって立哨や巡回広報、ほほえみ保育園児の協力を得ての出発式、キャラバン、のぼり旗の掲揚、交通の要所でのドライブマナーキャンペーンなど、交通事故撲滅運動を展開していただけないまま残念な結果となってしまいました。

この死亡事故を受けて、8月22日午後2時から事故現場において新庄警察署、新庄国道維持出張所、最上総合支庁、最上地区安全運転管理者連絡協議会、舟形町駐在所、最上地区安協、野・幅・長尾の3町内会長、最上地区安協舟形支部、交通安全母の会、交通安全指導員を含む町担当者など総勢22名で現場確認を行い、安全対策についての打ち合わせを行いました。

その結果、道路管理者である国土交通省では丁字路付近の瀬見方面の路面には「丁字路あり」、トンネル方面の路面には「追突注意」と書くこと、付近の草刈りを実施することで打ち合わせを行っております。町では、事故現場前後の国道の道路敷に「死亡事故発生現場」の看板を2枚立てること、交通事故防止の啓発を行うこととなりました。駐在所と交通安全母の会では、これを受けて警察で作成した死亡事故発生のチラシを8月22日、舟形若あゆ温泉で配布し、事故防止を呼びかけております。また、この看板については、9月1日に立て、関係各機関での対応を行っているところです。

いずれにしましても、各交通安全関係機関と行政機関とが連携し、事故多発場所でのパトロールや啓発事業を展開し、今後とも交通事故撲滅に努めてまいりたいと考えております。

1番 それでは、再質問させていただきます。

舟形町の観光客数の推移というようなことですが、平成26年度から平成25年度に関しては8,000人、若干減少しております、平成27年度が町長答弁のように過去最多3万5,000人ふえております。本県全体では26万7,000人ほど減少している中で、舟形町は3万5,000人、115.5%の増になっております。最上管内でも一番の増加率であります。これに関して、この増加の要因というのは行政、町長、どういうふう到现在捉えられているのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

町長 1つは鮎の釣り客の増加、それから鮎まつり等の集客というふうなことが多いかというふうに思っております。

1番 鮎まつり、鮎釣りというふうなお話が今出ましたけれども、私がここで質問しているのは十二河原の河川公園のトイレのことですけれども、8月上旬、中旬ごろだと思いますけれども、あそこにお客様が来まして、老夫婦で奥さんのほうがトイレに行って帰ってこないというようなことで旦那さんが行ったらトイレで、和式なものですからしゃがんで立てなかったというようなやっぱりそういうふうな、お客さんにしてみればちょっと大変だったなというようなこともありました。

また、若鮎まつりはもちろんですが、交流学習、そして体験学習であそこはかなり多くの方が利用しているわけです。特に都会の子供たち、県外からのお客さんに関しては、やはりあと高齢者に関しては、やっぱり今和式というのは非常に難儀なのかなというふうに思います。私も交流学習を世田谷とやっているときにも、私の家も和式から洋式にトイレを改修したというようなこともあります。そんなことでやっぱり早急に改修してあげないと、せっかく来られたお客さんが、いやあ、こういう感じではというような思いを持たれるのかなというふうなことで、リピーターを求めるにもやっぱりそこら辺を早急に改修したほうがいいのかというふうにまずは思っているところです。また、安心して用を足せるというようなことは、お客様にとって非常に精神的にも落ちつくし、ここならまた来てもいいというような気持ちになっていただけるのかなというふうなことであります。そして、町長の小国川、猿羽根山、その文化を生かした交流人口の増加につながっていくと考えるというふうなこともあります。

そんなことで、このトイレに関してその補助というか該当をいただくというふうなことで答弁にもありますけれども、予定的には早急に平成29年度というふうなことでありますけれども、その時期に関して、また、県の予算的な配分に関してどういうふうな情報をつかんでおられるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

町長 観光資源としてのものというのは、やはり自然環境に恵まれた舟形町ならではの観光資源とふうなこと、それから国宝の縄文の女神が出土しておりますけれども、縄文の女神ということそれよりも、4,500年前からこの舟形町には精神性の高い人々が住んでいたと、そういうところの舟形町民としての日本人としての心、おもてなしの心といったものが一つは大きな観

光資源としてあるのではないかなというふうに思います。舟形町の自然環境に触れる、歴史、文化に触れる、その中で舟形町の町民のおもてなしの心に触れてまた来ていただけるというように一つの大きな財産になるというふうに思っているところです。

便所の改修につきましては、県の単独の予算というふうなこともありまして、6月の県の議会を経てでないとならば、要綱、要領が決まらないというようなことでもあります。今年度についても、実施するところが非常に遅いというようなこともありまして、何度か少し、うちのほうでいえば鮎まつり前までにとか、鮎釣りのシーズンまでに改修をしたいというふうにちょっと考えておったんですが、間に合わないようなそういう状況であります。

温泉については、来年度平成29年度において大規模改修をする中で当然洋式化ということもやらなければいけないと思いますし、そういったことについてはできる限り進めていきたいというふうに思います。

あと、鮎釣り客のための公衆便所についての洋式化ということも当然進めていかなければいけないということもありますし、さらには昨年からは鮎釣り客用に仮設トイレも4カ所設置しておりますし、そういった意味で利用者といいますか、釣り客の交流人口をふやすという意味での対策もしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを受けて国のほうではインバウンドというふうなことで考えているようでして、それに合わせて県のほうでも同様の取り組みというふうなことでしていきます。そのためにはやはり最低限便所の洋式化というのは大変重要なことというふうなことで、県のほうでも単独予算でそういう制度をつくっていただいているんですが、若干ちょっと遅いというのが、先ほども言ったとおりその年の観光シーズンに間に合わないというのが現状でありますので、そういったところをちょっと見据えながら町としても積極的に洋式化に取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

1番 それでは、ちなみに舟形町で管理、設置している施設にトイレがあるわけですが、整備課、観光のほうで違うとは思いますが、町で整備しているそのトイレの洋式化率と、今何割ほど和式から洋式化になっているのか、そこら辺がわかれば、どの程度進捗しているのかなというふうなことをお願いします。

町長 多分、数字的には押さえていないというふうには思いますけれども、現在県のほうにお願いしている施設としましては、若あゆ温泉の炊事場等の便所と、それから先ほど言いました長沢の鮎釣り客用の便所、それから十二河原の便所、それから体験実習館等々の便所、猿羽根山の公園の便所は改修したんだっけ……、というふうなことで残っている施設についてできる限りの対応をしていきたいというふうに考えているところです。

1番 県の6月の議会という話がありましたけれども、県の予算を配分していただけるように要望といったことではなくて、舟形町には県議の先生もおりますし、副町長も県職員でございます

した。そんなことでそういった方々にお骨折りをいただき、一日も早い改修をしていただけるような予算をいただいてくるように努力していただきたいというふうに考えているところがあります。

それでは、質問を変えさせていただきます。2点目の質問、亀割バイパスに関する質問でございます。

事故で亡くなった幅の男性というのは、私の同級生でございます。私も46年前、13歳のときですけれども、事故で父を亡くしております。当時、自動車が非常に憎いというのが、今考えるとその当時の私の思いでございました。やっぱりその思いがこの事故、やっぱり私の身近な同級生というようなことでよみがえってきたわけでありまして。しかし、車というのは私たちの足でもあり、生活にはなくてはならないものであると。また、その反面、それが走る凶器であるということもやっぱり忘れてはならないのではないかなというふうな非常に強い思い、教訓をまた持ったわけでございます。今回の事故でそういうふうなことで非常に昔の思い出がよみがえってきたというか、身につまされるような思いで今回の事故に私も直面させていただきました。

非常に町の対応も早く、即座に現場検証に関して9月1日の山形新聞にも載っておりますけれども、現場点検とかいろいろされたようでございます。しかしながら、ちょっと私の思いですけれども、この今回の答弁書に関してでありますけれども、私だけではないとは思いますが、事故で家族を亡くした者にとって答弁書にあるようなこの文言というのが私は非常にちょっとつらいというか、思いに欠けるというような気がしております。

というのは、何日で途切れたとか、いろいろなことを、パトロール、いろいろ交通事故撲滅運動を展開しただけにまことに残念だとかという、ちょっとやっぱりその事故に遭われた当事者にとっては非常にこう、もう少し文言に関して配慮があったらもっとよかったのかなというふうなちょっと感じたところでもあります。

また、この事故に関して以前からやっぱりそこで何度となく警察の事故統計には載らないような当事者同士で解決しているような事故も何件かあるようにお聞きしておりますけれども、そういった内部であそこは危険だ、そういうふうな情報というのは町長のほうに入っていないのですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

町長 私は地域整備課時代に長尾の町内会長さんのほうからいろいろと情報をいただいております。その危険性については、特に冬期間の危険性についてご指摘をいただいていたというふうに思います。今回のように追突というようなことについてはちょっとお話は伺っていませんでしたが、長尾のほうから行って亀割バイパスに出る際に瀬見のほうから来る車が見つらいとか、そういうふうなこともありましたので、あそこにあるカーブミラーについては通常のものより大きいものというふうなことで広い範囲を見られるようなものとかに変更しております。

まずはそのライン等々申しましたけれども、やっぱり根本的な解消にはならないと思います。やっぱり根本的な解消をするには、あそこに右折レーンを設けていただくのが最良のことかなというふうに考えておるわけでございます。いろいろなお話を伺いますとなかなか難しいというお話も伺いますけれども、難しいのではなくて、やっぱりそこをやっていくというような強い意志、そういうふうなことでやっていかないと、難しいからだめだというふうなことではなくて、やっぱりきのうの町長の答弁にもありました町民の安全・安心、それを第一に考える、やっぱりそこを優先してそういうふうな事業をどんどん進めていって、町民に安心を与えていただきたいというふうなことであります。そこら辺に関して町長の考えをお伺いします。

町長 前段で称賛していただきましたラインの件につきましては、6月の議会で維持工事費の予算を増額していただきました。そのおかげで、地域整備課長をはじめ担当者の判断の中でそういったことをしていただいているというふうに思いますし、その点については町民の安全・安心のために非常に役立っていると私も思っております。その点については職員を本当に考えていただいているなあというふうに思っているところです。

1つ、安全対策の中で後段でおっしゃいました右折レーンについては、縦断勾配の関係、それから平面的なカーブの関係、いろいろあって現在のところでは国交省のほうでは難しいだろうというような判断だそうです。それについては、現在あそこの長尾から上がってくる町道につきましては、亀割バイパスをつくる際の工事用道路がそのまま町道となった形でありまして、その急勾配、それから平面上でタッチする部分の問題等はやっぱりあるのかなというふうに思いまして、やっぱり抜本的に少し考えなければいけないところもあるかと思えます。その点については、町道側が移設されていくのか、それから国道側のほうで平面、縦断等を直していただけるのかというふうに、ともに両方とも経費がかかることでありまして、その話し合いについては今後とも国交省といろいろと連絡をとりながら、ちょっと長いスパンになるかもしれませんがそれでも考えていかなければならないというふうに思います。

短いスパンの中で安全対策としてさらに必要なのはというふうに思っておりますのが、国道47号の古口の道の駅を過ぎていって新庄から最上川の橋を渡ってきたときに、車が来たことを示す掲示がなされます。そういったものができないのかなと。「右折車あり」とか、瀬見のほうから来るには「進入車あり」とかというような掲示ができるようなことができないものか、その点については平面的なタッチとかそういったものを直す、右折レーンをするよりも早くできるのではないかというふうに思いますし、長期的な交渉と短期的なところではそういったお願いも国交省のほうにしていきたいというふうに思っております。

そういったところで、あのような不幸な事故ができる限り起きないように対策を町としても考えていきたいというふうに思っているところです。

1番 今、町長が答弁されましたけれども、やはりあそこには看板が非常に少ないです。トンネ

ルでいいますと、国交省で大きい看板が1つ、あと上長沢という入り口のところに、それしかありません。やはり先ほど来、私は視覚に訴えるというふうに言っていますけれども、やはりもう少しそういった看板類を多くというのではないんですけれども、インパクトのあるような、誰にもわかるようなやっぱりそういうふうな看板をつけていただくともう少しわかるのかなと。やっぱりそのずっと手前のほうにもそういうふうな予告看板とかいろいろあると思います。そこら辺もあわせて国交省とお話をしていただければ、右折レーンに関しても国交省にお任せする、例えば看板に関して警察にお任せするのではなくて、やはり国交省、警察、町が一緒になってそこら辺を取り組んでいかないと、おのおのが責任のなすり合いの形になっては非常に話が進まないと思いますので、そこら辺はやっぱり連携しながら、また、地元の町内会等々、いろいろ協議されなければならないとは思いますが、そこら辺も十分話をしながら進めていっていただきたい、そして早急に解消をしていただきたいというのは、私も長沢の町民として望むところであります。

また、1つ、あそこに関して先ほど雪で瀬見から来る車が見えないというようなことがありますけれども、例えば実験段階のような形であそこの高欄が平らなものですから、雪が結構屋根についているので、何かあそこは高欄が平面なものですから雪の積もらないような何か、そういうふうなやっぱりいろいろな施設というか方策というか、そこら辺もいろいろ提案したり、いろいろなところの情報を仕入れたり、そういうふうな形で持っていくのもいいのかなというふうに思います。雪が積もるからそのままではなくて、じゃあそれを解消するにはどうするか、やっぱりそういうふうに前向きに検討していくというそういう考えも必要ではないのかなというふうに思っているわけでございます。

あともう一つ、町道に関してですけれども、私は長沢なんですけれども、平石から県道に抜けるO・P床屋さんのところ、やっぱり鋭角になっています。あそこで以前に子供も事故に巻き込まれております。やっぱり非常にそんなところも結構あります。やっぱりそういうところも過去に事故が起きたところとか、もう一度点検しながらどうしたら安全に持っていけるか、やはり視覚に訴えるにはどうするか、そこら辺を再度検証して町民の安全を優先的にしていただくような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、先ほども言いましたけれども、とにかく町民の安全・安心、これに関して町長も強い思いも持っているようでございます。事業の進め方、いろいろあると思いますけれども、やはり県議の先生とかありますので、いろいろやっぱりそういう方々の力をかりながら進めていっていただきたい、そういうふうなことを考えているわけでございます。

最後に、この亀割バイパスだけではなく、町長も堀内というようなことで、やっぱり来る途中にはいろいろなそういうふうな危険な箇所があると思います。そんなことで今後、町の町道に対してのそういう安全対策に関してどういう思いを持っていかれるか、思いを持っていかれ

るかというよりも安全対策に関して今後どういうふうな形で進めていきたいのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。

町長 やっぱり町民の安全・安心というのが、きのうの防災も含めて一番重要なことでありまして、ここに暮らしている人が本当に豊かさといいますか、幸せを享受できるというようなことが一番大事だと思います。そのためにはやっぱり安協舟形支部、交通安全母の会、防犯協会等々の方々と連携をしながら、どういったことが必要なのか、交通安全教育を含めて、あと先ほど議員がおっしゃられる視覚に訴えるというふうな部分での交通安全上の必要なもの等々について意見をお聞きしながら、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

1番 以上で私の質問を終わります。

議長 以上をもって、1番伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

7番 それでは、通告文に従って質問をさせていただきます。質問の主題として、介護保険制度のサービスと費用の見通しはということで質問いたします。

介護保険制度は2000年4月に実施され、16年目を迎えています。この間、40歳から支払い義務が出る介護保険料は年々増額になり、昨年の2015年からは基準所得段階で2014年と比べると1人月1,000円、年1万2,000円の保険料の増額になり、大きな負担増になっています。町の介護保険事業も7億6,000万円を超える予算規模になっており、こちらも年々増大しています。こういった社会保障費用の増大の要因は主に人口の高齢化と少子化と言われています。

また、昨年、介護保険制度の改正が行われ、年収に応じて1割負担から2割負担にふえたことや、特別養護老人ホームの入所が要介護2から要介護3以上に限定されました。これにより、ますます負担はふえ、老人ホームへの入所は難しくなってくると思われま。

さらに、要支援1・2の対象者は、介護保険給付を受けられる訪問介護や通所介護から外され、市町村の地域支援事業でのサポートを行うことになり、町の取り組み次第でサービスの質や利用負担等の差が大きくなってきます。

舟形町は県内でも保険料が高く、高齢化率も高いと言われています。このようなことから、保険料を支払っているにもかかわらず、サービスを利用できない高齢者がふえていないのか、高齢者へ受けられるサービスの周知徹底は行われているのか、認知症対策は立てているのか、町においても個人でも増大する介護保険費用の今後をどう考えているのかを質問いたします。以上でございます。

町長 それでは、7番佐藤議員の質問にお答えします。

ご承知のように、介護保険会計は1号被保険者である65歳以上の方から直接特別会計に入る介護保険料と、2号被保険者となる40歳から64歳までの方から給与差し引きあるいは国民健康保険税介護分として国保特別会計に収納後、社会保険診療報酬支払基金に納付され、支払基金から定率で介護保険特別会計に交付されます。

また、介護給付の財源構成率は、介護保険料が22%、支払基金が28%、国が25%、県と町がそれぞれ12.5%となっております。

ここ10年間の介護給付実績を見てみると、平成18年度約4億7,300万円が平成27年度実績で約6億3,400万円となり、金額で約1億6,200万円、伸び率で約1.34倍となっており、介護認定者の増加に伴い今後もふえる見込みとなっております。

また、ご指摘のとおり、介護保険制度の持続を高めるため、一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする制度が昨年8月より施行されました。本町では約2,000人の高齢者のうち今年度は10人が該当しておりますが、月額負担の上限があるため、一定の負担を超えた分は全額還付されております。

来年度から地域支援事業に移行される介護予防訪問介護と通所介護については、現在行っているサービスの質の低下を招かないように現在実施している事業所と委託契約を実施していきます。

介護予防事業は、生活機能の低下を防ぐために「いきいき元気・筋力アップ教室」を今月から毎週1回6カ月間開催いたします。対象は介護認定を受けていない65歳以上の方で、全戸回覧して募集し、30名の方から申し込みがあったところです。寝たきりや認知症予防を目指して、地域や団体に呼びかけ、「いきいき百歳体操」を4町内・団体で行っています。これは、週1回3カ月継続を目指しており、自主的な活動による地域や仲間づくりの一環としたい考えです。

認知症対策としては、平成25年度、管内に先駆けて認知症徘徊防止と早期発見を図るため、徘徊探知機の購入事業を始めました。さらに、ことし4月から要綱を改正し、助成額の見直しとともに認知症高齢者の登録によって警察と町が情報を共有し、徘徊高齢者の見守りと行方不明になった場合の捜索支援を行う「舟形町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱」を制定し、現在数名の方から登録をさせていただいております。

いずれにしても、介護保険制度を持続するために、介護が必要な方は利用いただきながら、一方でさまざまな介護・認知症予防事業を展開して保険費用の抑制を図る政策を積極的に実施していきたいと思っております。

そのためには、本年3月に策定された「ふながた健康21」が目指す健康寿命の延伸を家庭、地域、町全体で推進したいと考えております。

7番 それでは、再質問をさせていただきます。

今回の議会に議案でも上がってきておりますけれども、陵風会の事業の撤退ということがありました。撤退するかしないかの説明会を町では3カ所で行っていただいたわけですが、その説明会の中でこういった説明がありました。今、介護保険料というのは第6期目ですね。2000年から始まって第6期目の医療保険費用の中にあります。この第6期の介護保険料を決めるに当たって、陵風会が来ることを見込んで料金を前もって値上げしていたと、そういう説明

が3カ所でありました。それは間違いございませんか。質問いたします。

町長 その点については、陵風会が進出しまして町の利用者、それから待機者等のことを推計した段階で第6期の介護保険計画の中で議会のほうからも審査していただいた中でのそういうことで、月1,000円、年間1万2,000円の介護保険料の値上げがなされているようです。

7番 そうですね。そういった説明に相違はないということで今確認させていただきました。

だとすると、平成30年から第7期が始まります。今回、陵風会が撤退ということで来られなくなったわけですから、当然その見込んで上げていた分の保険料は下がる、あるいは抑制された保険料が第7期に反映されると考えるべきだと思うんですけども、そのようになると考えてよろしいですか。

町長 単純に陵風会側が進出を取りやめたということで介護保険料が下がるかどうかというのは、また微妙な問題なのかというふうに思います。平成35年の団塊の世代に向けての町としての介護保険のサービスを受ける方々がどれだけ出てくるかというような予想をいろいろな関係機関とも調整しながら、第7期の介護保険計画をつくらなければいけないというふうに思いますので、単純に1つの施設が来なくなったからといって値下げされるというふうなことはないのかなと。

あくまで今後第7期としては、平成30年から3カ年の間の介護保険のサービスがどのようになるかというふうなことを想定しながら、介護保険料の設定というふうな形になっていくのかなというふうに思います。

7番 そういう答弁だろうなというふうには予想しておりましたが、ただ今回、要支援1・2の方々が、介護保険2から入れた特別養護老人ホーム、それが3からになります。その分の人たちの抑制効果というのは平成30年から始まる第7期、ここに反映されなければなりません。去年から料金も上がりました。今は暫定措置かもしれませんが、来年からは本格的にそういった介護3から、今まで2の認定の人たちが入れたものが3からになる。そして、要支援の通所介護、訪問介護の方々が介護保険料の給付から外される。その分はやっぱり、これから検討委員会にかかると思うんですけども、そういった分は十分に料金を抑えるという策が功を奏してこなければ、やっぱり第7期というものをこれから迎えるわけですけども、また値上げかというようなことではならないと思うんです。最低でもやっぱり据え置きぐらいの措置はとるぐらいの町の意気込みというものがなければ、料金は市町村で自由に設定できるわけですから、ここの部分でやっぱり町のそういった意気込みを感じさせてもらえるぐらいの答弁というものを私はもらいたいなというふうに思いますけれども。

町長 要介護1・2の方が入所できなくなったというふうなことは事実だと思います。その分、国の介護保険制度の改正の中で訪問介護なり通所介護というふうな部分で新たなサービスを展開するというふうなことでありますので、入所はできなくなりましたけれども、その方々の

サービスがなくなったということではなくて、サービスの提供の仕方が変わったというふうにご理解いただければというふうに思いますし、その際の費用の差異というのがどのぐらいあるかはちょっと私はわかりませんが、そういったところを勘案しながら第7期の計画を平成29年度、来年度で立てるものだというふうに思っております。

7番 ぜひ町民に理解をしていただけるような料金体系を目指して討議というんですか、検討していただきたいというふうに思います。

これは厚生労働省老健局が出している資料なんですけれども、2025年度、9年後なんですけれども、65歳以上の高齢者の人口が3,657万人となると。そして2042年、26年後なんですけれども、3,878万人でピークを迎えると。この2042年というのがまさに私が75歳になる後期高齢者になる年になるんですけれども、このときが、私が75歳になるときに高齢人口のピークを迎えるということで、非常に将来をやっぱり心配しながら町政を担わせていただくわけなので、見守って提言していきたいというふうに思っております。

予算規模なんですけれども、今、国の介護費用の予算規模が9兆円とか10兆円規模なわけなんですけれども、2025年には18兆円、そして18兆円あるいは21兆円になると。つまり約2倍、それから2倍以上の規模になると、9年後ですよ。そうすると、2025年には18兆円あるいは21兆円ぐらいになるという見通しを立てています。それを舟形町にそっくりそのまま持ってくれば、今、基準世帯で月6,000円払っているものが倍、1万2,000円になるわけです、簡単に考えれば。そうすれば、町民の方々の負担というのがどこまでこの社会保障にかかる負担に耐えられるのだろうかという心配をしています。これをやっぱり改善していかなければだめなのではないかと、だめなんだという次元の問題ではなくて、これは改善すべきところだというふうに強く思っているわけなんですけれども、そこら辺の認識は町長、いかがですか。

町長 平成37年の団塊の世代のピーク、いわゆる2025年なんですけれども、確かに高齢人口はピークになるかもしれませんが、その方々が全て特別養護老人ホームとか施設入所等の今のようなサービスを受ければ大変なというふうなことになるかというふうには認識しております。そうならないために、国も含めて予防というふうなところに介護保険のほうももうかじを切っているのかなというふうに思います。

町でもそういうふうなところで予防、先ほども言いましたけれども、「いきいき百歳体操」とか「ふながた健康21」等で健康寿命を延ばしていきましよう。やはり長寿はぜひ長寿でお願いをしたい。ただし、健康で長生きをしてもらわないと困りますというふうなこと。これはやはり日本全体が少子化というふうな中でありますので、それを補える人たちがいなくなってくるという現実があるものですから、やはり長寿になっていただくことは大変すばらしいことですが、やはり元気な健康な、そういった方々のお年寄りをふやしていかなければ、国全体、県全体、町全体としてなっていないだろうというふうに思っています。そのために、町とし

てもいろいろな、来年も保健師を1名ふやししながら、とにかく健康で長生きしてもらえるお年寄りをふやしていこうというふうに思っております。

したがって、平成37年の団塊の世代に向けての町としての取り組みは当然、入所施設等も考えながらというところもあります。訪問介護、通所介護、それも当然必要です。でも、そこにならないための予防に一生懸命これから取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。特にその点については力を入れながらやっていきたいというふうに考えておるところです。

7番 町長がそういう考えでいてくれてありがたいなというふうに思います。

先ほど答弁書の中にありました来年からそういう通所介護とか訪問介護については、現在の行っているサービスの質を低下させないように委託契約を結ぶというふうに言っているわけですが、これは外部委託するということだと思ってしまうのですが、この新規支援事業に移される事業というのは日常生活自立支援総合事業ということですか。それとも、もっと別の事業名なんですか。ちょっとそこを確認させてください。

町長 その点については、その事業もありますけれども、その他総合的なところであるかというふうに思います。現在、地域支援事業というふうなところであるところの部分を訪問介護の分のところと通所介護の部分を地域支援事業のほうに移行していくというふうなことでございましたので、先ほど議員が言われた事業も含めてというふうに考えているところであります。ちょっと補足がありましたら、税務福祉課長のほうから。

税務福祉課長 現在、平成28年までは要介護1から5の介護サービス事業、それから要支援の1・2は予防介護ということで介護保険事業の中で取り組んでいますけれども、平成29年度からは地域支援事業の予算の款項目の中で出すことになります。

町長答弁にありましたようにサービスは低下させないということですので、現在予防サービスで出しているのは项目的に羅列してよろしいですか。介護予防訪問介護、それから介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与、それから特定介護予防福祉用具販売、それと地域密着型介護サービスでは、介護予防小規模多機能型居宅介護、それと住宅改修ということで、現在やっております予防介護のメニューはほとんど平成29年度も出す費目、款項目が地域支援事業に移行しますけれども、こういう施設サービスを行っている施設に委託して実施していくという考えです。

7番 そうしますと、今言った事業に介護保険からの支払いはないと。町からの単独持ち出しという、そういうことでよろしいんですか。

町長 税務福祉課長のほうから答弁させていただきます。

税務福祉課長 全てこれは介護保険特別会計で行いますので、介護保険の中でやる、一般会計で

はやらないということになります。

7番 ちょっと時間がないので詳しくはあれですけども、そうすると介護保険料を充当させてその事業を充てるという、そういうことでよろしいんですね。介護保険料の中にあっても町持ち出し分というのはあるわけだから、それだけでやるということではなくて、利用者の利用料、あるいは働いている人はその期間に払ったものをまた持ってくるというそういう制度を利用してこの事業をやるという認識でよろしいんですね。

町長 はい、それでいいと思います。

7番 では、まず一定のサービス低下は、今の答弁でサービスがぐっと下がるということはないなということで私は一つ安心しました。ということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど言いました生活自立支援総合事業というものがあるわけですけども、これは各市町村ごとに、例えば舟形町は今、名前を出せば舟和会にはっきり言って丸投げしたような形で健康事業とか見守りとか、そういった事業をやってきていただいているというふうに思いますけれども、これから国の方策としてそういった要支援1・2、要介護1・2ぐらいのそういう人たちは地域で面倒を見てくださいねというような方針に変わってきているというふうに思います。というのがこの法制化、通所介護や訪問介護を保険料の給付から外した、あるいは2から3以上の人しか特老に入れない、お金は出さない方向、サービスはなるべく重度の人しか受けられない。でも、そこに当てはまらない人は地域の中で予防介護、そういったことをやってくださいよ、つまり地域づくりをして地域力を高めてくださいよという方向性が出てきたというふうに思います。そこら辺は町長、認識していますか。

町長 きのうの斎藤議員の一般質問にも答えましたけれども、やはり地域とのかかわりというのが必要だというふうなことでありますので、自助、共助、公助、それから協働のまちづくり等でのやはりこれからの高齢者の介護、見守りというふうな部分はそのようにしていかなければいけないんだというふうに思います。

ただ、地域だけでというのは無理ですので、やはり当然そういった施設の方々と連携をとりながらやらなければいけないというふうに思っておりますので、そこら辺については総体的な話として、ただ、今まで以上に地域とのかかわりは多くなってくると。きのうも申し上げましたとおり、それぞれのお年寄りの方々がそれぞれの役割を担うようなことでなければ、やはり生きがいというものも出てこないでしょうし、そういったものをいかに持たせるかということも今後は必要になってくると思いますので、そういったことについても今後町として検討していければというふうに思っているところです。

7番 では、地域づくりもまた必要だと、ただ、全部を任せるつもりはないという町長の大きな考えはわかりました。

この予防介護についての答弁書でちょっと疑問に思うところがあるので質問しますが、例えば「いきいき元気・筋力アップ教室」毎週1回6カ月、下の「いきいき百歳体操」週に1回3カ月、この6カ月と3カ月で終わってしまう事業なのかなというふうに見えますけれども、これはずっとやっていかなければならない事業なのではないですか。何で6カ月とか3カ月というふうに限定されているのか、ちょっと非常に疑問なので再質問します。

町長 筋力アップ教室というのは、何か500ミリリットルのペットボトルに水を入れてそれを上げ下げしたりとか、そういった器具を使つての体操ができるようなというふうなことだと思いますが、こういった事業については平成29年4月から始まるというふうなことでありまして、それに先駆けて町のほうで試験的にこういった事業に取り組んでいるので6カ月とか3カ月というふうになっているというふうに私は認識していたんですが、そこら辺がもしわかりましたら税務福祉課長のほうより答弁させていただきます。

税務福祉課長 6カ月間を計画しております「いきいき元気・筋力アップ教室」、これは従来からやっております、65歳の方でアンケートをとりまして、何らかの要するに介護認定は受けませんが、虚弱な状況があるという方をアンケートで拾い上げて、そしてこういう事業に参加してみませんかということで、新庄のシーブとか、徳洲苑、それから理学療法士会にお願いをして筋力アップトレーニングとか健康管理を行うものです。なぜ6カ月かといいますと、特に冬場、冬場は運動機能が低下したり家に閉じこもりがちになりますので、冬場の運動形態をつくりたいということで6カ月というふうになっています。

それから、「いきいき百歳体操」ですけれども、今回の町報の表紙にも掲載されていますけれども、地域をお願いして3名以上がまとまればこういう百歳体操という体幹部の筋力アップをする体操があるのでぜひ浸透させてくださいと。それから、地域でもそういうインストラクター的な方も今後出てくるでしょうから、3カ月に限ってまずやってみましょうということで、紫山、西堀、幅の町内をお願いをして実施しています。3カ月と区切ったのは、今後も継続していただきたい、地域でそのインストラクターがわりになっていただく人も育てたいということでこういうふうな時間設定になっています。

7番 ありがとうございます。大変いいことだというふうに思うんです。ただ、「いきいき元気・筋力アップ教室」というのと「いきいき百歳体操」というのは、これはすごく有名な事業で高知で始まったそうなんですけれども、筋力アップ体操、要するに内容がほとんど同じような内容だから、そういう項目をいっぱいしないでやっぱり1つにして、一本化して継続性も求めながら、冬場だけとかではなくて夏場でもずっと家にいる人はいるわけだから、ずっとやっていっていい事業だと思いますし、やってほしいんです。

高知市ではいろいろな効果がホームページに出ていまして、筋力アップしたら階段のつまずきがなかったとか、段差のつまずきが筋力アップしたおかげでなくなったとか、そういう効果

が出て、そして国で取り上げられてすごく有名になって普及が始まっているという、これは言うまでもなく課長は知っているんでしょうけれども、そういういいことに目をつけて舟形でもやろうとしているわけですから、これに継続性を持たせて、余りいっぱい事業をしないで、1つに絞ってやりやすい事業を長く継続させてもらうということが重要ではないかなというふうに思います。

そうすれば、介護認定者が減る、介護認定をするだけでも1人1万円以上のお金がかかっていますよね。今400人、400万円。それが100人ふえれば500万円。認定をするだけです。その人が施設に入れば、20万円なり30万円なりというお金がかかるわけだから、そういう人たちの分が減らせるわけだから、そういう減らした部分は町長が得意な除雪の分野でも園芸の分野でもお金が使えるわけだから、ここはもっと投資していい分野だというふうに思うんです。

それで、何が投資なのかということなんです。私はこの体制、この介護保険なり老人福祉なりのこの人の体制は十分なのかということにちょっと疑問符がついています。ちょっと詳しいことを言ってしまうと、介護保険認定を受ける人は町職員ではないです。多分、社協の方にやらせていると思うんです。こういった重要な部分、舟形町にどういった人が、高齢者がいるのか、認定をするかしないかとかという部分はきちんとした役場職員を配置して把握しておかなければならないというふうに私は思います。いろいろな事業をしたくても介護保険制度の中の保険費用の持ち出し分、あるいはそういった部分でしかそういう老人健康事業には使えないという状況だということに思います。ここを抑制できれば、ほかにお金を回すことができるんですから、もっともこここの人の人員を厚くしていろいろな健康分野に人とある程度のお金を充実させていってもいいところだということに思います。町長のお考えはどうですか。

町長 議員のおっしゃられるとおりでというふうに思っておりますし、来年度についても保健師を追加しながらその介護保険、介護予防に力を入れていかなければいけないというふうに思っておりますので、その点についてはそのように思いますが、介護認定についてはケアマネジャーで社会福祉協議会から出向している方が包括支援センターの中でしておりますが、彼だけがやっているのではないというふうに思いますし、介護認定をする際のシステムについてはまた違うとは思いますが、ただ、基本的には町としての取り組みというふうに思いますので、そういったことも踏まえて議員のおっしゃることはもっともだということに思いますので、そういったところの人的な配置も来年の人事異動も踏まえながら、ただ、やはり県内一職員数の少ない舟形町の中であってなかなかそういったところも一挙に職員をふやすということはできませんので、徐々にそういったところをふやしながらやっていきたいというふうに思っているところです。

7番 時間が来ましたので、提案させていただきますけれども、この介護保険料をいただいてそれに見合った介護サービスをやるということがもう限界にきているんだと思います。そして、

それを担うのが地域で自分たちでみずからそういう体操なり、そういったものやっいてくださいよというのがそういったいきいき体操とか百歳体操とかだというふうに思います。

そうしますと、これは保険事業ではなくて、地域づくり事業になってきているというふうに思うんです。時代が変わってきていると思うんです。つまり、まちづくり事業なんですよ。まちづくり事業の中にこの保険事業を組み込んでいかないと、事業所に委託して終わりとか、人員を厚くできないとか、そういったことになるんです。町長、伊藤町長のときにまちづくり課というものをつくりましたよね。森町長、課の再編ということをやってみるべきだというふうに思いますよ。例えば健康まちづくり課とか、健康とまちづくり課を一緒にした課をつくる、これは十分できると思います。

町長は副町長を就任させる際、私も1年ぐらい待たたらいいんじゃないかと反対でした。でも、町長は役場の中を落ちつかせたい、内部を整えたいということで懇願して、わかったということで副町長が来ました。私は成果は出ていると思います。成果は出てきていると思います。だから、次に行くべきは来年度へ向けて課の再編、特に私のこの一般質問に絡めて言えば、健康まちづくり課、つまり予算もまちづくり課の中でちゃんと予算を何十万円、何百万円ととれて、そして最初の重たい腰を動かして自分らでこういう「いきいき百歳体操」とかをできるようなぐらいのバックアップできるようなそういう体制づくりをしていながら、婚活も考える、観光客の受け入れも考えるというようなそういう課が、保健福祉の分野ではなくてもうまちづくりの分野に変わってきたのではないかと、だからそこは新しい課をつくるべきではないかという、私はそういう意見を持っています。どうでしょうか。

町長 副町長の件につきましては、大変議会の皆さんについてはご決断をいただきましてありがとうございます。また、副町長についてこう評価をいただいたということは本当にありがたいというふうに思います。

私の公約の中で、やはり平成17年に今の課制条例を変更して班長体制をしました。その理由としましては、課、係の横の連携ができないというふうなことで係を3つ、4つにしてというふうにしながらかやっいていったんですが、現在、今の班という体制の中でいくと昔の係と同じように班員が1人か2人とかというような班も出てきてしまいました。そうすると、やはり機能していかなかったというふうなこともありまして、私の公約でもありますので、課制条例の見直しを今お願いしているところです。その際に今議員が言われたほうになるのかどうかは、まだ私のほうに答申は来ていませんけれども、できれば12月ぐらいの議会の中でこういう課制条例にしたいというようなことをお願いしていきたいというふうに思っております。その際にそのような課ができるかどうかは、今の答弁はすぐできませんけれども、とりあえず課制条例についてはそのようにやっていきたいというふうに思っているところです。（「終わります」の声あり）

議長 以上をもって、7番佐藤広幸君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第2 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第2 報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

総務課長 議案書の16ページをお開きください。

報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。平成28年9月6日提出。舟形町長。

1の健全化判断比率の実質赤字比率は、黒字のため数値は出ません。括弧の15%というふうなものは早期健全化基準の数値になります。この基準以内におさめるような法律といますか、それを出ますと健全化計画とかそういったものをつくらなければならない基準が15%というふうなことになります。その隣の連結実質赤字比率も黒字のためありません。その隣の実質公債費比率は12.0%、これは3年間の平均で平成25年から平成27年までの平均となります。昨年より0.5%改善しまして12%となっているところであります。将来負担比率は49.6%で、去年より18%改善しております。

2の資金不足比率は、特別会計の名称でありますけれども、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業の3事業会計とも黒字でありますので、資金不足比率は出ません。

監査委員の意見書については、次のページからになります。以上です。

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決します。報告第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、報告第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号 旧堀内交流センター跡地に予定していた特別養護老人ホーム施設整備事業の取り止めに係る和解について

議長 日程第3 議案第48号 旧堀内交流センター跡地に予定していた特別養護老人ホーム施設整備事業の取り止めに係る和解についてを議題とします。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番 この内容についてはいたし方ないのかなとは理解をしております。しかしながら、団塊の世代でこれからいろいろな老人施設のお世話になる方が多数出てきますが、そのとき我々舟形町の町民をはじめ、介護施設の受け入れ体制はこれからどうなるのか、その辺、ご答弁をお願いします。

町長 平成37年の団塊の世代の件については、昨日、きょうの一般質問のお話でもしましたとおり、まずは第一義的には健康で長生きをしていただいて、そういう施設等に入所しなくてもいいような町民を多くつくらなければいけないということがあります。

さらに、施設数については山形県、そして最上地域については施設の数的には全国よりも数段多くあるよう、整備されている状況であります。聞くところによりますと、えんじゅ荘についても待機者がいないような状況の話も聞いておりますので、ただ今後、今現在でそういう状況というふうなこともかもしれませんし、今後やっぱり平成37年をにらんでそういったところの施設の整備のあり方というものも検討しなければいけないというふうには思いますけれども、今現在の状況等を考えてみるとそのような状況でありまして、今のところ緊急に特別養護老人ホームの施設整備というふうなことに言及するようなことではないように思います。

8番 現状ではそういう認識だということで理解はしております。しかしながら、我々もなるべく介護施設に入らないように健康管理には十分に気をつけていきますけれども、もし介護が必要となった場合、舟形町ではえんじゅ荘の介護人数の増員等が出てくるのかなと思いますが、その辺の考えがありましたらお願いします。

町長 えんじゅ荘の増床については舟和会側のほうで検討する事項というふうに思いますので、その点について私のほうでどうこうというふうなことはないと思いますが、今現在の状況把握の中でいくと、入所者数について極端にふえていくというようなことではないような現状でありますので、そういったところの状況判断を的確に判断しながら、そういった施設整備等の問

題があれば検討していくというふうなことだというふうに思います。

8番 我々もこれから健やかに老いていくわけですがけれども、心配ないような施設介護の充実を、これから早目早目の対応をよろしくお願いしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 この件に関しましてはこういうことだと思いますが、本日議会で承認すれば、今後の段取りといたしますか、契約を結んで今度お金が出るわけですが、その五百何がしというのはどこから捻出をするのでしょうか。

町長 この和解についての議決をいただいた後、この後、補正予算のほうにその和解金の支払いをするための予算をお願いしております。その辺については補正予算書の30ページにあります4目の商工振興費22節の補償、補填及び賠償金ということで企業誘致対策事業解決金というふうなことで534万2,000円を計上させていただいております。その補正予算を議決いただいた後については、9月30日まで陵風会のほうに支払うというふうな形になります。

6番 この金額だと思って聞いたんですが、最初から企業誘致という話だったんでございますが、この科目が妥当なんでしょうか。ほかにこういう和解金なり解決金を出す科目というのはないかと思いますが、企業誘致の部分ではないんじゃないかなと思うんですが、そのあたり町長はどうでしょう。

町長 ご指摘のとおり、企業誘致というふうなところについての違和感を私も持ちまして、そのようにちょっといろいろと検討したんですが、今まで出していたところの予算というのがその企業誘致というふうな捉え方の中で、あと包括連携協定の中にも企業誘致として捉えるというふうな誘致企業として捉えるというような文言もあるようでして、財政当局も含めて検討した結果、商工振興費の企業誘致という部分に置くというふうなことになりました。

6番 町長も答弁でそういう何かちょっと違和感があるという話で、ちょっと私は納得といたしますか、私自身、協定の中でも企業誘致だということで当初計画したわけですが、こういう和解金なり解決金を支払う段階では私は企業誘致での対策費といたしますか、この款項目での支払いではないんじゃないかなと、あくまでも解決金、和解金という別の科目で捻出するのが妥当ではないかなと思って質問いたしました。

議長 答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について

議長 日程第4 議案第52号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 平成28年度舟形町一般会計補正予算(第3号)について

議長 日程第5 議案第49号 平成28年度舟形町一般会計補正予算(第3号)についてを議題と
します。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ
簡潔にお願いをします。

最初に、歳入についての質疑を行います。

6番 9ページの債務負担行為の歳入の部分でよろしいんですか。いいですか。

9ページの債務負担行為、T P P云々がございますが、新規でございますがちょっと内容
をお聞かせいただきたいと思えます。

産業振興課長 この事業については、T P P対策関連金融支援の利子助成事業となります。この
内容については、経営体質や競争力の強化に意欲的に取り組む認定農業者に対するスーパーL
資金、農業近代化資金の貸し付け後10年間実質無利子の支援事業というふうなものになります。
対象者については、町のほうで人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者、ま

たは中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者ということになっております。

内容ですが、T P P対策関連事業というふうなことで平成28年度に出ました事業、町のほうで該当するもので担い手確保経営支援強化支援事業というふうなものがあります。そのほかに売上高の10%以上の拡大または経営コストの10%以上の縮小減というふうなところがありまして、これらについて該当するよということになります。資金の用途については、農機具等の施設の取得というふうなものがあります。実質無利子の期間については、貸し付け後10年間というようなことになっております。これらについての貸し付けについては、農協が窓口になって、貸し付け後6年目から10年目まで融資機関へ支払った利息額に対して市町村が利子助成金を借入者に交付し、実質無利子化する制度というふうなことになります。いわゆるキャッシュバック方式であるというふうな形になります。

6番 そうしますと、これは金融機関からスーパーL、近代化資金を借りた場合に利子補給分を補填すると。今の課長の説明ですと10年間無利息ということ、平成28年に貸し付け実行して5年間、平成33年から利息が発生するんですよね。この10年間無利子というのはどういうふうに考えればいいんですか。

産業振興課長 貸し付け後の6年目から10年目まで金融機関へ支払った利息に対して市町村が利子補給するよというふうなものになります。貸し付け5年間は政府または融資機関の金利引き下げ措置により利息の支払いはないというふうな形になっておりますので、実質平成28年というふうなことになっても5年後からこの利息に対する助成、補助というふうなものが該当になるということになります。

6番 何だかよくわからないですね。10年間無利子なんでしょう。無利子というのは、平成28年に実行して平成33年から無利子なの。（「5年後」の声あり）5年後。5年後から利息が発生するから、債務負担行為で補正するんじゃないの。そこは利息が発生するんじゃないの。無利子じゃないんじゃないの、じゃあ。何か言っていることが……。

産業振興課長 当然利息は発生するんですが、それは一旦借入者の方から利息については支払っていただきますけれども、さっき申し上げましたようにキャッシュバック方式というふうな形になりますので、実質5年間払った分についてはまたそれを精算して払うということになりますので、無利子というふうな形になるということです。

もう少し言いますと、1年目から金融機関が最大1%の金利を引き下げ、または金利が1%を超えている場合については県と市町村が最大1%というふうな内容です。6年目から10年目については、県と市町村が支払うということになります。で、わかっていただけでしたか。

議長 斎藤君の発言は既に3回を超えましたけれども、会議規則55条の引用によりましてもう1回だけ発言を許可します。

6番 済みません。では、ちょっと細かいことを聞きますけれども、利息の話を行っていますけ

れども、今スーパーL、近代化資金は何%ですか、じゃあ。1%を利子補給するんですか。課長の話だと1%を金融機関で利子補給するという話だけれども、1%を超えた部分なんですか。（「超えた分」の声あり）今スーパーLは何%ですか。近代化資金は何%ですか。

議長 暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時52分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

産業振興課長 大変手持ち不足で申しわけございません。今の質問にありました近代化資金、それからスーパーL資金、スーパーL資金については農業経営基盤強化資金というふうな形で呼ばれていますが、これについてもいずれも0.1%というふうなことに今現在なっています。

さきに申し上げましたように、今回債務負担行為をするというふうなことについては、今年度貸し付けた場合については、5年間については国のほうが利子を補給するというような形になります。その5年後以降についてのものについては、ルール上、国のほうで基金がありますので、その基金に上げるためにはこの債務負担行為をしておくというふうなことがルールになっていますので、それに基づいて今回行うということになります。よろしくをお願いします。

5番 債務負担行為、限度額1万3,000円ですけれども、これは5年間で1万3,000円ということ、枠としてはどの程度の金額なんでしょうか。

産業振興課長 今の実際申し込みがある件数が2件ということになっております。計算の仕方がありまして、農協といろいろ調整していただきまして、はじき出していただいた金額が1万3,000円というふうなことで今回出ささせていただいたというふうなことになります。

5番 そういうことを聞いているのではなくて、1万3,000円という金額を出すためには、貸し付けの金額が大体想定でこのくらいだろうというふうなものがあるって1万3,000円なんでしょうと。だから、1万3,000円を支払うための貸し付け枠としては幾らなんですかということを知っているんです。

議長 休憩をします。

午後1時54分 休憩

午後1時56分 再開

議長 再開します。

産業振興課長 大変済みません。2件で今のところ申請されているのが946万8,000円というふうなことになりますので、おおよそ1,000万円ちょっとの金額を予定させていただいてはじき出したものということになります。

5番 そうしますと、これからまた貸し付けが発生してくればこの債務負担行為の金額が変わってくるというふうなことなんですか。であれば、最初から全体の大枠をとって債務負担行為をしたほうがいいのではないかなというふうな提案です。

産業振興課長 そのやり方も確かにあるのかと思いますが、現実的に借りる人がいないというふうなことにもなりかねませんので、今現在申し込みのあるものを上げるというふうなことで、県の枠もありますので、そう大きくはできないというふうなところもありますので、もしあればその都度対応していきたいというふうな考えています。

議長 補足はありませんか。

町長 私がいたときの米価低価格のときもそうだったんですが、一つは、こういうTPPというふうな事業については何年間か国のほうでそういう制度をつくりましてというふうなことだと思います。今現在、債務負担行為に上げているのは、平成28年度においてそのTPPに該当する事業に申し込んだ方が2名というふうなことだと思いますので、来年度その事業に申し込んだ方がいればまたそういう形の中で債務負担行為というふうに出てくると。事業のそのTPP関連なんかという事業の面はあるんですが、そこに何年度、何年度というふうな形の中でそれぞれ債務負担行為が今度は平成34年から平成39年というふうな形の中で出てくるものというふうに理解しております。

ですから、来年度以降の予想される人たちを全部ということではなくて、その年度に借り入れ申し込みがあった方をそれぞれの年度、制度に従って5年据え置き5年後の5カ年の分の債務負担行為をさせていただくという形になると思います。

議長 ほかにありませんか。歳入についての質疑ありませんか。

8番 14ページの教育費寄附金の内容をお伺いします。

教育次長 教育費寄附金29万2,000円の内訳ですけれども、今回、親子上映会サークル・セレベスというところからいただきました。それが10万円です。それから、ママさんソフトクラブということで以前ソフトボールのチームをつくっていたところがあるんですが、そこから4万2,796円をいただきました。さらに、大成技術コンサルタントのほうから15万円をいただきまして、29万2,796円の寄附です。

議長 8番、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

5番 14ページの19款1項1目繰越金で前年度繰越金1億7,608万円、あと繰越金ふるさと寄附金前年度分3,815万円というふうにあります。この前年度繰り越しというのは会計における、単純に言えば余り金というような理解でいいのか、これが1つ。

あともう一つが、ふるさと寄附金前年度分3,815万円とありますが、最終的に7億千何がしのふるさと納税額があったわけでありまして、この3,815万円に至る経過を少し教えていただきたいというふうに思います。

総務課長 繰越金については、議員がおっしゃるとおり、合計で2億1,423万円で繰越金が当初4,000万円をとっておりますので、これで全額繰越額ということになります。その内訳として、前年度繰り越し分として当初の4,000万円分と残りの分が1億7,608万円というふうなことでこれで全額繰り越すというふうなことになります。

ふるさと寄附金分としましては、一般財源でございますので、繰越金の中から3,815万円というふうな金額をはじいて出してしております。詳細についてはまちづくり課長のほうから報告をしていただきます。

まちづくり課長 それでは、3,815万円についてですけれども、昨年平成28年度の寄附額が7億1,740万8,421円となっております。7億1,700万円とご記憶いただければと思いますが、そのうちの平成27年度支払額で5億3,118万5,990円支払っておりまして、その差し引きが1億8,600万円、それで平成26年度の繰り越し分が平成27年度に来ている分がありまして、それが4,100万円ございます。それを合計しますと2億2,700万円ありまして、そのうち昨年度2億900万円ほどを積み立てしてございます。その分を差し引きますと1,700万円。正確に申し上げますと、1,796万8,431円というのがいわゆる寄附金に対する精算積み立て分の額でございます。

それと、商工会のほうに返戻金を送った場合の送金送料分を預かり金として支出してございます。

それと、いわゆるポイント制にしておりまして、例えばサクランボ5,000円のを返礼品として使った場合に、仕入れのとき4,500円しかかかっていないとすると、500円の差額が出ます。その分の余りが出てきまして、その分がポイントの期限切れ1年有効なんですけれども、1年するとその500円分が消えます。それが55万6,526円分ございます。

それと、送料ですけれども、送料につきましては返礼品の24%を預かり金としてやってございます。その分の支出に対する還付金、全部使わなかったというふうな余剰金で1,574万873円戻ってきてございます。

それと、商工会の公社のほうにですけれども、その事務の手数料をやってございます。それが返礼品の10%となっていて、1,000万円限度というふうにしてございました。ところが、商工会のほうで1,000万円をいただけないのでというふうなことで、350万円ほどが返還されてございます。

今申し上げました精算分とポイント期限切れの分、五十何万何がしと、あと送料分の返礼分、余った分、それと商工会のほうに手数料でお支払いする分の1,000万円ではなくて350万円が戻されたというふうなことで、その合計をしますと3,814万9,000円ということになりまして、1,000円単位ですので3,815万円というふうな繰越金ということになってございます。

5番 平成27年度における寄附金、ふるさと納税額、今説明というか回答していただいた金額等を差し引くと、最終的な町への残りというのはパーセントでいうと何%だったんでしょうか。

まちづくり課長 担当のほうで計算しましたら、34%ほどとなっております。

5番 大変いい結果になったなというふうに思っているところでもあります。平成28年度分については、今のところ前年と同じような形で推移しているのかだけお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 8月末現在の比較でございますが、昨年度の累計と比較しますと2,500万円ほど少ない状況です。件数では750件ほど少ない状況になっております。その手だてとして、今さまざまなポータルサイト、今回の補正でも計上してございますけれども、ポータルサイトの追加とかというふうなことで対応させていただいております。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じ款項目でふるさと納税について質問させていただきます。

返礼品、はえぬきが75%ぐらいという話だったんですけども、その他の農産物についてはどのくらいの品目が舟形町から返礼品として送られているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長 質問者に申し上げますけれども、今は補正予算の質疑です。余り逸脱した質問にならないようにご注意ください。

まちづくり課長 はえぬきのほかにサクランボ、それからワンツー工房の木工品等についても今回返礼品として上げてございます。今年度いろいろ農家の方からもご協力いただいて、スイカ等、あとサクランボも1軒しかなかったんですけども、数軒参加していただくというふうなことになってございます。そのほか食肉公社の肉等もございまして、いろいろそのサイト、ふるさとチョイスというポータルサイトがあるわけですけども、そこにやはり品目をこれからいろいろ開拓しなければいけないなというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出の第1款議会費から第4款衛生費についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 4款衛生費、衛生費にはごみ収集が入るんですよね。

議長 そうです。

4番 衛生費、衛生総務費事業40万円があるわけですけども、ここにはごみ収集関連の事業に係る費用の範囲であろうかと思っておりますけれども、先ほどごみ収集車の議案がありました。近年、人口減少に逆行するような形の中でごみの量が人口減少対比で減るかと思うや、逆に増加しているというふうな状況の中です。広域で管理しておりますリサイクル場並びに最終処分場等々の修繕費用もかなり高額にかかっているわけですけども、都市部から見れば町村単位のごみの分別の範囲がまだもっとリサイクルできる範囲があらうかと思っておりますけれども、今後町の取り組みとしてはそういうふうな業務をさらに分散化というか、リサイクル率を上げる方

向性の検討はなされておるでしょうか。

税務福祉課長 リサイクルプラザ、エコプラザは1市4町3村の最上広域行政事務組合が実施している事業でございます。その中でいろいろ検討されているとは思いますが、分別については燃やせるごみ、燃やせないごみ、それからリサイクルというふうな分別の施設でございますので、多分別方式ということは今のところ広域のほうから検討しているというお話も聞いていませんので、ということでもよろしくお願ひします。

議長 今回補正予算に、見てのとおり保健衛生予防費と母子健康増進費が補正に上がっている部分なんです。そのどこの部分で聞いているのかも明確にお願ひします。

4番 なかなかないところで、1目の衛生総務というところで事業体系の中でどうかなというところをちょっとこじつけたところでありました。というのは、燃えるごみ、燃やせないごみ、要するに生ごみは燃えるごみの中に入っているわけです。プラスチック、トレー等、紙等も燃やせるごみの中に入っているわけです。今いろいろな形の中でそれをさらに分別することによって、総体的にリサイクル場なり処分場なりの経費を削減できるような形ができるのではないかなと。それについては、先ほどごみ収集車並びに各地域の衛生班長というか係長のほうの担当者はかなりこの仕事がふえるかと思ひます。けれども、ステーションの量もふえるかと思ひます。でも、それに取り組むことの必要性があるのではないかなということで、この項目にこじつけてちょっと今後の対策として質問させていただきました。考えはありませんか。

税務福祉課長 単一の町でどうのこうのというのは、先ほども申し上げましたとおり、1市4町3村広域事務組合が処理をして、燃やせるごみ、燃やせないごみ、それから最終処分場ということで3つの施設で運営していますので、ぜひこういう話は広域の議会あたりでお話をいただければというふうに思ひます。

4番 私も広域の議会のほうに出張しておりますので、そこら辺でも意見をさせていただきますけれども、これはやはり舟形町からそういうものを発信していきながら、改めてごみに対しての対策をぜひ検討していただくようお願いいたしたいと思ひます。

議長 答弁はありますか。（「要りません」の声あり）ほかにありませんか。

7番 では、19ページの財産管理費、この中で質問します。

ちょっと関連質問みたいな感じになりますけれども、これは何回も言っている案件ですけれども駐輪場、この財産を管理しているのは総務課ですよね。駐輪場、そこに2スペースあります。そこが常に倉庫状態、除雪機、消防用具、今は花壇用具があります。これは何回か言っただけですけれども、今はごみ捨て場になっていますよ。パソコン画面2台。つい最近まで猫の死骸までありました。これは町民がとめるスペースですよ。そこを何でそういう状態にしておくんですか。町長以下、総務課長に何回言いましたか。

ここの中に①消耗品費、⑥修繕費、例えば⑦ごみ処分料、出てきてすぐ片づけて町民にここ

にとめてくださいと言える体制が何でできないんですか。質問いたします。

総務課長 佐藤議員からはご指摘をいただいております、その都度片づけておるんですけれども、ちょっと職員全体のほうに、うちのほうの財産管理のほうにはそういったことを伝えて点検をしているわけですけれども、ほかの職員がちょっと、例えば今言われました猫の死骸が出てそれを回収してくるわけですけれども、即捨てればいいんでしょうけれども、それを一旦そこに置いておいたりしてその職員の徹底がなっていなかったというふうなことについては大変おわびをしたいというふうに思います。

今後そのようなことがないように全職員に周知徹底を図り、駐輪場として機能するようにしていきたいというふうに思います。軽トラック等も置いているので、その駐車場の問題もありますけれども、そういったところに置かないように徹底をしたいというふうに思います。

7番 あそこに「倉庫」と書かれているのなら別に何も言わないし、「ごみ捨て場」と書いてあるんだって私も何も言わないんです。でも、町民にここにとめてくださいというふうに「駐輪場」という表記をしておきながら、駐輪できないという状態のときもあったし、やっぱりそれを注意されたらすぐに直せるといって、ごみが捨てられたら気づくという職員がいないことに私は腹が立つんです。それを言ってもすぐに直せないという役場体制にすごく腹が立つんですよ、町長。これはすぐ直してください。どうなんですか。

町長 何度か佐藤議員からも指摘されたので、その点についても申し上げておりますけれども、やはりちょっと駐輪場としての役割というふうなことも一つあるかと思えますし、今現在のところを見ますと、池の前に自転車で来た方についてはとめられる方が多いかなという場所的な問題も含めて考えていかなければいけないとは思いますが、とりあえず今のところ役場の駐輪場としてあるのであれば、しっかりと今ご指摘のあったことをやらせていただきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 26ページ、4款1項5目健康増進事業費、三角のマイナスの220万2,000円ということで、きのうの一般質問、きょうの一般質問の中で町長は健康増進に力を入れるというふうなことを再三にわたって答弁をしておりましたが、この金額の中で事務筆耕雇上賃金222万4,000円の減と。人が足りないというふうな答弁もあつたわけでありますが、その答弁している内容とここでの健康増進事業に対する意気込みにギャップを感じます。この辺についてどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

総務課長 昨年までこのところについては栄養士を配置しております、学校の給食とかそういったものについては食育ということも含めてここに置いて職員を採用しておりましたけれども、その人については教育委員会のほうに異動しまして、そういった業務をそちらのほうでやっていたというふうなことで、こちらのほうを削って実際にいる教育委員会のほ

うにその賃金を置いているというふうなことでありますので、その辺については、食育関係についてはサービスを落としているわけではなくて、そちらのほうでやっていただいているというふうなことで、こちらのほうについては現在そこに配置しておりませんので、その分を減額させていただいたということです。

5番 私が言いたいのは、確かにそっちに行ったから同じような業務をさせているというのは、それはそれでいいんですけども、本当に町長が本腰を入れて健康増進をやろうとするのであれば、逆に増員してもいいんじゃないかなというふうに思うんです。そういった中でこの金額を見れば、我々からすれば言っていることとやっていることが違い過ぎるのかなというようにところで、もう少し目に見えた形での健康増進事業、人的な面も含めて考えていただきたいというふうに思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長 ご指摘はそのとおりだと思います。ただ、今回減額になった理由については、昨年までこの人が本当に健康増進のところにおいて健康増進のために必要であれば、このまま置いたと思います。やはり職員に対して臨時職員が多過ぎるというふうなこともございますので、その中でやっぱり適正に配置をしなければいけないというふうなことだと思います。ただ人がいるから、お金が来るからということで、ただ増員して本来の目的を達しないものについてはやはりある程度整理をしながら、実際に必要なところをしていくというふうなことでありますので、必ずしも減額になったからといって考え方が違うんじゃないかとかということではなくて、昨年とは違うやり方をやっているというふうなことで、やり方をやりたいというふうなことの思いの中でやらせていただきたいと思います。

特に来年度、先ほども申し上げましたとおり、課制条例の見直しを図って、できるだけ町民のほうにスピーディーに動けるようなそういう課制条例をつくっていただくように、職員の中、それから職員労働組合のほうからもいろいろ知恵を出していただいて、どういう状況であれば職員が一番働きやすい状況になるかというふうなことを検討していただいておりますので、それらを踏まえながらやっていきたいと思っておりますので、この臨時職員の分が減額になったからといって健康増進に力を注がないというふうなことではございませんので、その点は十分ご承知いただきたいというふうに思います。

5番 町長の答弁はわかりましたが、そうしますと今回1名が減になっても、町長が目指す健康増進事業というのは十分できるというふうな考え方ということの理解でよろしいのでしょうか。

町長 この臨時職員が必要であれば、本来健康増進のために必要であればというふうなことでここに置いておりますが、そうでもないというような現場の声もありましたので、ここから異動して教育委員会のほうに行っているわけでございますので、その点についてご理解をいただきたいというふうに思います。

5番 もう一つ、1名をそのように減らした理由はわかりましたが、では今の体制の中で健康増進事業の強化が図られるというような理解でいいんですかというようなところ。

町長 その点については問題ないというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 同じページ、26ページ、今の奥山議員の上です。今回補正で主要な、何と申しますか、説明書きがないので、内容をお伺いします。母子保健健康推進事業のこの工事費の内容についてお伺いします。

税務福祉課長 26ページの国庫支出金、県支出金、特定財源がございます。これは子育て支援関係の補助金のように、施設の改修工事にも使えるということで保健センターの工事関係になります。ただ、保健センターの維持管理、電気料、水道代等、本来ないので、庁舎管理の担当の総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

総務課長 これについては、今言いましたように保健センターの改修になりますけれども、国のほうで乳幼児の死亡事故が多いので、健診の充実と妊婦時からのケアに力を入れる事業として、子育て、生活、心配事に対応するため保健師はそこに必須というふうなことでございますけれども、そういうふうなことをする事業を展開する場合、うちの場合は今年度からそこにそういった事業を展開するわけですが、その利用者支援事業開設準備費というふうなことでこういった保健センターの老朽化している部分について改修が400万円の標準事業費に対して国3分の1、県3分の1をいただけるということで今回取り組むものであります。

今回については、エアコン関係と暖房機、それから壁紙、床の一部、そういったものについて改修を行っていいというふうなことでありましたので、その部分について保健センターの維持管理のような事業について対応できるので、この事業に取り組んで改修をするものであります。

6番 そうしますと、この五百何がしというのは今言ったエアコンなり暖房機の工事代金だということなんですか。実際の保健センターは今のところさまざまな会議をしたり、選挙の期日前投票をしたり、余りその保健センターという機能はさっぱり果たしていないような感じを受けます。ただ、子供さんの健診とかはそちらでやっておるわけでございますが、やっぱりそこに行けばそういう子供の相談とかなんとなかできるという、そういうしっかりした体制をこの補助事業を利用して保健センターという位置づけをもっとしていただければ、これからの子供の子育て支援について役立つんじゃないかなと思いますのでもうちょっと、今回このエアコンなり壁紙だけではなくて、今後今ある保健センターのどういうふうな運営の仕方を考えているのかをお伺いします。

総務課長 保健センターの使い方と、一部選挙等に使っているわけですが、選挙の場合については期日前投票が充実されてきて、そういった場所を立会人、それから職員がそこで事務

をするような形態が前は総務課のほうでやれたんですけども、それができない状況になっていまして、役場の中でなかなか部屋が創出できなくて、1階のほうでできるというふうなことで保健センターのほうに使わせていただいております。ただ、今言った利用者支援事業を今後展開するわけですので、そういったところでいろいろ不都合等が生じる場合については、選挙等の場所等も改めて検討する必要があるのかなというふうに思います。

今言いましたような事業を展開するというふうなことです。保健事業について充実すると。それから、保育所のほうにもそういった子供さんの支援センターというものがありますので、そこら辺との連携をしながら場所等の確保、その事業の内容の充実等をこれから保健師さんと相談しながら図っていくというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

6番 今、最後に保健師さんの話が出ましたけれども、保健師さんも今度そこに駐在させるというふうな形での運営の仕方と。そこに行けば、子供の相談なり何でもできるよというふうな形のこれからの持っていき方を考えていらっしゃるのか、先ほど午前中にもありました課制のことも考えていらっしゃるということでございますので、全体的に見て町長からご答弁をいただきたいと思います。

町長 今回の支援事業の関係につきましては、いろいろと町のほうの組織といいますか、その施設によって色分けをしなければいけないのかなというふうに思っておりますし、妊婦さん、それから出産時期についてはやっぱり保健師さんを中心というふうなところもありますし、保育所の脇の子育て支援センターのほうにはある程度幼児期から小学校に上がるまでというふうな、そういった教育相談というふうな部分もありますし、子育て相談というところの分け方というふうにあると思います。

今、保健師さんがそこに駐在するかどうかということについては、来年保健師さんを1名増員するというふうな考え方も持っておりますけれども、まだ具体的にどこにどういうふうな置いて事務をするかというところまでも決めていただくようなことでお願いをしておりますが、まだその答申が出ておりませんので、ただ、場所はどうかあれ役場のほうに来ればそういった乳幼児、それから妊婦さんのしっかりとした相談ができるような体制だけはやっていきたいというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

4番 26ページ、3の2の3、保育所費の中で134万円、保育所設置事業の修繕費とありますけれども、前回、保育所の0・1歳児、要するに未満児の部屋を個人の動向、行動に影響がないように間仕切りをするという予算が上がって工事はなされたと思います。改めてまたその事業のほかにこの修繕費がどこなのか、お伺いしたいと思います。

今回A4のペーパーの大まかな事業説明がこれに付されているので、いろいろなところがわ

からない、見づらい面がありますので、それとともに一緒に説明をお願いします。

教育次長 お答えします。

保育所は平成19年に建築をしまして、約9年たっております。いろいろなところに劣化した部分が出てきておまして、若干の修繕工事が必要になってまいります。今回3カ所の修繕を予定しておりますけれども、1つは保育所西側の壁です。4歳・5歳児遊戯室のフナガタ側の壁が、西日が当たりまして劣化しております。そのところの塗装修繕工事、これが36万9,000円です。もう1点が保育所の雨どいです。これも9年たちまして若干劣化しておりますので、雨どいの修繕を行います。これは30万8,000円です。また、子供たちが遊ぶ園庭がありますけれども、その園庭と保育室の間のテラスがございます。テラス階段なんですけど、それがコンクリート舗装になっているんですが、若干劣化しておりますので、子供たちが楽しく遊べるように塗装をしながらきれいになりたいということで、このところが66万3,000円。以上、3カ所の修繕を予定しております。以上です。

4番 年数とともに老朽していくところは、いち早く安全・安心のために改善しなければいけないと思います。と同時に、今の項目になかったんですけども、保育所の前に外に遊具がありますよね。夏場に取りつける部分と固定的でずっと取りついているというか、設置されている部分。一番道路側にあるのが、恐らくブランコのポールかなと思われるようなものに対してブランコがぶら下がっていないような状況であったというふうに私はきのう確認しておいたんですけども、それは安全面からですか、それとも必要がないからですか。

教育次長 申しわけありません。ブランコが設置されていないところを確認しておりませんでした。安全面から多分外しているんだろうと思いますけれども、なお後で確認してみます。

4番 保育所、子供たち、0歳児から5歳児まで幅広い間隔で保育しているわけです。特に0・1歳児、未満児のニーズが高まっている中で今後ともしっかりとした安全な形の中での保育所運営をしていくわけです。これから運営形態も委託を出して変えていくという中で、もし安全面の件で設置したもので使用していないのであれば、それもこの修繕というような対策の中でさらに別の使えるような遊具に変えていくなりの方策が必要ではないかなと思います。鉄棒にしてはちょっと高すぎるなど、はてなと思いつつきのう眺めたところでしたので、これからいろいろな対策を持って必要ないものは撤去しながら、使えるものを設置して子供たちの遊びの場、教育の場にしていきたいと思います。

この款項目には関係ありませんけれども、先ほど言った今回ペーパーがなかったのはなぜなのでしょう。それがあつたら、ちょこっとこの補正予算書も見やすいというような形があるんですけども、それについての見解、回答をちょこっとお願いできれば。

議長 暫時休憩します。

午後2時38分 休憩

午後2時38分 再開

議長 再開します。

総務課長 大きな意味はなかったんですけども、担当のほうでそんなに必要ではないのかなというふうなことで、今年度は6月もずっとつけていなかったということでしたので、必要であるというふうなことであれば、内容的にはこちらのほうに書いてあるので、そういったものについて今後充実したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 以上をもって、歳出の1款議会費から4款衛生費までの質疑を終結します。

ここで、午後3時まで休憩をします。

午後2時39分 休憩

午後3時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を行います。

7番 では、33ページ、土木費の中の社会資本総合整備事業、用地購入費マイナス400万円、物件移転補償費マイナス2,500万円、これは去年もたしかマイナスになった案件だというふうに記憶しておるんですけども、同じ案件なのかどうかも含めてなぜこのようなことになっているのか質問いたします。

地域整備課長 ただいまのことではありますが、社会資本整備総合交付金の中の町道舟形一の関線の事業分でございます。今回につきましては、用地購入費と物件移転料を当初予算では計上しておったところなんですけど、今年度このパッケージの中でほかの先行するところがございまして、今回は内示率も低かったものですから、平成29年度以降にここの分は予定しております。以上です。

7番 先行する事業があったからこっちを減らしたという説明ですけども、例えば当初予算で用地を購入するからとか、物件の移転補償するからというふうな当事者との交渉が進んでいるんじゃないかなというふうに思うんです。それを年度途中でこんな形でやめて、別のほうにこの予算を回すということをそんなに簡単にできるものなんですか。

地域整備課長 この土地所有者並びに物件の所有者に関しては、一応、今回のことに関してはやっぱり予算が少なかったということをご理解していただいております。ただ、先ほど言いました簡単に流用できるのかということではありますが、これは一つのパッケージの中では流用は可能なんですけど、今回一の関線についてはまるっきり執行額がゼロではなくて、物件の調査費で

すね、それを行っております。以上です。

7番 物件の調査費を置くというのは、ちょっとなめた手をちょっと置くぐらいのような感じに聞こえるんですけども、調査はもう既に終わって用地を購入するという交渉段階に入って予算をつけているというふうに私は理解するんです。新たに調査費だけを残して何を調査するのかなという気がしますし、また、例えば上に3,300万円の工事請負費、こういったものにマイナス2,500万円プラス400万円、2,900万円のものを流用しているという、そういうことなんですか。どこの工事なんですか。

地域整備課長 工事請負費の件でよろしいでしょうか、3,300万円の。これらについては、町道紫山内山線であります。その改良費、今回追加の要望がございまして、ここの部分に関しては工事請負費について増というような形で今回補正をさせていただいております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 今に関連してですが、その一の関線というのは、小学校に来る線子供たちのための歩道をつくるということで始まった事業ですよ。そういう急がなければいけない工事を予算が少なかったからということで社会資本整備事業のその枠の中で流用しているということなんだけれども、であればその一の関線を改良するのに幾ら金が必要なんですか。

地域整備課長 一の関線の全体事業費であります……。

議長 暫時休憩をします。

午後3時08分 休憩

午後3時08分 再開

議長 再開します。

地域整備課長 舟形一の関線の総事業費であります、1億2,000万円を予定しております。

6番 1億2,000万円相当で計画をしているということでございますが、この今回三角になった400万円なり2,500万円というのは、当初予算として見ておったわけですね。この400万円なり2,500万円で事業をやろうとしておったわけですよ。1億2,000万円かかるから、その分がないから別のところに回してしまうというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。当初予算を見ておった400万円なり2,500万円があるのであれば、そういう子供たちの安全な通学路を確保することであれば事業を進めるべきだと思うんですけども、紫山内山線の優先順位がどれだけなのかちょっとわかりませんが、そうしますとこの一の関線というのは、歩道の整備というのはいつ着工になるんですか。

地域整備課長 この路線につきましては、来年度また申請いたします。なお、事業期間であります、完了年度は平成31年度の計画であります。

6番 年々その着工がおくられていて尻が平成31年に決まっておって、それで終わるんですかね。

この社会資本整備事業のこの枠の中で動かしているわけだから、当初でこの2,500万円なり400万円は見ておったわけだから、これで工事をやりましょうということで予算をとったわけでしょう。1億2,000円が来ないからできないんじゃないかと、400万円なり2,500万円をかけて工事をしましょうということで当初組んでおったにもかかわらず、内山線のほうに流用してこっちは来年度以降だよというのはちょっとおかしいじゃないかなと思うんだけど、そういう考えではないんですかね。

地域整備課長 ちょっと私の説明不足でありました。1億2,000万円というものに関しては、全体の事業費でありまして、今までにここの路線につきましては1,800万円ほどもう執行しております。今後、来年度以降、平成29年度につきましては4,100万円、さらには平成30年度が4,400万円、平成31年度が1,600万端数というような形で計画をしております。

ただ、もう一つなんですが、先ほど言われました紫山内山線につきましては、ここの一の関線のほうのパッケージとも違いますので、そっちを流用したのではなくて、新たに追加の要望箇所がないかということでうちのほうでちょっと申請させていただいて内示をいただいた箇所でありまして、一の関線とはパッケージが違うものですから、パッケージの違うものに流用はできませんので、そこら辺をちょっとご理解していただければなと思います。（「違うの」の声あり）ええ、そうです。

4番 今の款項目の中ですけれども、紫山内山線に関しては工事費としては当初では150万円をとって、工事の予算はしっかりついていると思いますので、今の言っていることは確かにやっぱり違うものではないかというふうに私も思っております。

しかしながら、当初でついていたこの用地購入費並びに物件移転補償費、しっかり予算がついていて来年度以降も事業が着実に計画で予算を組んでいるのであれば、この予算でちゃんと買収並びに地権者との交渉があつてしかりだと思っておりますけれども、それもなされていないんですか。

地域整備課長 繰り返しますが、先ほど言ったとおり、舟形一の関線につきましては、国のほうに申請額としてはまずは100万円になっております。先ほど言いました平成29年度の4,100万円という金額につきましては、その中には今回減額している物件の移転料と用地の買収費含みの事業費になっております。

4番 1年ずれようが2年ずれようが、していかなければいけない安全対策の面であろうと思います。これは保護者から数年来、もうかなりの前から要望があつた件であろうと思います。もちろん今現在、長者原側のほうも県道の拡張工事、要するに自転車通学なり等が危なくないように道路を通行する車が支障のないように、車が大変大型化しておりますので、その対策をしておるかと思つています。この町道においても同じような形の中で拡張、歩道整備をしていくという中で、確かに事業は社会資本事業で1年おくれる、2年おくれるかもしれないというところ

ですけれども、実際は地権者とどこまで話を進めておるんですか。全くしていない状況なんですか。

地域整備課長 地権者の方からは、同意は得ております。詳細にわたる金額の提示とか契約云々というところまでは行っていませんが、こういう形で歩道整備するに当たりましてご協力いただきたいということに関しては同意を得ております。

4番 同意というのは、こういう事業を大枠でやるよというふうな同意というかそういうものの大ざっぱな形ですね。実際に同意というのは、このような金額で交渉して移転していただけますかと金額を提示して、はっきり、はい、それでやっていきましょう、協力しますというのが本来の同意という筋だと思います。そこまでは行き着いていないということなんですか。こういう計画があるということだけを伝えているだけなんですか。実際、地権者の方から役場のほうから最近一切話に来ていないというふうなことです。

地域整備課長 地権者の方につきましては、詳細にわたる金額の提示はしていません。ただ、今回なかなか内示率も悪かったものですから、事業の進捗もできないもので、うちのほうからも言葉が少なかったなということは反省しております。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、37ページの教育費、下から3行目の山形県若者定着奨学金返還支援事業負担金249万6,000円、この事業内容と対象年齢とか対象学区というんですか、学区の種類みたいなものがあれば、どういうものか質問いたします。

教育次長 お答えします。

一連の地方創生対策の一環で山形県が市町村とタイアップで今年度から実施する新規事業、これが山形県若者定着奨学金返還支援事業でございます。若者の山形県内への回帰、定着、そういったものを目的としております。この制度には、日本学生支援機構、昔でいう日本育英会です、これが貸し付けを行う奨学資金の返済支援を行う地方創生枠、それからそれぞれの市町村が持っている修学資金の返済支援を行う市町村連携枠がございます。

今回の補正予算につきましては、そのうちの市町村連携枠の分の予算でございます。返済支援の対象者につきましては、事前にこの制度の認定を受けた学生が本町の修学資金を借り受けて、大学を卒業後6カ月以内に本町に帰ってきて定着します。そして、さらに県内企業に就職をして3年以上経過した場合に該当になります。返済支援の額につきましては、本町の貸付金額が3万円に対しまして2万6,000円を上限に返済支援を行う制度設計になっております。その返済支援2万6,000円のうち、県の負担が1万3,000円、町の負担が1万3,000円です。今回の補正につきましては、その町の負担分を県の基金のほうに事前に拠出するための補正となります。なお、町の負担分1万3,000円につきましては、全額特別交付税対象になります。

今年度の教育振興資金の貸し付けの募集が3月にございでしたが、この制度を周知して募集

したところ7人の学生の方から舟形町に帰ってくると申請がありまして、その7人分の負担額が249万6,000円です。詳細につきましては、4年制大学1年生から活用する方が2名です。124万8,000円。4年制大学を2年生から活用する方が1名です。46万8,000円。4年制大学を3年生から活用する方が1名です。31万2,000円。それから4年制大学を4年から活用する方が1名で15万6,000円。3年制の専門学校を3年生から活用する方が1名で15万6,000円。1年制の専門学校を1年間活用する方が1名で15万6,000円。合計249万6,000円になります。以上です。

7番 これは本当に大変いい制度だなというふうに思います。いろいろな父兄と話をしてみても、こういった奨学資金がないと子供を学校にやれないというのが現状のようで随分多くの方が借りておりました。

それで、この今説明の中にあった6カ月以内とか、山形県に帰ってくることが目的、3年いればとかという話がありましたけれども、それはその期間を過ぎればこの金額は返すことがないというような措置なんではないでしょうか。それとも、どの程度まで返還義務があるものなのか。あるいは、例えばこの約束を守らなかった場合の違約金みたいな、そういうようなところはどのようなようになっておりますか。

教育次長 例えばで考えてほしいんですが、4年制大学に通う方が4年間3万円ずつ本町の資金を使ったとします。その方が返済をするには、1年間据え置いて9年間で返済します。大学を卒業して帰ってきて3年間経過ですので、もうその方につきましては2カ年間返済しております。その3年目からの返済分について全額返済支援をすることになります。3年経過して申請するわけですが、じゃあ4年目にその方がどこかに行ったとなった場合については、今のところ県の設計上、違約金とか、返してくださいとか、そういった内容になってはおりません。

7番 それでは、言い方を変えれば、本当に内容を知っている方だったら、3年とか4年後に県外に出てお金も支払わなくてもいいという状況があり得るという、そういうことでよろしいんですか。

教育次長 はい。3年間本町に定住してこの制度を申請して108万円をもらった方が、4年目、5年目に転出をした場合、返さなくてもよいと。そういったことを悪用する方が仮にいてもしょうがないというふうな設計になっております。

議長 ほかにありませんか。

4番 28ページ、6の1の14、日本型直接支払交付金事業の中での13番委託料10万円、要するに農地維持活動確認業務委託料、この多面的並びに日本型直接支払交付金事業というのは、中山間事業と農地・水、前でいうと、それが合体になってそのまま法制度化してのこの事業だと思います。この10万円の使い道というか、内容をお聞かせください。

産業振興課長 日本型直接支払交付金事業については、今、議員が言われたように中山間と多面

的機能、この多面的交付金事業のこの農地維持活動確認業務委託料については、土地連のほうに成果をつくっていただくための委託料というようなことで、成果一覧を求めるために土地連に委託する業務になります。

4番 事業の成果を報告するための報告書を作成する委託料ということです。確認いたしました。

中山間の取り組みにおいては、平成12年ころからスタートしたのかなと。3期が去年で終了して、今5カ年計画の4期目に入っているのかなと思います。中山間もこの取り組みの中のメンバーがだんだん減っていったり、取り組み組織団体が減っていたりしているわけです。なおかつ、農地・水関連の取り組みも事業体も年々減ってきております。また、来年あたり、地区でいえば長者原地区が取り組みをやめようかなというような考えで今いるらしいそうです。

ということで、業務は要するにこれは成果を委託するための費用なわけです。けれども、今組織団体にこの事業に取り組むに当たって、会計報告の資料をつくるのが非常に困難であると。ある地域では、土地連のほうに業務委託をしてやっていたところがあります。その団体の金額を合計すると、相当な金額になります。それを給与として役場の一部分に、営農改善センター組織の一部分に、臨時職員でもよいかと思います。会計に詳しい方を町で専属に雇って、団体の各組織の会計をして一気に担っていただくということを、土地連に払わないで地元でこうできるというやり方をしながら、その組織団体、会計報告が難しいやりづらいところを地域でやって、組織団体をふやして行って、地域に国から少しでも多くのお金を引き出して地域を活性化させていくという方向もあろうかと思いますけれども、これについての考えはありませんか。

産業振興課長 今、議員のおっしゃられた内容のとおり、中山間も、それから多目的機能交付金事業に参画している団体というものも年々少なくなってきております。その背景を見ますと、やはり高齢化というところが一番大きいのかなというようなことが1つと、それから事務経費については、幾ら簡素化になったというふうなことであってもなかなかやっぱりその事務を会計処理するというふうなことで報告もするというふうなことがやはり苦痛になっているところも確かにあるのかなというふうに思います。

ただ、この交付金事業の制度上、臨時職員等を雇ってその事務をというふうなところについては、土地連についての委託というふうなものは項目にありますけれども、その一般的なものというふうなところのものについてはまだ詳細が出ていないというようなこともありまして、その内容についても確認したことがないので、それが妥当かどうかというようなこともあろうかと思えますし、それから各団体についても会計事務の指導については担当している我々のほうで随時細かく簡素化できるような体制でパソコン等での処理、さらにはソフトの導入というようなこともありましてやっているつもりでありますので、今言われた臨時職員等、会計報告のためのというふうなものについてはもう少し関係機関とちょっと調整を図ってみたいという

ふうに思います。

4番 農業現場も後期高齢者経営者体系になってきて非常に厳しい状況になっております。後継者不足が非常にいろいろな組織団体でも言われているとおりに、農業の現場も大変な状況であります。その中で2回ほど一般質問の中でもさせていただいた経過があるんですけども、今、この多面的直接支払、要するに農地・水、中山間との部分は別ですけども、中山間は舟形町団体で十数団体が取り組んでいるわけです。それを関係なくして、そこにカサかけてもいいんです。舟形町全体、一組織でも多面的直接支払は可能なんですよ。そうすることによって、地域取り組みしているところは事例がたくさんありますということで前に申し上げました。そういうところは事業会計処理もその組織でやっているはずですよ。その地域を視察研修するなり、そこに出向いて勉強するなりすれば、地域でも町でも取り組んでいけるものだと思います。

ぜひこういう、今減退しつつある地域の産業の一つと考えられる農業の分野をやっぱりそういう形の中で守ることが必要だと思います。国のほうでは法整備化をしてしっかり取り組みなさいというふうに提示しているわけです。ぜひ当町でも幅を広げてしっかりとした形の中で、外部委託もいいんですけども、それをうちの町の組織の中でやる手だてはないのかという形にすれば、雇用対策にもなるかと思ったり、地域活性化につながると思います。ぜひ今後ともその検討をしながら、取り組み団体がふえるような推進をやっていただきたい。そのための人脈の予算化もつくりながらやるべきだと思います。

産業振興課長 今、言われた多面的機能支払交付金の町一本化というふうな話については、以前佐藤議員のほうからも一般質問等が出ております。それについて各支部の代表者の方とお話をする機会がありましたので、話をしたところだったんですが、今のところは自分たちの中で行っていきたいというふうなところの意向が多かったというようなことを承知しておりますので、ただ、言われたように年々その団体が衰退化するわけではないんですが、高齢化と組織に入ってくる活動できる人間が少なくなっているというようなことも事実でありますので、どんな形が本当によろしいのかというようなことを再度検討しながら今後やっていきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 32ページ、土木費、除雪対策費の、ちょっと33ページのほうにある内容でちょっとわからないのでお聞きしますが、1つが除雪対策事業工事請負費1,000万円、その下、除雪機械格納庫整備事業、この内容を見ますと、測量・設計業務委託料1,240万円とありますが、単純にこの資料だけを見ていくと、格納庫整備の測量・設計業務に1,240万円をかけて、それをつくるのに工事請負費1,000万円というふうな理解をするんですが、このような理解でよろしいのでしょうか。

地域整備課長 除雪対策費の工事請負費であります。町道の舟形一の関線の旧小学校前あたりの消雪がありますけれども、あの修繕の工事であります。あそこの路線については、昨年もち

よっと消雪が調子悪くて一部機械除雪を行っておったところがありまして、今年度はその水源となる井戸から町道までの送水管、場所なんです、井戸については町民グラウンドのところにある井戸であります。そこから一の関線までのその送水管の布設がえをする工事費であります。

あと、もう1点の除雪格納庫の整備事業の委託料であります、現在、木友に町の除雪センターがあるわけでありまして、県道の歩道整備、道路改良関係で補償物件、支障物になっておりまして、県のほうから平成29年度に移転していただくよう要請をいただいております。そんな中で平成29年度どこかに移転して新築して、そして解体してからでないちょっと道路改良のほう、県道の改良も間に合わないということで、平成29年度中に新築、解体をしなければいけません。そんな中で、本年度実施設計を行わないと、4月以降早期の着工ができないものですから、今回設計料ということで上げさせていただきました。以上です。

5番 わかりましたが、この測量設計業務委託料とその後における建物の建設費は全て補償されるというような理解でいいですか。

地域整備課長 これらの補償については、公共補償という分類になりまして、いろいろな補償の算出の仕方があるんですが、土地代とあとは構内に移築する費用で、大体なんです、今のところ概算で伝えていただいておりますのが、解体費も含めて5,000万円弱ぐらいの補償費になるのかなと思われまして。ただ、これからいろいろな査定が入ってくると思うので、もっと低くなる可能性のほうが多いのかなと思っております。それは平成29年度の補償になります。

議長 ほかにありませんか。

4番 もう一度確認させていただきたいと思えます。今の款項目ですけれども、その5,000万円土地含めての移転建設費の補償費に対して1,240万円の設計費というのは余りにも高額なように感じておりますけれども、そこら辺の内容をもう少しかみ砕いて。

地域整備課長 今、佐藤議員が言われたとおり、かなりの高額ではあります、公共の実実施設計料を積算する場合、国土交通省の積算基準書がございまして、その中で積算します。建物の面積からいろいろな係数がございましてこの額になるんですが、あくまでも今回最初から安くしていただくとか、そういう感じで予算はつくれないと思えますので、正規な形で積算したらこの額になりましたので、今後発注する段階になりましたらそれなりに考えていきたいと思えます。

4番 今、詳細を聞いても、「はい」というふうな状況ですので、今後とも事業が進捗する中でペーパーにおおした形の中で説明方をいただければと思えますので、今後とも説明する段階で納得できるような範囲でよろしく願います。

地域整備課長 今後、詳細がわかってきましたらまた議員の皆様にお示しするような機会をつくりますので、よろしく願います。

議長 ほかにありませんか。

6番 38ページの中学校費の中でちょっと教えてください。これは10の3の2でございます。わかあゆ塾業務委託料ということで出ていますが、これは新規事業でしょうか。どういう内容の事業なんでしょうか。

教育次長 児童生徒の学力向上を目的として、町単で希望者を対象に行う塾でございます。平成29年度の本格的な実施に向けてのプレ塾という形で今回考えております。

具体的には、受講対象者は中学1・2・3年生です。そして、塾の期間につきましては、ここの10月から来年2月までの5カ月となっております。受講回数につきましては、中学生3年生が20回、そして1・2年生が6回となっております。科目につきましては、数学を今回実施したいと思っております。1クラスを基礎レベルと応用レベルに分けて、段階に応じた形で指導していきたいというふうに考えております。指導時間につきましては、1・2年生が約60分、そして3年生につきましては90分1こまの塾を考えております。1・2年生につきましては、定期テストの前の3日間を集中的にやって、掛ける2回という6回です。あと、3年生につきましては、10月から2月まで大体毎月3回程度、それから冬休みの期間の集中講座ということで、今回試みという形で町単の塾を実施したいと思っております。以上です。

6番 業務委託料となっておりますが、どこかの先生に委託を、中学校の施設を使って先生に委託をするんですか。

教育次長 実施場所は舟形中学校です。委託先につきましては、大蔵村のほうで実施している業者ですが、英智学館というところに委託をしたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

5番 28ページ、6款1項4目農業振興費の中でちょっとかかわりがあるのかも兼ねて聞きたいんですけども、中山間地域水田農業活性化整備事業費補助金、この事業の内容、マイナス712万4,000円、その下の経営体育成支援事業費補助金856万7,000円とありますが、まず1つは事業内容と、この2つがどういうふうなかかわりがあるのかないのかも含めて質問したいと思います。

産業振興課長 まず、中山間地域水田農業活性化整備事業費補助金ですけども、これについては全て農業機械の機械整備の事業ということになります。この金額ですが、当初予算では県と町の補助で1,826万2,000円を予定していましたが、既に完了しています。実績として1,113万8,000円の実績というふうなことで、この差額がこの三角ということになります。

それで、なぜ三角かということですけども、事業量は7件の申請が当初ありました。実施されたのが5件ということになります。その2件については、実はこの下のほうの経営体育成支援事業費補助金、これらについての事業採択が、この事業については個人ではなかなかできなくて、団体、それから農業法人、さらには組織というふうな団体が該当になりやすい事業と

いうふうなことで、さらには補助率も3分の1というふうなことになりますので、これらに今回当初予定7件ありましたうちの2件がそちらのほうに移動したというふうなことで、ここで若干数字に違いはありますけれども、そのような形でここは整備されて変更になっているというふうな事業になります。

5番 この2つの事業のかかわりはわかりましたが、もう少しこの中山間と経営体、どういうふうな方が中山間に該当し、どういうふうな方が経営体に該当するのか、もう少し内容についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長 水田農業活性化事業については、先ほど言いましたように主に個人の方が該当になっております。その内容については、トラクターであったりコンバインであったり、それからマルチヘリコプターであったりというふうなことで、コンバインが3台ありますのでその辺が該当になっております。水田農業活性化事業については、県の事業4分の1に町のかさ上げ分があるということになります。

下の経営体育成事業については、県の3分の1に町のほうで、この団体については先ほど言いましたように産業振興補助金の関係もありまして事業費の10分の1を上乗せするというふうなことになっていますので、これらでなっています。この経営体育成事業についての該当になった分については、汎用コンバインと乾燥機、さらにはコンバインとスイスイデバイダーというふうなコンバインにつける機材器具ですけれども、こちらが該当になっているというふうなことで全て農業機械で、この経営体育成事業についてはことしの春にこの補助要綱ができて、そちらのほうで対応させていただいたというふうな内容になります。

5番 基本的なところを聞きますが、両事業とも認定農家でないと受けられないというようなことなんでしょうか。

産業振興課長 はい、そのようになっています。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょっとわからないことばかりで済みません。34ページの土木費でございます。8の3の1、右のほうに急傾斜云々、測量費と負担金がございます。当初ここで200万円の予算をとっておったわけですが、480万円の補正になってございますが、これはどこの箇所の負担なんだろうかと。

地域整備課長 急傾斜の負担金ではありますが、場所が、ほなみさんの裏ののり面の工事でありまして、のり砕工事になります。

6番 これは以前に1回やっていませんでしたか。大堰に崩れてきたところですよ。これはまた今回の災害で崩れたんですか。違うんですか。

地域整備課長 違います。当初予算では200万円を置いておったんですが、今回今年度分の発注箇所というか事業費が確定しまして、このような形の負担金が、県のほうから請求が参りました。

それで、災害で崩れた箇所ではありません。最初から事業箇所として位置づけされた中の今年度分の事業費に伴う負担額です。

6番 そうしますと、あその箇所の工事というのはまだ全然やっていなかったということなんですか。何かもう大分前にやったような記憶があったんですけども、まだ何もやっていなくて今回確定してこういうお金の支出が出てきたということなんですか。

地域整備課長 これは今回初めてではなくて、一昨年もやっております。それで事業年度は、ちょっと今手元に資料がないんですが、今回やって来年まで残事業として残るかはちょっともう1回調べてみないとわからないんですが、一応まだ事業は今年度もやり、もう県のほうでは発注になったはずです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもちまして、歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第6 議案第50号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)に
ついて

議長 日程第7 議案第51号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)
についてを議題といたします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あすは10時より再開をいたします。9時45分までご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時59分 散会

平成28年9月8日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

平成28年舟形町議会第3回定例会第3日目

平成27年9月8日(木)

出席議員(9名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	10番 八 鋏 太
5番 奥山 謙三	

欠席議員(1名)

9番 加藤 憲彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	税務福祉課福祉国保班長	須 貝 孝 子	
副 町 長 酒 井 雅 彦	税務福祉課健康介護班長	伊 藤 誠 宏	
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 委 員 長	太 田 二三男	
総 務 課 長 中 山 進	教 育 長	齊 藤 涉	
まちづくり課長 伊 藤 幸 一	教 育 次 長	叶 内 範 夫	
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	農 業 委 員 会 会 長	加 藤 勝 義	
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	沼 沢 弘 明	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	監 査 事 務 局 長	齊 藤 洋 一	
総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	中 山 進	
税務福祉課税務班長 大 場 正 江			

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 主 任 石 川 忍

議事日程

- 日程第1 議案第53号 舟形町サケふ化場の設置及び管理に関する条例の設定について
日程第2 議案第54号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について
日程第3 議案第55号 町有財産の取得及び処分について

- 日程第4 議案第56号 平成28年度簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）導水管・送水管工事（3工区）請負契約の締結について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時12分 再開

議長 ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第53号 舟形町サケふ化場の設置及び管理に関する条例の設定について

議長 日程第1 議案第53号 舟形町サケふ化場の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題とします。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 この貸すことについては問題はないんですけども、貸したときの管理料、1年間でどの程度払うのかお聞きしたいと思います。(「指定管理者のほうで」の声あり)

議長 では、内容を変えてもう1回。いいですか。(「いいです。後でします」の声あり)

5番 ただいまの質問につきましては、指定管理のほうの中で再度質問したいというふうに思います。

4番 サケのふ化場、現状は長者原にあるものを町の財産として、ああいうものを中間管理施設の脇に建てているわけですけども、両方の施設ともに水源を新たに移動、3基掘り起こしてというような形の中であるわけですけども、この井戸は何メートルぐらい掘った井戸で水温はどの程度なんでしょうか。

産業振興課長 井戸については3つあります。1つが90メートルの井戸、それから42メートルの井戸、46メートルの井戸というようなことで予定されて今進捗しております。水温については、14度というふうなところを定めているといいますか、14度ほどのものが適当だというふうなことがありますので、その14度というふうなところで管理しているようになっております。

4番 14度ということですけども、40メートル、50メートル、90メートルから地下水をくみ上げる井戸の水はもっと低い温度だと思います。それを加温して飼育するのに適切な温度が14度ということですか。今14度の地下水が上がっているというふうに私はちょっと聞いたんですけども、そこはどうなんでしょうか。

産業振興課長 適切に管理するための温度というふうなことで、その90メートルの温度についてはちょっと把握しておりませんでした。

4番 近々鮎まつりがあるわけです。舟形町の大イベントである鮎まつり。今、中間管理施設で飼育されている鮎がなかなか大きくなると、水温が低いとか、いろいろな話が聞こえてきております。要するに、設置してこの後で管理委託を提携するわけですけども、管理者に対してしっかりとした形の中で運営、運用していくような要するに指導であれ改善で、もちろん

この組織においてはちゃんとした研修所に行って、飼育の研修視察も勉強もしてこうかと思えますけれども、いかんせん、なかなか育て上げていないということが現状だと思います。このサケにおいても、そういうふうなことになるようにしっかり監督義務を果たすことも必要だと思います。

町長、建物を貸して、ただ貸すだけで監督義務なり監視という体制に関しては、今後長い目で見てどのように考えておりますか。（「この後の話じゃないの」の声あり）

議長 いやいや、せっかくの質問だから答えてください。

町長 サケのふ化場につきましては、議員ご指摘のとおり、長者原にあった小国川漁協の財産のものを補助事業の中で、小国川ダムに関連もありまして町のほうで施設整備をするというふうな形になりました。そのできたものについてしっかりと、当然水産庁の補助事業をいただいておりますので、放流目的の計画する5万匹というふうな放流がしっかりとなされるように舟形町でも対応をしていく。当然そのようなことが目標達成にならない場合については、山形県の水産振興課、さらには水産庁の出先機関であります新潟にある水産振興センターという名前でしたか、そちらのほうの指導も入ると思いますので、あわせてしっかりと指導していきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について

議長 日程第2 議案第54号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業振興課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

5番 先ほど質問した内容でありますけれども、1年当たりのこの委託料が幾らなのか、質問したいと思います。

産業振興課長 町のほうでは、委託料というふうなものについては格別考えていません。

5番 そうしますと、小国川未来振興機構ですか、そっちのほうから支払われるという形になって、直接町からの持ち出しはないというふうな理解でよろしいんですか。

町長 未来振興機構のほうからお支払いということではなくて、単純に今まで長者原のふ化場がありましたと。それが老朽化したので、町のほうで補助事業を使って施設整備をしますと。それには山形県のほうからの補助金も入れながらというふうなことでありますので、そうしたときにその施設については本来漁協のほうのサケふ化場の役割を果たすものであって、町のほうとしてはその建物に対して指定管理をした際の委託料というのは考えていないというふうなことだと思います。

4番 委託料は考えていないということであれば、指定管理者、ほかにも町の施設はあるわけです。例えば維持管理費、修繕なりが必要となった場合に他の施設と同じく50万円以下に関しては指定管理者が持って、50万円を超えるものに関しては協議するとかというふうな形の条例があるかと思いますがけれども、今後長きにわたっていろいろな形で破損、改善等々が必要になってくるかと思えます。町の財産である以上、その件については今後どのような対策というようなことで協議されているんですか。

産業振興課長 考え方としては、鮎の中間育成施設の指定を行っておりますその内容で、管理施設の修繕等については、大規模改修等については甲と乙が協議をするというようなことですので、漁協と協議しながら行くと。ただ、町の財産でありますので、当然大きくかかわるものについては町で修繕なり改修なりというものは考えなければならないというふうに思います。

ただ、金額的なその50万円というふうなことで議員のほうから言われましたけれども、それについてはまた別個に協議しながら定めているところでもありますので、その辺についてはこれから協議したいというふうに思っています。

4番 スタート時点からちょっとあやふや過ぎるのではないかなというふうな感じがします。しっかりとした中で協議して、確定的な形の中での運用、運営を委託するというか、指定管理者としっかりと提携をするというのが基本原則ではないかというふうに思います。何だかんだ言いながら、結局は100%町で修繕するような形、ずるずるべつとにまたなってくるような気がします。そこら辺はしっかりと契約書をもって契約するべきだと思います。

鮎の隣の施設、今、土地買収から井戸の試掘を2回ほどやって、本井戸掘りでいろいろな形の中で2億円ほど、近くかかっている施設かなと思います。ふ化するだけに関しては相当な高額な施設のような感じがしております。これはサケのふ化をするのは一時期であって、その後その数カ月間、完全に使わない状態ですか、それとも別な用途に利用して有効活用していく計画なんですか。

町長 サケのふ化場というふうなことで水産庁の補助事業をいただきましたが、サケのふ化につ

いては10月からおよそ2月ぐらいまでの期間利用するという事なんですが、サケのふ化場だけですけどもとお金がかからない施設でできるというふうなことがあります。

ただ、やはり鮎の名産地というふうなところで鮎の増産を図りたいというようなことがありました。それは鮎まつりで提供するものであったり、振興公社の加工品で使うというふうなこともありまして、そういったところの中で鮎の増産を図るためにはというふうなことで、使わない3月から10月までの期間については鮎の中間育成施設をします。

今1つの中間育成施設があるんですが、そこで病気が発生した場合とかというふうなところのリスクの問題、それから稚鮎を持ってくるんですが、持ってくる時期が一気に全部持ってくるわけではなくて、何回かに分けて持ってくるようです。そうした場合にはある程度大きくなると別の池に移すというふうな作業があるようです。そうした場合に池がいっぱいあったほうが良いというふうなことの中で、そういう鮎の中間育成施設も兼ねたサケのふ化場というふうなことであります。井戸3つについても、現在、今の鮎の中間管理施設の井戸だけでも水量が足りません。そのためにサケのふ化場というふうなことの名目で井戸の増設を図っているというのが現状であります。したがって、今、鮎の中間育成施設に提供する高架水槽があるんですが、そこに一旦入れると。入れてサケのふ化場に持ってくるという方法と、1つはそのまま入れるという2系統で計画をしていたはずだと思います。

いずれにしても、鮎の中間育成施設のほうにも使えるしというふうなことでの検討をして計画したものであります。

4番 井戸に関してはサケのふ化場名目で鮎にも使うというふうなことですけれども、恐らく私から推測するにも、建物実体も鮎の成魚にするまでの飼育が目的で、サケのふ化場を張りつけしないと水産庁の事業を起こせないという考えが一番正しい方向だったと思います。私はそういうふうに感じているわけでありまして。

そういう中で、例えば井戸であれば小国川の伏流水、そう深く掘らなくても水温がほどほど高くして水質が悪ければ使えないかもしれないですけれども、キリウさんは伏流水を使って工場の冷水に使っております。完全な井戸なわけです。50メートルから90メートル下げるとね。それをやはり稚魚並び成魚に飼育していくためには非常に温度の調整が難しいかと思っておりますので、そういうところもしっかり見なければいけないと思っております。

土地改良区で鮎を提供していたときには、松原のほうの施設でやれたわけです。あれは直接とり水してやっているわけです。かなりいい鮎に育ったような経過、失敗した事例もあったんですが、こちらに来てからなかなか鮎の提供している姿がよくないというふうな、鮎まつりに来た町民の方からよく言われます。ことしからは冷凍鮎の形で鮎まつりに提供するという話も伺っておりますけれども、今後ともそういう施設を有効に最大限に使って、皆さんが楽しみにして来られる鮎まつりが盛大になるように、育成に関してもしっかりと今後とも指導して

いきながら、施設の最大限活用を狙えるように指定管理者にちゃんと目を見張って指導してやっていただきたいと思います。

議長 答弁はありますか。

産業振興課長 大変貴重なご意見ありがとうございました。今言われたように、育成も含めて指導体制というものも十分に行っていきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 4番議員への回答の中でサケというふうな養殖をしながらも鮎もということで、答弁から見て考えるに、長きにわたって使用していくのかなというような感じを受けたわけですが、この指定期間が平成30年3月31日まで、1年5カ月にしかしなかったというふうなところの理由は何でしょうか。

産業振興課長 先ほど鮎の中間育成施設のお話をしましたけれども、鮎の中間育成施設も同じように小国川漁協のほうに管理指定しております。その期間が平成28年11月1日から平成30年3月31日までの5年間というふうにしていきますので、その後ろの年月日に合わせて今回行って、その平成30年3月31日、いわゆる平成30年4月中にはまた両方を一緒に管理指定したいなというふうな考えからこのような形になっています。

5番 そうしますと、この平成30年3月31日で切れた段階で、その後は何年ごとの更新ではありませんけれども契約になるのでしょうか。

産業振興課長 現在、鮎の中間育成施設については5年間というふうな形をとらせていただいております。この5年間もこれでよろしいのかというようなことも協議しながら、町としては5年間というふうなところを前提に考えているわけですが、そこも協議しながら期間を再度そのときに相談しながら行っていきたいというふうに思っています。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 議案第55号 町有財産の取得及び処分についてを議題といたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

4番 この取得する土地、木友沢の光生園跡地で今解体をやっているわけですが、取得した後の土地の開発計画は今現在どのように考えておりますか。

総務課長 今のところ正式にはまだ決めておりませんが、きのうの予算の関係で除雪センターの移転を歩道の関係でしなければならないというふうなことであります。なので、その土地について、民家から離れているのでそこがよろしいのではないかといいたいというふうなことであります。すけれども、ちょっと勾配の関係もありますので、最終決定はしてませんが、そこも視野に考えたいというふうに思っております。

4番 手前の光生園の宿舎でしたか、それを倉庫がわりに使うということですので、現在、今課長が言われたとおりかなり勾配がきつい状況のところなんです。除雪車両といえ大変な重量物ですので、毎日出入りするのにちょっと厳しい状況下であろうかと思っておりますけれども、勾配を緩やかにしながらあそこにステーションを持つということは、場所的には騒音の対策にもなっていて大変いい場所のように感じられますので、1,200万円ほどの調査設計費を予算化しているの、高額な調査費でしっかりとした施設計画をしていただきたいものであります。

議長 答弁ありますか。

総務課長 その辺については十分そういうふうにしたいたいというふうに思います。ただ、今現在散水の消雪もやっていますので、その方法でいいのか、勾配調整といいますと少し今度距離もとらなければならなくなると。隣のほうに土どめの擁壁がありますので、その辺の兼ね合いもありますので、どの方法がいいのかも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 この取得する土地と処分する土地、1個の土地の評価額をお伺いしたいと思います。

総務課長 この間の全協のときに若干お話をしましたけれども、1つは土地についてでありますけれども、土地については固定資産税の評価額としましては6,663万8,000円になります。それから、取得する部分についての用地については、交換する部分、町からやる部分については35万3,374円ということになります。建物については、社会福祉法人でありますので、非課税団体ということで建物の評価はあえてしておりませんので、この評価というのは、評価はしてございませんので未定であります。

議長 3番、よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 平成28年度簡易水道再編推進事業(統合簡易水道)導水管・送水管工事(3工区)請負契約の締結について

議長 日程第4 議案第56号 平成28年度簡易水道再編推進事業(統合簡易水道)導水管・送水管工事(3工区)請負契約の締結についてを議題といたします。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、質問いたします。この導水管工事、送水管工事の3区というこの範囲、どこからどこまでなのか。あと、導水管や送水管の配管の規模、太さというんですか、そこら辺の詳細い説明をお願いしたいと思います。

地域整備課長 工事の範囲であります。ちょうど沖の原の下の町道の七折沢橋がございます。そこからずっと北のほうに向かいまして、農協のライスセンターを過ぎましてずっと行きますと、えんじゅ荘がございます。えんじゅ荘のところから県道になります。県道の新庄舟形線になるんですが、それから本合海側に向かいまして、ちょうどあそこに池がありますが、あそこまでの距離となっております。

施工延長であります。導水管の延長が443.2メートルで送水管が740メートル。管種であります。ダクタイル鋳鉄管の導水管については200ミリ、送水管については管種は同じで150ミリとなっております。

7番 この工事は、今はたしか1つの町では1区というんですか、水道は1区になって、昔は1区、2区となっていたはずなんです。要するに、水源地が十二河原で1区、1区というかどうかちょっと忘れちゃったけれども、沖の原からくんでいるものが主に長者原とか富長とかあつちのほうに行く2区とかというふうになっていたと思うんですけども、それを県の指導で全部1つにするということで、たしか平成30年だか平成31年ぐらいをめどに統合するというんですか、会計を統合するような形に言われている工事だというふう思うんですけども、この導水管とか送水管そのものは旧1区・2区のままなんでしょうか。それともつなげて、例えば旧1区のほうが進めになったら2区から1区のほうにつなげて使えるようにするとか、逆の場合

とか、そういうことも想定にしたような工事なんですか。

地域整備課長 今のご質問ですが、ただいま町の水道は第1舟形簡易水道と第2舟形簡易水道、2つの簡易水道で行っております。第1については十二河原であります。第2が小松であります。

今回発注した工事については、小松地区の水源から、今回補助整備をやっていましたけれども、あそこをずっと配管を入れまして、七折沢の橋のほうに出てきます。そこから先ほど説明したところまでの、それは導水管となります。それは導水管という位置づけで工事をしております。昨年工事しました沖の原の浄水場から原田山の配水池に向かう管が送水管であります。（「もう一つ、統合」の声あり）統合ですね。

統合については、平成29年4月1日に上水道となりまして、会計は企業会計を目指して今頑張っているところであります。（「第1簡水と第2簡水がつながるのか、つながらないのか」の声あり）済みません。大変失礼しました。

今回の事業については、第1と第2はつながりません。ただ、昨年度沖の原の浄水場とかを築造しているわけなんですけど、その高さについては将来、橋に添架しましてつなぐことは可能な位置に施設を建設しております。

7番 そうしますと、今の課長の答弁だと、今はつないでいないけれどもつなぐことも可能だという説明なんですけれども、要するに私が聞きたいのは、今は災害が多いものですから、つなぐという方針で考えていくのか、災害が起きてからつなぐといっても簡単に工事はできないわけです。何か起きたときのためにつなぐという考え方を持って順次工事していくのか、今のままつなごうと思えばつなげるぐらいの感覚で建設計画そのものがないのか、そこら辺の考えなんです。これは課長では判断が難しいかもしれないです。町長とかの考えになると思うんですけども、つなごうと思っているのかどうか、そこら辺を質問します。

町長 確かに水源地そのものは第1簡水、第2簡水とも非常に優秀な成績の水源地であります。水源地そのものは多分災害があっても問題ないのかなというふうに思いますが、先ほど言った導水管、送水管、その関係が地震等で被災した場合の相互の送水のあり方ということが一つ課題にはなってくるというふうに思いますので、今後、今回の統合事業の中には計画されていないようなんですけれども、町としてはいずれそういう方向で災害対策としての考え方を出していきたいというふうには思います。

4番 今、水道に関しての災害の質問で終わったようですので、災害に続けて第2水源地から1工区、2工区の導水管布設工事が終わって、今回の締結が第3工区だと思います。その中でやっぱりライフラインである水道の水源地の保守点検並びに改善点検等いろいろあろうかと思っておりますけれども、冬期間は第2水源地に関しては除雪体制の入らない地区であります。そういうふうな位置に、改めて水源がすごくすこぶるいいということなので導水管を布設して新しい

ポンプ場もつくったわけです。それで浄水場も立ち上げたわけです。その保守点検に関しては、やはり現状町道でありながら砂利道の状況であります。保守点検するためにもぜひ除雪体制にしてもそういう体制をとれば万全な管理体制になろうかと思しますので、そういう計画もぜひ必要かと思いますが、本計画にはそこまで入っておるでしょうか。

議長 4番議員に申し上げますけれども、ただいまの議題は請負契約の締結であります。今の質問の内容はこの議題を逸脱しておりますので、またの機会に発言をお願いします。（「じゃあ、別な」の声あり）では、内容を改めて再度発言をお願いします。

4番 大変失礼いたしました。では、次回にしたいと思います。

3工区が浄水場まで導水管を入れて、導水管から原田山の送水場まで本来であれば上がっていくものを、3工区は伊藤鯉屋さんの手前あたりでとまると、えんじゅ荘の前あたりでとまるというふうな状況ですので、3工区の後、4工区がすぐ発注になるのかはわかりませんが、そこで一旦つなぐんですか、送水管を現状の送水管に。その状況はどこの範囲まで入っていますか。

地域整備課長 3工区の次の工事ではありますが、予算の範囲内で最後の調整工区となると思いますので、発注の予定はございます。

それで、今年度については既設管とはつなぎません。そのままにまずはしておきます。以上です。

4番 前に聞いたのは、3工区で送水管でつないで、現状の1・2工区に入れたところ、水を上げて行って3工区、今現状は発注して締結する部分までを上げたというふうな状況を前に確認したんですけれども、そうではないんですか。3工区が一番のえんじゅ荘の手前は布設した状態でとまっている状態で今回は終わりなんですか。

地域整備課長 大変済みません。先ほどちょっと間違えました。

小松地区の補助整備の絡みがございまして、たしか佐藤議員ともお話ししたようなことを今思い出しまして、3工区が終わった段階で1回既設管と接続して、小松の新しい水源地を利用しまして原田山まで上げていく予定であります。

議長 ほかにありませんか。

6番 では、いつものとおりで。一般入札がありましたが、入札業者が何社あったのか、落札率をお伺いします。

地域整備課長 今回入札の資格が得られまして参加した業者は3社でございます。それで落札率でございますが、96.9%であります。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長 日程第5 認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 (朗読、説明省略)

議長 ここで、監査委員による各会計の決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員 平成27年度舟形町各会計歳入歳出決算審査の意見を述べさせていただきます。

審査の概要は、一般会計各特別会計及び財産に関する調書を対象に7月26日から8月4日までの正味6日間、斎藤好彦監査委員とともに監査を行いました。

町長から提出されました舟形町一般会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書について、関係法令に準拠し作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、証拠書類等を照会いたしました。また、関係職員の出席を求めて、主要な施策の成果報告を受け審査検討を行った結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしましたので、報告いたします。

審査の結果は、意見書の2ページから一般会計、6ページから各特別会計の内容となっており、公有財産、物品、基金など財産に関する調書は11ページに記載しております。

ただいま会計管理者の方から決算状況について詳しく説明がありました。また、決算審査意見書も事前に配付されておりますので、各項目ごとの説明は割愛させていただき、総括意見に移りたいと思います。

決算監査をして一番気になった点は、未収入金の多いことです。未収入金とは、現年度の未収入分と滞納繰り越し分の合計であり、地方税法に基づき不納欠損した金額は帳簿上から消えてしまいます。平成27年度の本来収納すべき未収入額は、未収入額計に不納欠損額を加えた5,600万円ほどになります。民間目線から見ると、5,600万円の未収入金を回収できないということは企業の存続にもかかわってしまいます。

平成27年度の収納率は、前年度同様96.5%でした。収納関係者が精神的な苦痛を感じながら日々大変な努力をしていることは評価できると思います。しかし、自主財源を確保することはもちろん、町民の納税義務の公平性に鑑み、さらなる収納対策の強化の必要性を強く感じました。未納台帳は作成されていましたが、未納者の生活状況をさらに把握され、指導した内容をきちんと記録し、台帳の充実化を高める必要があると思います。そうすることによって、担当者の引き継ぎのときにはより活用ができ、回収の継続性に役立つ気がいたします。不納欠損理由の大半である生活困窮の状況についても、もっと細やかに検討されたく思います。

健全化判断比率算定の結果、平成27年度の実質公債費比率は前年度より0.5ポイント、将来負担比率は18.0ポイント改善されていきました。ただ、借金の一つである臨時財政対策債の発行が急カーブで上昇しており、将来の財政運営に影響が出ないか、考慮の必要があると思います。

8年目となったふるさと応援寄附金は、7億1,700万円を超える大幅増となりました。また、業務委託を目的に立ち上げた株式会社舟形町まちづくり公社の雇用にも貢献し、業務委託したことにより、より細やかなサービスができ、リピーターもふえたようです。各種PR活動、特産品の発掘、返礼品のポイント制など、担当各位の企画アイデア、創意工夫等の努力が実を結び、町に大きく貢献したことは高く評価すべきだと思います。

また、町には多くの団体、実行委員会があり、その事務局を町職員が担い、会計を担当していることから、その経理状況について監査を行いました。通帳、関係書類等を照会した結果、

全て適正でありました。なお、公金管理のより一層の適正化のため、公印、通帳の保管ルールの厳格化を守るようにしていただきたいと思いをします。

平成27年度から人事評価制度が始まりました。その評価の活用方法に今後の期待が高まります。新採職員の指導はもちろん、能力を十分に発揮できる適材適所の配置、なれ合いなどによるマンネリ化を防ぎ、意欲を持って業務執行に取り組まれることが町民の満足につながってくると思っています。

また、人口減少、町税の減収傾向の中、町職員の適正な定員数を改めて検討する必要もあると思いをします。若鮎まつりをはじめとする継続イベントや新規イベントなど、行政が抱える行事が年々ふえ、町職員に対する負担が多くなっている気がします。本来のやるべき業務に影響がないように、それらの必要性、内容、実施方法などを検討し、見直す必要があると思いをします。

役場は安定した恵まれた職場であると多くの町民は感じていると思いをします。舟形町総合発展計画、後期基本計画の具現化により、全ての町民が幸せを実感できるように職員一人一人が町民のトップランナーとして自覚と誇りを持って業務に携われたら、もっともっと生き生きとした明るい職場になり、とてもすばらしいことではないでしょうか。

舟形町においても、少子高齢化は進み、人口の減少を食いとめることは大変困難なことでもあります。今こそ皆で知恵を出し合い、町民参加のもと、安全・安心な住みよいまちづくりにさらなる努力が必要です。町民の一人一人が舟形町に生まれてよかった、舟形町に住んでよかったと胸を張って言える舟形町になることを期待し、平成27年度舟形町各会計決算審査の意見書といたします。以上です。

議長 ご苦労さまでした。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

ただいま上程されました7会計決算等調書の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議するため、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査する方法ではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番伊藤欽一君、

2番小国浩文君、3番石山和春君、4番佐藤勇君、5番奥山謙三君、6番斎藤好彦君、7番佐藤広幸君、8番叶内富夫君、9番加藤憲彦君、以上9名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま指名した9名の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

5番 決算審査特別委員会の委員長には、議会運営委員長の叶内富夫議員、副委員長には総務振興常任委員長の佐藤広幸議員を推薦します。

議長 ただいま5番議員より、委員長には叶内富夫君、副委員長には佐藤広幸君との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、委員長には叶内富夫君、副委員長には佐藤広幸君に決定いたしました。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を本日より12日まで休会することにいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、本会議を12日まで休会いたします。

本日はこれにて散会とします。

午後1時05分 散会

平成28年9月13日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

平成28年舟形町議会第3回定例会第8日目

平成28年9月13日(火)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富広	教 育 長	齊藤 涉
副 町 長	酒井 雅彦	教 育 次 長	叶内 範夫
会 計 管 理 者	結城 恵美	農 業 委 員 会 会 長	加藤 勝義
総 務 課 長	中山 進	代 表 監 査 委 員	渡邊 敬子
まちづくり課長	伊藤 幸一	監 査 事 務 局 長	斉藤 洋一
税 務 福 祉 課 長	高橋 明彦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	中山 進
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	沼沢 弘明	税 務 福 祉 課 税 務 班 長	大場 正江
地 域 整 備 課 長	伊藤 武美	税 務 福 祉 課 福 祉 国 保 班 長	須貝 孝子
総務課財政管財班長	伊藤 茂樹	税 務 福 祉 課 健 康 介 護 班 長	伊藤 誠宏
教 育 委 員 長	太田 二三男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	齊藤 洋一	主 任	石川 忍
-------------	-------	-----	------

議事日程

- 日程第 1 認定第 1号 平成27年舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成27年舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成27年舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

認定第 4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成27年舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成27年舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成27年舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 議案第59号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第57号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第 4 議案第58号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第 5 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会・文教民生常任委員会

日程第 6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時38分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

-
- 日程第1 認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長 日程第1 平成27年度決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、7会計について審査報告を求めます。決算審査特別委員長 叶内富夫君。

決算審査特別委員長 平成28年9月13日 舟形町議会議長 八楸 太殿。決算審査特別委員会委員長 叶内富夫。

決算審査特別委員会審査報告書。平成28年9月定例会、9月8日に本委員会を設置し、付託されました、平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上、7会計の決算認定について、9月8日から13

日までの4日間、提出された決算書の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長 ただいまの委員長報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決します。認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第59号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第2 議案第59号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。

7番 今回のこの提出に関してですけれども、款項目、目が抜けておったということだと思っておりますけれども、こういった歳入歳出の決算書なり予算書なりを出すとき、議員に出す前にどういったチェック体制というのをやっているのか、つくったらそのままチェックしないで議員に渡しているのか、そこら辺のところを質問します。

税務福祉課長 予算要求をして町長査定が終わった後、最初の印刷が上がりますけれども、その後、各課で推敲してまた出します。その後、再度各担当課で推敲を重ねて上程させていただくということになっています。

7番 その各担当でチェックをすると。今回このチェックが抜けていたわけですが、ここを担当していた人というのは、課長がやっているわけですか、職員がチェックしているわけですか。それは全部の課がそうですよ。いろいろなところが間違った、間違いがこのごろ多いようですけれども、それは課長がチェックしているのですか。課長以下の職員がチェックしているのですか。

税務福祉課長 課長がチェックしているというご理解で結構だと思います。ただ、今回は補正予

算を上程させていただき、質疑もいただき、そしてその後で正規な議決もいただきました。ただ、その後に誤りを発見したがために上司とも相談をさせていただいて、誤りを正すための告示の手続をし、特に今回は決算審査特別委員会と議会の日程が長うございます。その中で誤りを正すために追加提案という形で今回再度お手数をおかけしましたが、提案させていただいて誤りを正す措置、補正予算となったところです。

議長 質問者に申し上げますけれども、今補正予算の質疑であります。補正の内容を超えておりますので、少し修正をお願いします。

7番 款項目の目そのものが抜けていたら、これはなかなかチェックしようがないですね、議員としても。目が全然ないわけですから。これはやっぱりその前にチェックしておかなければならないことだと私は思います。課長がチェックすると言いましたけれども、やはり担当職員も全員で議会前には1回目を通して、間違っているところがないかチェックをすべきだと思いますけれども、町長、いかがですか。

町長 議員ご指摘のとおりでございます。先般臨時に課長会議を開きましてチェック体制をもう一度構築してほしいと。担当課は担当課、班長、課長までしっかりとやってほしい。それから、予算書を作成する総務課の財政班、総務課長等についても同じようにチェックをするように言ったところです。

今回については入力ミスで、償還金のところの目に入力して予算要求すべきところを7目の延滞金のほうに入力してしまったというケアレスミスでありました。大変その点については遺憾に思っておりますので、今後このようなことがないように努力していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第3 議案第57号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。森町長。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第4 議案第58号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案
理由の説明を求めます。森町長。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第5 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。佐藤広幸総務振興常任委員長
より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成28年9月13日 舟形町議会議長 八鍬 太様。総務振興常任委員会委
員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報

告いたします。

記

1. 期日 平成28年8月19日（金）

2. 調査内容（現地調査）

（1）リングロー(株)による長沢交流センターの利活用について

①進捗状況

- ・改修計画の練り直しを行っており、改修工事は未着手の状況であった。
- ・教育委員会と連携し、生涯学習センターの1室を借りてパソコン相談所を開設するなど町民に対しPR活動を展開していた。

②今後の計画

- ・町のアドバイスを受けながら発注業者を選定し改修工事に入る予定である。
- ・冬季間の工事を避け、来春のオープンを目指していた。
- ・改修工事費は、約3,000万円程度を見込んでおり全額会社負担の計画である。

③所感

- ・当初の計画より大幅に改修工事がおこなわれており、町民からすれば開設について不安感があるように感じた。
- ・会社の看板を掲げるなど、開設に向けた準備段階にあることを町民に示しながら、生涯学習センターで行っている「パソコン教室」を開設予定地で行うなど、町内外の方々にPRする必要性を感じた。

（2）サケふ化場整備事業について

①進捗状況

- ・ふ化場新築工事、水源井戸新設工事の進捗状況は工程どおりであった。
- ・今後は、各飼育施設等内部工事が開始されるが、工期内の完成予定であった。

②所感

- ・同施設において、サケふ化・飼育事業終了後に鮎の飼育事業も行う計画であり、事業効果に期待をしたい。
- ・本事業が基盤産業となるよう漁協と連携し、積極的な取り組みを展開すべきである。

以上でございます。

議長 ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。閉会中の所管事務調査は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、奥山謙三文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成28年9月13日 舟形町議会議長 八楸 太様。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成28年8月8日(月)

2. 調査項目

- (1) 舟形町の高齢者保健福祉サービスについて
- (2) 平成28年度(開校4年次)舟形小学校の教育について
- (3) ほほえみ保育園の現状と課題について
- (4) 平成28年度舟形町の学校教育について

3. 所感・課題

(1) 舟形町の高齢化率(65歳以上)は35%であり、県平均を上回っている。町ではきめ細やかに福祉サービスを実施しているが、本人・家族等が孤独にならないように、行政・地域がサポートできる体制の構築を図っていただきたい。

(2) 保小中の一貫指導が3年経過し、子供たち、保護者にも目標が定着してきていると感じた。

校長先生からは、今年度の重点事項について詳しく説明を受け、その目標達成について教職員一丸となって頑張っているところがうかがえた。引き続き子供たちの育成に努力していただきたい。

(3) 園長より、在園児数、保育士の現状等について詳しく説明を受けた。未満児の保育ニーズが高まっている中で、保育環境・人的対応等、課題が山積しているとのことであるが、安全・安心な運営に努めていただきたい。

(4) 保小中の一貫指導全体を取り仕切る教育委員会には、ビーンズプラン基本目標の達成に向けて指導・監視を行っていただきたい。

また、保育園の業務委託については、保護者・保育士に逐次経過報告を行い、スムー

ズな移行に努めていただきたい。

以上です。

議長 ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第6 議員派遣の件

議長 日程第6 議員派遣についてを議題といたします。議員派遣の内容については配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

町長 平成28年第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月6日から8日間の日程で、和解に関する合意書の承認が1件、一般会計及び特別会計予算の補正が4件、過疎計画変更の承認が1件、条例の制定が1件、指定管理者の指定が1件、財産の取得及び処分が1件、請負契約締結の承認が1件、人事案件が2件、報告が1件、平成27年度一般会計及び特別会計の決算に係る認定が7件、合計20件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受けとめまして行政運営に努めてまいりたいと思います。

大変悲しいことではありますが、9月11日に名誉町民であります元運輸大臣伊藤茂氏のご逝去なされました。伊藤氏は昭和51年衆議院議員に初当選以来、連続8回24年間衆議院議員として国政の場で活躍されました。その間、昭和58年細川内閣のもとで舟形町から初めての大臣、運

輸大臣となられ、山形新幹線、新庄延伸等、舟形町及び新庄最上地方郷土発展のためにご尽力いただきました。ご生前のご功績をしのび、心からご冥福をお祈りいたします。

また、9月10日、11日開催の第36回ふながた若鮎まつりは天候にも恵まれ、過去最高の2万9,000人の来場者となりました。町内外に舟形町の元気と舟形の鮎、そして舟形の味覚を十分にアピールできたと思います。これもひとえに議員の皆さんや実行委員会の方々及び産業振興課商工観光班を中心に、若鮎まつりを支えていただいた職員の皆さんのおかげと心から感謝と御礼を申し上げます。

また、台風9号の豪雨による災害復旧のための補正予算、そして強い水産業づくり交付金事業、サケふ化場新築工事及びサケふ化場水源移動施設新設工事の変更契約締結のための臨時議会をお願いすることとなると思います。大変ご多用中とは存じますが、その際はご参集いただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては秋の収穫作業等で忙しくなる季節、そして日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。8日間、どうもありがとうございました。

議長 以上をもちまして、平成28年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。8日間にわたる長い会期でしたが、慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

午後2時13分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 佐 藤 勇

署 名 議 員 叶 内 富 夫